朝鮮總督府月報

第四巻 第一號

BERKELEY LIBRARY UNIVERSITY OF CALIFORNIA

主要目次

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

921.5.9
4223.5
v.4.1
(1914)

朝鮮總督府月報

第四卷第一號

目次

口繪

調査資料

雜錄

辭令

統計

法令

判決例

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

漢江鐵道橋複線路全景（大正二年十二月五日南岸鷺梁津丘上より寫す）

列車の走れる橋梁は徑間二百呎十連全延長二千六十七呎六吋の新橋梁にして明治四十四年九月十九日起工大正元年九月三十日竣功せるものなり
其後方の橋梁は舊橋梁を改築せるものにして徑間二百呎十連全延長二千五十八呎四吋あり大正元年十一月一日起工同二年十二月下旬竣功せり

京城鐵道旅館建設工事の景其の一（大正二年七月一日寫）

本建物は京城圜丘壇内に建設せるものにして煉瓦造の地下室、一階、二階、三階及四階の五層とし建坪約五百八十三坪（各階延坪數約二千四百坪）なり。大正二年四月一日基礎工事に着手大正三年八月下旬竣工の豫定なり。寫眞は腰石積、地下室煉瓦積を了り第一階の煉瓦積工事中の光景なり

京城鐵道旅館建設工事の景其の二（大正二年十一月二十五日寫）

寫眞は煉瓦積及各階床「コンクリート」打を了へ小屋を上げ棟木極木を取付け茲に上棟式を舉行中の光景なり

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

（六十八）美濃紙の包裝（第七十八頁參照）

（六十五）[illegible]の包裝（第七十七頁參照）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

（六十六）牛皮の包裝（第七十七頁參照）

（六十七）干鰮の包裝（第七十八頁參照）

Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

朝鮮總督府月報
第四卷第一號

朝鮮に於ける陸地棉

勸業模範場技師　三原新三

棉花と人類の生活

棉花は古昔より衣服の原料として用ゐられ當今世界各地に莫大なる需要を有し人類の生活と密接の關係あり然れとも其の需要激進今日の盛をなせるは十九世紀初期以後にして其の以前にありては重要衣服原料中亞麻大麻羊毛の世界消費額は何れも棉花より多かりき然るに十九世紀の末期にありては右の順位全く轉倒し棉花の消費額は遙に他の諸原料を超過するに至れり是れ其の供給の豐富にして價格の低廉なると衣服の原料として他に優るの特長を有するを以てなり加之棉花紡績事業の發達は益綿服普及を促せり今日棉花工業は世界に於ける各種工業中最重要なる地位を占め年年二十億圓の原料に加工して四十五億圓の製品を産出すと稱せらる而して棉花需要激增の趨勢は將來に於ても世界人口の增加及文化の普及に伴ひ益顯著なるへきは疑を容れす且衣服以外の用途に對しても棉花の需要益增加しつつあるは爭ふへからすされは棉花需給の問題は人類生活に對し其の影響する處大なるを思はすんはあるへからす

紡績業と棉花の需給

東265234
Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

棉花使用普及の世界的發足點は東印度にして中世に入りて其の使用の早く擴りたるは支那にして內地及朝鮮の綿服普及圈內に入りしは近世の初より十七八世紀の交なりとす然れとも從來內地朝鮮ともに棉花栽培の目的は自給自足に存し今日所謂棉花紡績なるものの原綿を供給するにあらさりしを以て其の栽培程度は近時發達せる紡績業に對し充分に其の原料を供給する能はす茲に於て外國產棉花を輸入するの止むを得さるに至り從つて棉花輸入稅蠲免の事行はれ外國產棉花の消長は我紡績業の盛衰を左右するの狀況を來せり思ふに我綿製品の需要は年年增加し工場の生產力亦年を追ふて進めるに拘らす之か原料たるへき棉花の生產を內地に求むへからすとせは外國に於ける棉作の豐凶如何は直に內地に於ける原綿供給に影響し從ふて其の市場價格を左右することとなり紡績業者の不利を惹起するは勢の免れさる所なり我邦にては米國、英領印度及支那の產出に係る原綿を使用するを以て原綿供給は一地方の獨占にあらすして多少棉價の調節を圖るを得るに似たりと雖英領印度及支那の生產額は共に米國の六分の一に達せす世界に於ける米國棉花の獨占的地位は其の豐凶如何により世界市場價格を攪亂し紡績業者をして不安の念を懷かしむること大なりとす我紡績業者も常に此の不利不便の域を脫する能はさるを遺憾なりとせさるはなし故に朝野共に自國に於て多少なりとも原綿を產出せしむるの必要を感し十數年以前細絲紡績の用に供するを得へき品種を外國より輸入し之か栽培を試みたるに內地の多濕なる氣候は此等品種に適せさるものあり爲に遂に其の目的を達する能はすして止めり然るに明治三十七年に至り朝鮮の風土は棉花の栽培に對し有望なるへきを察し之か栽培獎勵を爲すは獨り朝鮮農民の福利を增進せしむるのみならす內地綿絲

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

紡績用原料の供給上最緊急なるを認め爾後力を此の方面に盡すに至れり

朝鮮に於ける陸地棉の奬勵

朝鮮に於ける陸地棉栽培の事業は明治三十七年木浦日本領事館に於て之か栽培を試みたるに淵源し其の試作の結果は未た充分なる能はさりしも成育の實況又結蒴の模樣より察すれは陸地棉栽培の決して望みなきにあらさるの一曙光を認め兩國の官憲及有志者は之か栽培を奬勵するの不可なきを感し内地に於ては朝野の有志相謀りて當時の韓國に於ける棉花の繁殖を圖るを目的とする棉花栽培協會の創立を計畫せり而して明治三十八年同協會創立せられ當年試作の結果亦良好なりしかは我農商務省は技術者派遣等種種の援助を與へ韓國政府も亦翌三十九年に至り補助金を支出し棉花栽培協會の事業をして容易に經營せしむることとなれり是に於て同協會は陸地棉を奬勵普及するには種子供給を豐かにするの必要ありとし棉採種圃を棉作の主要地たる全羅南道の十箇所に設置せり其の栽培面積は四十五町餘にして其の他各道に於ける内地農事經營者に陸地棉の栽培を委託せり此の時に際し我政府は勸業模範場を設置し産業の改良發達に資する模範を示し又試驗及調査に任せしめ指導奬勵の機關たらしめたるを以て棉花栽培の事業も當然之れか監督を受くることとなれり卽ち勸業模範場は木浦に出張所を設け試驗事業を行ふの外斯業の監督に任したり同年七月同出張所は更に協會の請を容れ棉採種圃事業を行ひ而して棉採種圃に於て收穫買收せる棉種子の散逸を防くことを期し繰綿工場を木浦に設置することとなし同年十二月其の試運轉をなすに至れり明治四十年に至り勸業

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

模範場の韓國政府に移屬するや棉採種圃事業も同政府の管するところとなり前年來の方針を襲踏し棉作改良の指導に任したり而して各地棉採種圃に於ける陸地棉栽培の成績は期待せる如く收穫、繰綿歩合共に多く而も其の品質優良にして纖維の細長なる紡績原料として遙に在來棉に卓絕せるを確めたるを以て韓國政府は之か普及奬勵の必要上明治四十一年九月臨時棉花栽培所官制を發布し同所を棉花栽培の中心たる全羅南道木浦に設置し益之か普及奬勵を圖れり明治四十三年朝鮮總督府勸業模範場官制の發布せらるるや同事業は勸業模範場の經營する所となり臨時棉花栽培所は改めて木浦支場と稱すに至れり大正元年度より木浦支場の經營し來たりたる棉採種圃事業は奬勵の便宜上棉採種圃所在地各道廳の所管に移され同場は專ら棉花栽培試驗と棉種改良とに從事することとなりしも陸地棉栽培區域の擴張に從ひ棉採種圃制度を以て之か指導監督を爲すは不便なるより總督府は大正二年度より從來の棉採種圃を全廢し陸地棉栽培地の各府郡には其の所管道廳をして棉作に經驗ある技術員を駐在せしめ府郡の職員と協力して栽培指導を爲さしむることとせられたり道に於ては此の方針に從ひ陸地棉の普及奬勵に努むると共に或は混棉の取締を爲し或は陸地棉栽培者をして棉作組合を組織せしめて純良なる種子の保存を爲さしむると同時に生産棉花の販賣を有利ならしむる等斯業の奬勵發達に力を用ふること尠少にあらす右に陳ふるか如く陸地棉栽培の指導奬勵篤きと農民自ら其の有利なるを覺知せるとにより之か栽培面積は年と共に增加し本年に於ては其の作付反別一萬四千二百三十五町歩に及へり今其累加を表示すれは左の如し

明治三十九年　四五町歩

同　四十　年	六五
同　四十一年	一九七
同　四十二年	四一二
同　四十三年	一、一二三
同　四十四年	二、六八四
大正　元　年	六、四四〇
同　　二　年	一四、二三五

前表に據れは朝鮮に於ける陸地棉栽培の進歩は洵に顯著なるものあり啻に朝鮮農民の爲め慶賀すへきのみならす內地紡績業の爲め喜ふへき現象なりとす而して內地に於ける紡績業は二百萬錘の多きに上り繰綿需要高は每月五六百萬貫に及ふを以て繰綿の販路閉塞する虞毫も之れなきなり故に將來益朝鮮の棉作を發達せしめ朝鮮農家の福利を增進すると共に內地紡績業に對し原綿供給を豐富ならしめんこと國家の爲極めて緊要事に屬す

朝鮮在來棉と陸地棉との比較

棉花は古來朝鮮の重要物產にして全道を通すれは其の面積狹小なりと云ふへからす然れとも從來栽培せる棉花は現時奬勵せられつつある陸地棉とは其の性狀を異にす概言するに品質良好ならすして收量亦尠きの不利あり在來種棉花は纖維稍粗剛なれとも彈力强きを以て中入綿としては陸地棉の纖維に勝るものあれとも其の紡績的價値に至りては陸地棉に及はさるなり是れ纖維短きと撚曲數少きか爲なりとす當場の調査によるに陸地棉にありては輸入後七箇年を經過し能く馴化せられたる後にても其の纖維は二十九粍二三二の長さを有するも在來棉は

平均二十八粍四二九なりき而して陸地棉は纖維一條に撚曲十回以上存すれとも在來棉にては三四回に過きす蓋し撚曲數大なれは紡絲容易なるを常とし陸地棉のみを以てせは四十二番手を紡き得るも在來棉にては三十二番手を紡き得るに過きす實綿收量にありても在來棉は陸地棉に及はす勸業模範場木浦支場に於ける成績に依れは陸地棉キングスインプルーブド種七箇年平均反當收量は二百七十斤餘なるも在來棉は同二百十三斤なりき之を鮮人農家の栽培せるものに就て見るも陸地棉反當平均收量百十斤內外に比し在來棉は六十斤內外に過きす繰綿步合も亦在來棉は陸地棉に及はす木浦支場七箇年平均成績に依れは陸地棉の繰綿步合は三割五分餘にして在來棉は二割六分餘なりき製油原料として棉種子の價値に於ても陸地棉は在來棉より大なりとす當場は未た之に對し精密なる調査を行はさるも昨年大阪府東成郡吉川製造所に就き調査したる結果左の如し

一、棉實十貫目より生産すへき數量

棉實の種類	棉實油	棉實粕	棉實及殼碎片
在來棉	七九〇匁	三、七〇〇匁	五、〇〇〇匁
陸地棉	八八〇	三、九〇〇	四、五〇〇

前表に基きて計算するに棉實油一升を四百四十匁とせは棉實十貫目より陸地棉にては棉實油二升在來油一升八合を得へく即ち陸地棉は在來棉に比し棉實十貫目より棉實油二合多き割合なり

以上陳ふるか如く陸地棉は在來棉に比し種種の長所あり故に經濟上農家を利する事尠きにあらすされと開絮比較的遲きを以て栽培者は之に對し注意を拂ふところなかるへからす當場の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

調査に依るに陸地棉の開絮始は九月初旬にして在來棉に遲るること約一週間なりとす而して在來棉は開絮始めより約二週間にて開絮盛期に入り十月上旬に大部分開絮を終了するも陸地棉は開絮期間長く十一月に入るも尙開絮終了せすして往往霜害を被ることありとす

陸地棉栽培上の注意

陸地棉栽培上特に注意すへき點は早く莖葉の成育を停止せしめ速かに開絮期に入らしむるにあり之をなすには特に左の諸點に注意するを要す

一、播種　播種の適期は四月下旬乃至五月上旬なるを以て時期を失せす之を行はさるへからす若し適期を誤る時は成育遲延し從て開絮の期亦遲延することなき能はす

播種後發芽を齊一ならしむると之を速かならしむるとは將來開絮に對し必要なりとす故に覆土を適當ならしめ輕く壓することと肝要なり

二、肥料　肥料は速效肥料にして其の量亦多からさるを宜しとす堆肥の如き往往其肥效遲きに過くるを以て好ましからす若し之を用ふるとせは充分に腐熟し又其の用量に對し多大の注意を拂はさるへからす肥料多きに過き又は肥效遲き時は陸地棉の生育遲延し開絮せさることあり從て肥料は全部を原肥として施すを安全とし補肥を施す必要ある場合にても六月を過くへからす

鮮人は糞灰を使用するを普通とするを以て補助肥料としては速效ある過燐酸石灰及硫曹肥料を可とす

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

三、摘芯及除贅芽　棉莖の成熟を促し開絮を催進する爲めには摘芯及除贅芽を行ふこと極めて肝要なり

棉花の品質を佳良ならしむるには栽培に注意し開絮を促進すること必要なると共に收綿及繰綿に注意せさるへからす開絮せる棉花を降雨に會せしむるときは纎維光澤を失ひ又砂塵の爲に汚染せられ綿絮の品質を害すること多大なるを以て開絮期に入らは常に天候に注意し必す降雨前に摘採すへきなり摘採の場合には葉片葉蕚等夾雜物の混入を避けさるへからす

朝鮮在來手繰器械は纎維を損傷すること多く且未熟種子を壓搾混入せしむる虞あるを以て足踏繰綿機を使用するを可とす

棉種子の採取及保存に關しては次の注意を要す

播種用に供すへき種子を採取するには九月下旬開絮せる蒴よりするは宜しからす此の蒴は形小にして種子の充實も充分ならさるに依り善良なる種子と稱するを得す十月上中旬開絮せる蒴より採種すること最適當なりとす

種子中には往往裸種子にして全然纎維を有せさるか或は極めて尠きものあり此の如きは遺傳性によりて將來纎維の產額を寡少ならしむるを以て播種用に供すへからす又炭疽病に罹りたるものより採收せる種子を播種するときは再ひ發病の虞あるを以て宜しからす

種子を貯藏するには乾燥を充分ならしむるを要す乾燥不充分なるときは醱酵し易きを以てなり從て貯藏の箇所亦濕氣多きは不可なり

白頭山附近略圖

大正二年八月路上測圖

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

白頭山附近の情況

臨時土地調査局調査

一、從來視察の白頭山　白頭山附近の地形は古來之を探査せし者少からすと雖其の報告區區に涉り毫も其の眞狀を捕促する能はす例せは頂上にある池の如き或は頂上にありと云ひ或は其の西北にありと云ひ又定界碑の如き或は東方となし或は南方となす等其の附近の諸峰嶺並に水系の如きも其の關係位置方位に於て甚しき齟齬を來し在來各種の地圖に於て一も地勢の信憑すへきものなし蓋し白頭山は其の山勢雄大なると其の附近は一帶の密林にして視察困難なると四時氣象の妨害多大なるとを以て容易に全般の狀態を瞰望し判斷することを能はさるに基因す

二、白頭山附近通路　通路は凡て密林内を通し僅に人馬の足跡を印する幅一尺内外の小徑にして樹木縱橫に倒臥し或は之を踰越し或は迂回し或は其の下を踽過する等每里少くも五六百本に達する狀態にして現在通路は左の如し

一、甲山郡寶泰洞より虛頂嶺、新民屯を經て西間島内頭山及白河に至るもの

二、茂山郡農事洞より茂峯、ササンムリを經て小白山下に至るもの

三、茂山より小流に沿ひ新民屯に至るもの

四、虛頂嶺より柳洞を經て茂山郡農事洞に至るもの

五、新民屯より無頭峯を經て小白山下支那地クースに至るもの

通路は一般に平易にして一二溪谷を超ゆる場合の外傾斜十分一以上の坂路少しと雖密林内を通するを以て往往晝尙暗く展望全く遮蔽せられ僅に燒林枯木の小地區に出るに當りて樹間に山嶺を瞥見するに過きす

住民は甲山郡にありては惠山鎭より十三里南胞胎山下にある胞胎山里を最北とし是より白頭山迄十九里の間無人の境たり或は小白山下に奉命洞なる部落あり民家八戸を有すとの說あるも未た探査を經す從て眞僞を判明する能はす茂山郡にありては農事洞の西約一里に紅岩洞あり民家十六戸を有す是より西白頭山迄二十三里の間全く住民なし

虛頂嶺には朝鮮家屋一戸又新民屯には支那家屋一戸あり共に空屋にして單に通行人の雨露を凌くに供するのみ其の他無人地境内には一も家屋を有せす又飲料水を得る能はす但し茂山郡の區域には密林内三四の獵師小屋ありと雖唯木を立て之に樹皮を掩ひたるものに外ならす

三、白頭山一般の狀況　白頭山は滿洲朝鮮第一の高山にして鴨綠、圖們、松花の三大江の源をなし朝鮮山川の宗主たり山頂は大古火山時代の噴火口にして有史以後に於ては全く死火山たるか如し山勢廣大にして傾斜急峻ならす朝鮮人の所謂峻極于天千里一著遠而望之頂如覆白甕于高祖と云ふは蓋し眞狀を形容し得たりと云ふへし

白頭山は每年九月より翌年六月迄は屢降雪あり雲霧常に鎖し白雪皚皚寒風酷烈にして七月八月に至るも溪谷は尙殘雪の深きを見る

白頭山は古來靈山と稱し朝鮮人支那人は神仙の宮佛老の窟と呼ひ白衣の觀音居る處と爲す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

幽邃廣漠たる森林山を圍み虎豹羆狼等の猛獸多く山麓は是等獸類の運動場の如く其の足跡縱橫無盡に存在せり

四、白頭山の名稱祭祀　白頭山の稱は高麗光宗の朝に初まり支那人は一般に長白山と稱す滿洲土人は歌爾民商堅阿鄰又は果勒珊延阿林と呼ふ共に長白山の義なり山海經の不咸山、魏の徒太山、太白山は皆此の山を指すに似たり白頭山附近は古來各種民族の興亡消長したる處にして肅愼、挹婁、靺鞨、勿吉、扶餘、沃沮、女眞、滿洲等の諸族相次て此の山周溪谷の地に蟠居せり金人の言に曰く白頭山下石に德林あり實に東珠あり人に我太祖あり皆地靈鍾る所なりと金基を此に肇むるを以て大定十二年(今より七百四十一年前)長白山神を封して興國靈應王となし山北の地に廣宇を建て冊文を獻し其の位を公侯の上に置き春秋に仲祭を行ひ明昌四年(今より七百二十年前)復冊して開天弘聖帝と爲せり明朝に至り太祖洪武三年(今より五百十一年前)鎭嶽封號を去り單に神と爲したりしか清朝の興るに及ひ祥を天池に發するを以て山を尊て長白山之神となし寧古塔城の西南溫德恒山に於て望祭し康熙十七年大臣覺羅吳木訥等を遣はし山に登り旨を宣せしめたり朝鮮に於ては李朝列祖發祥の地たるを以て英祖の朝に至り地を甲山府雲寵堡の北望德坪に擇ひ閣を建て白頭山を望祀することとせり現今惠山鎭の南方一里にある望山嶺に祭堂を存するもの即ち是なり

五、白頭山の位置　白頭山は東經百二十八度六分北緯四十二度七分の交點附近にありて其の標高は約二千六百二十米あり百萬分一東亞輿地圖に記せる位置に對しては經度約二十分緯度約十八分の相違あり農事洞の巽西に方り惠山鎭の子午線に對し西約五度の方位に相當せり

六、山頂の景況　山頂は熔岩よりなる巖石にして其の中央は凹陷して水を湛へ東西約三千米南北約五千米周圍約三里の卵圓形の池溯となり巖頂より水面迄約三百米の深さを有す支那人は之を闥門又は龍王潭若は天池と稱し朝鮮人は之を大澤と稱す池には五色の魚ありと稱すれとも恐らく傳說に過きさるへし池の周圍は凡て懸崖絕壁をなし岩石は絕へす崩壞しつつあるを以て池邊に下るへき位置なし北塞記略に曰く「白頭山中陷爲澤周四五十里深百餘丈雨不溢不雨不縮碧波滔滔人不敢追視」池水は北方岩石の一裂口より細流となりて流出せるものの如く之を天上水と稱せり

山頂は二三十米の凹凸形をなし殆と高低伯仲せる十數峯より成る

七、定界碑　定界碑は白頭山の東南方約一里餘の鞍部にあり灰青色の平版石にして高さ九十珊米幅五十八珊米厚さ八珊米あり稍東南に面し天然石上に立つ是より東北約三百米に土門江源の小溪あり所謂分界江なり碑の西方約百五十米にして鴨綠江源たる雨裂狀溪谷あり之を逃灘と稱す定界碑に記する文字は左の如し

烏喇總管穆克登奉

旨查邊至此審視西爲鴨綠東

大　爲土門故於分水嶺上勒

石爲記

清　康熙五十一年五月十五日

筆帖式蘇爾昌二哥

朝鮮軍官李義復　趙臺相
差使官許　梁　朴道常
通　官金應瀗　金慶門

八、境界標　定界碑の東方約二百米の位置より土門江源たる小溪の南岸に沿ひ五米乃至六十米を間し大さ三十珊米内外の石二三十箇を集めて石堆を設け標識となせり此の石堆は東方三里大角峰に至り大角峰より東七里に至る間には土堆を築き其の數百八十餘屯を有すと云ふ朝鮮人は白頭山兵使峰前及西出嶺上に鐵碑あり昔年分界の時建つる所と云ひ又高麗の時白頭山の西北脈たる先春嶺に定界碑を建て北界の銅柱となせりと云ふも共に臆說たるに過きす

九、植物の狀態　白頭山の中腹以下にありては熔岩特に灰白色の輕石多く砂礫狀をなし各溪谷の兩岸の如きは歩を止むるに由なく一歩を誤れは直に下底に轉落す山下約三里の間は樹木を見す此の無生木地帶には溪谷の兩岸の外は諸種の灌木草花多く盛夏の期にありては紅黃紫白の百花爛熳として全山に滿ち且大古以來風雨に曝されたる熔岩塊は苔蘚之を掩ひて天然の排置其の巧を極め人工庭園の遠く及はさる奇勝妙趣を呈し至る處人をして觀賞措かさらしむ況や他地方に於て容易に見るへからさる高山植物の特種の地質と氣象と戰ひ恰適の姿態を現すに於てをや古來滿鮮人の白頭山を指して神仙の境となすもの眞に故ありと云ふへし

白頭山より東農事洞に至り南虛頂嶺に至る間は一帶の平原にして廣袤約二百方里を有し密

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

林之を覆ひ古來鮮人は之を天坪と稱せり天坪内にある樹木は落葉松を最多とし樺類之に次き唐檜、白檜、五葉松、トド松、楡、椙、槲、等處處に混生す然れとも白頭山に近くに從ひ落葉松のみとなり他種の樹木は漸次に減少せり其の稍樹木の疎なる處には地面に灌木雜草繁茂するも其の密生する處に至れは苔蘚深く地皮を掩ひ往往足を沒し膝に達することあり通過最困難なり

落葉松には壯樹林あり老樹林あり各年期樹混合林あり自ら一定の區域を成形するも大樹は風力に堪へす根株と共に轉倒するもの多きを以て大樹少く其の大なるものと雖徑三尺に至るは稀なり此の故に樹林は至る處無數の倒木縱橫に散在せり

藥草としては山人蔘、黃蓍、細草等數種なるも山人蔘は天坪内には比較的少く白頭山の西方及北方支那地に多きか如し

十、鴨綠江源　鴨綠江上流は支那人一に䨟江と稱す白頭山南麓より發し小白山下を經て南流惠山鎭に至る白頭山下に二箇の溪谷あり其の東なるは定界碑の西方逃灘にして西なるは西出嶺の東にあり共に山麓の盡くる處に至て相合す小白山下迄は平時水流を見す小白山溪谷と合して初めて小流あり更に南北胞胎山より發する興慶水鯉明水自開水並に西方支那地より來る諸小流を合し幅五、六米の流水となり普天堡邊より流るる五溪水を合して初めて二三十米の幅を有し惠山鎭に至りて五六十米の幅となり是より虛川江長津江を合して水量初めて增大す

鴨綠江の名稱は水色鴨頭の如きを以て名つくと云ふ朝鮮史に大澤の水其の北西を圻き流れ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

て鴨綠江となると有るも全く誤想にして白頭山西北方の水は盡く北流して松花江に合し小白山下に至るまて西方より來會する溪流は一も之を發見せす

十一、圖們江源　圖們江は一に豆滿江と稱し金史に徒門水又は統門水と記し大明一統志に阿也若河、清開國方略に愛滹江と記するは皆此の河を指せるか如し大清一統志に土門江と記し圖們江と同一流となしたるは誤想にして滿鮮境界問題を惹起したる源由なりき豆滿の名は女眞語豆漫より起りたるものの如し豆漫は萬戶の義にして往古江北の大酋長に斡朶里豆漫、兒阿豆漫、扡溫豆漫なるものあり是等より轉化したるものなるへし

往時豆滿の名は穩城鍾城の接界地以下に附し是より上流茂山に至る迄の間は之を漁潤江或は魚順河又は於伊後江と稱せりと云ふ白頭山より發する溪谷にして圖們江源と認むへきは大角峰より出る紅土山水、無頭峯の北邊並に大角峯南方より發して新民屯を通過する新民屯川、無頭峯の南方より出て新民屯の南方約千二百米の處を經て東流する大荅水あり其の他小白山東方天坪中に發するカッチル峰水サンヤンパヲ水及農事洞川等ありと雖滿鮮の境界を劃する石乙水なるものは其の何れなるや全く不明にして之を土人に尋ね故老に問ひ關係地方官衙に糾すも一も要領を得す之を以て之を考ふるに石乙水なる名稱は支那人の迷想的假名にして實際に定まりたる水流あるにあらさるか如し果せる哉支那官憲の測定せる略圖に徵すれは何等據るへき緣由なき農事洞川(此川は南甑山附近より發源す)を以て石乙水と指定せり

十二、餘錄　新民屯(神武城)は深さ十五米底幅約七十米の溪谷の一部にして中央に新民屯川あり

幅一米五十珊米深八十珊米の小流なり惠山鎭方面より西間島内頭山及白河に通する宿營所にして是より森林内を過ぎ内頭山に十八里白河に二十七里の行程ありと云ふ小川の北側にある支那家屋は旅舍にして以前は家人住居せしも兩三年來此の邊一帶所謂馬賊と稱する凶賊絶へす出沒徘徊するを以て空屋となりしものなり先年支那官憲は此の地に若干の兵員を派し且此の地に兵營建設の目的を以て何れよりか粘土を運搬し來りて煉瓦を製造し且樹木を伐採して製材をなし目下此の地に大小二種の煉瓦及木板を多數積堆し又煉瓦竈等も其の儘現存せり或は此の材料は新民屯の下流五六里にある赤峰圓池に寺院建設の目的なりしとの説あるも材料を圓池に於て製作せす此の地に於て準備せしは兵營建設説を以て眞實なりと認むるを得へし三池淵は惠山鎭より新民屯及茂山郡農事洞に通する徑路の分岐點にして數箇の池あり支那人は之を七星湖と稱せり大池四箇の內南方より第二のもの最大にして幅三百米長五百米あり中央に周圍約百米の島を有し清水汪洋として鳥類群飛し密林內の景勝たり天坪附近溪流にはイミンス、ヤマメ等の魚類多く產し其の大なるは七八寸に至り味佳良なり其の下流に至れは長さ三四尺に達する紫鮮(チヤンチ)又二尺に達する鯰に似たる魚ありメサゴと稱す

昔天僊附近明化洞には温泉の湧出あり南胞胎山下には天盤石あり白黃色の岩石にして土人は天より降りたるものと稱し每年四月八日に相集りて之を祭ると云へり

虛頂嶺は地名にして山嶺にあらす標高一千三百四十米あり朝鮮旅舍一箇ありしも賊徒の襲擊を恐れ今は空屋となれり此の近傍野菜燕麥等の栽培は充分爲し得るものの如し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

盧頂嶺の西方には枕峰あり山形長圓にして枕の如く三池淵に臨み又白頭山景勝の一峰たり
白頭山の東北西の三面は支那地に屬し且山後は充分に觀察することを能はさりしと雖眼界の及ふ處廣漠たる森林にして樹木繁茂し實に數百方里の面積を有す特に北面土人の稱する納綠窩集の如きは絶好の大密林たるに似たり

参考事項

一、白頭山の森林　白頭山天坪に屬する森林は南北約十二里東西約十六里の廣袤を有し面積約二百方里に達す概ね密林にして喬樹繁茂し之を伐採するときは毎二米平方に平均尺〆一本を得ること難からす卽ち一方里に四百萬尺〆を得へく總木材積は八億尺〆に當り一尺〆一圓と見れは實に八億萬圓の價額を有す而して此の森林は數百年來未た曾て斧鉞を加へす空しく天賦の富源をして自然の朽腐に委し猛獸の跳梁に放棄しあり加之近來に於ては支那馬賊と稱する盜賊の跋扈に任せ無賴獵夫等の燒却を擅にせしむるの狀態にあるは豈盛世の遺憾にあらすや天坪に接續する森林にして甲山郡及茂山郡に涉る一帶の總面積は約五百方里を有し此の木材の總價額は二十億萬圓に達す先年來營林廠に於て伐木に著手したるは甲山郡に於て普天堡附近茂山郡に於て延岸及葛浦嶺の二箇處なるも其の面積は全體に對し實に九牛の一毛にも及はす若し此の大森林の經營を適當に計畫せは毎年五方里宛を伐採し卽ち一箇年二千萬圓宛の收益を見るへき事業は永久に存續すへき理なり敢て一言を述ふ

二、歷史に關する事項　朝鮮人は白頭山を以て後漢及魏時代の蓋馬山又は單單大嶺なりとし從て咸鏡道地方を朝鮮四郡の玄菟郡に充て東沃沮の地と考定する者ありと雖當時の蓋馬山及

單單大嶺は高句麗の西方にあるへきものにして白頭山にあらす又玄菟郡及東沃沮の地は咸鏡道にあらさることは少しく古史を精査すれは明確なる事實なりとす古來朝鮮人は史實の査察に迂く地理の觀念に乏しくして徒に臆斷忘想に流れしは至大の通弊と云はさるへからす彼高麗尹瓘の女眞を退くるや地を得ること僅に吉州の線に過きさるに對し白頭山の西北脈先春嶺に國境碑を建てたりと云ひ間島問題の起るや松花江黒龍江以内は古來朝鮮の地なりと稱し又支那官吏と共に定界碑の位置を勘査するに當り土門江の下流を西頭水となし或は紅湍水と考ふる等其の地理を察するの迂濶なる寧ろ噴飯に堪へさるものあり記して參考に供す

三、支那吉林省廳の勘界　支那吉林省廳に於ては明治四十一年即ち光緒三十四年四月勘界委員を編成し白頭山附近を踏査して測量を實施せしめたり然して委員は多數の勘界員測繪員及護衛兵より成り數組に分れて踏査を實施したるか如く新民屯西方約二里の處に木を削り記する處左の如し

由此處至天池約四十里東北至新民屯約二十里西南湯泉七十里東南汲泡捌拾五里東吉勘界委員劉石藤帶同測繪員王憲三劉員隊長謝長鈞鄕導徐永順至此削木筆記

光緒三十四年紫月十六日書

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

朝鮮の鑛物（承前）

總督府技師　川崎繁太郎

朝鮮鑛床分類

朝鮮鑛床調査は漸く其半を結了せしに過きさるを以て朝鮮に於ける鑛床一般に適應せる分類は今遽に望み難し今は唯現時迄に見聞せし鑛床狀態を基礎とし先最普通にして實用的なる分類法卽鑛床の狀態に依る分類法に從ひ之を六類に分ち更に鑛床を構成せる鑛物に從ひて之を再ひ小區分することとせり

地下鑛床

第一類　鑛層

第一種　褐炭層

第二種　無焰炭層

第三種　土狀黑鉛層

第四種　鐵鑛層

第五種　黃鐵鑛層

第二類　鑛脈

第六種　石墨鑛脈

第七種　ウオルフラム水鉛錫鑛脈

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

第八種　含金黃鐵鑛脈
第九種　含金黃銅鑛脈
第十種　磁黃鐵鑛脈
第十一種　含銀方鉛鑛閃亞鉛鑛脈
第十二種　混合鑛脈
第三類　鑛塊及鑛染
第十三種　格魯謨鐵鑛塊(染)
第十四種　石墨鑛塊(染)
第十五種　含金黃鐵鑛塊(染)
第十六種　含金黃銅鑛塊(染)
第十七種　磁黃鐵鑛塊(染)
第十八種　含銀方鉛鑛閃亞鉛鑛塊(染)
第十九種　混合鑛塊(染)
地上鑛床
第四類　原地沈積鑛層
第二十種　泥炭層
第五類　風化崩積鑛層
第二十一種　風化砂金層
第二十二種　風化鐵鑛礫層

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

第六類　沖積碎屑鑛層

第二十三種　河成砂金層

第二十四種　河成寶石層

第一類に屬する鑛床は形態上の分類に依れは第二類と共に正規鑛床に屬し生成上の分類即ちステルツネル氏の分類に依れは第二類及第三類に屬する二三の鑛床と共に共生鑛床に含まれ母岩と其の生成期を同ふするものなり而して此の種の鑛床と母岩との關係即ち地質的分布は既に說明せしところなり

第二類に屬する第六種石墨鑛脈第七種ウォルフラム水鉛錫鑛脈第三類に屬する第十三種格魯謨鐵鑛塊(染)第十四種石墨鑛塊(染)は概ね火成岩中に胚胎し又は明に火成岩の變態なるを以て共生鑛床中の火成鑛床を爲すものなり第二類及第三類にある其の他の鑛床は裂罅又は洞窟を塡充したるもの或は交代作用に基くものなるを以て共生鑛床に對し後生鑛床と稱せらる

第三類は形態上の分類に依れは不正規鑛床に屬するものにして塊狀巢狀瘤狀囊狀飛白狀網狀等種種の形狀を爲せり

第五類及第六類は再生鑛床と稱せらるるものにして初生鑛床即ち共生及後生鑛床の分解に依りて生せる碎屑の沈積又は堆積せしものなり

斯の如く本分類を通常模範とする實用的若は學術的分類法に比較するときは雜駁にして系脈なき嫌なきにあらすと雖亦朝鮮現下の鑛業と朝鮮に於ける鑛床の性狀とに適應せしめむとの卑見其の裏に存するものなり

朝鮮古來の鑛業は主として砂金と鐵鑛渫を採掘せしものなるは既に說述せしところ而して今猶此の地上鑛床の操業は朝鮮鑛業の主要なる一部を成し地下鑛業は輓近漸く發展の途に就かむとす又地上及地下鑛床は其の操業法に於て將其の法規に於て自然の別あるのみならす鑛床學上亦地質學的生成時代を異にす之先鑛床の位置に從ひ朝鮮の鑛床を地上地下の二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

大別に分ちたる所以なり又朝鮮に於ては裂罅填充鑛床も所謂交代鑛床又は接觸鑛床も皆其の成因を岩漿分體作用に歸せんとする淺見を抱くを以て唯之を其の形狀に依りて鑛脈と鑛塊又は鑛染とに區別せしのみ而して此の形態の差異は空隙の形狀及母岩と分體せる岩漿との相互作用に依りて生せしに過ぎさるものなり卽ち第二類は裂罅又は空隙を填充せしに止まり第三類は母岩との相互作用に依り生成せしもの所謂交代又は接觸變質に相當せる作用に依るものなり而して成因的命名を取らすして形態的命名に依りしは單に識別し易からしめむか爲の實用的假名なるのみ

第一類鑛層　第一種乃至第五種に至る五種の鑛層は其の鑛物の物質に依り植物質鑛層と金屬質鑛層とに之を分つを得へく褐炭無焰炭及土狀黑鉛は其の物質の生因上植物質鑛層に屬し鐵鑛層及硫化鐵鑛層は金屬質鑛層なり是等の鑛層の例は既に屢記述せしを以て玆に之を再ひせす

第二類鑛脈及第三類鑛塊及鑛染　此の兩類に屬する鑛床は有用鑛物の外に脈石と稱する非金屬鑛物より構成せらる而して第二類鑛脈に於ける脈石は石英を以て普通とし稀に方解石長石雲母螢石等を交ふることあり第三類鑛塊及鑛染に於ける脈石は種種の接觸鑛物又は方解石を以て普通とし時として石英なるあり又石英螢石等を混することあり第六種及第七種鑛脈の脈石は長石雲母石英又は其の一二なる事多し第六種の例は平安北道結晶質黑鉛鑛山の多くは是なり第七種の例は江原道淮陽郡長楊面新豐里のウォルフラム鑛山なり第八種は朝鮮に於ける最主要なる金鑛脈の一なれとも往往黃鐵鑛中には含金せさることあり脈の大部は脈石より構成せらる脈石は石英を普通とし屢長石雲母又は其の一を混することあり第九種も亦往往含金せさる事あり脈の大部は石英にて構成せらる平安北道義州府所串面上端の金山咸鏡南道永興

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

郡宣興面龍南里の金鑛脈及咸鏡北道淸津並に慶尙南道昌原に於ける銅山之に屬す此の種の鑛脈には未た大なるものなし第十種磁黃鐵鑛脈には金を含有することあるも貧薄なるを常とす脈石は石英にして往往之を缺くことあり第十一種は往時銀鉛山として採掘したるものなり脈石は石英にして其の量多からす第十二種は如上各鑛脈に於ける鑛物の數種混在せるものにして朝鮮に於ける重要金鑛脈の大部分は之に包含せらる第十三種は蛇紋岩中に鑛塊又は鑛染を爲して存す淸津府小橋洞に於ける鑛床は其の唯一の代表物なりとす第十四種は第六種に相當するものにして唯其の形狀を異にするのみ平安北道に於ける重要結晶黑鉛鑛床之に屬す第十五種は岩石中に鑛塊又は鑛染を爲せる黃鐵鑛にして往往金を含有す脈石は硅化せる岩石にして屢石英を供伴す殷山金山の鑛床の一部之に屬す此の種に包含せらるる鑛床にして著しきものを見す第十六種の主要なるものは石灰岩地方に多く脈石は硅酸石灰質鑛物なるか方解石なるか又は石英にして往往方解石又は石英の硅酸石灰質鑛物に混在せることあり遂安郡笏洞鑛山の鑛床は花崗岩と石灰岩の接觸部に於て不規則なる塊狀をなせるものにして脈石は透輝石硅灰石硅灰鐵鑛等の無礬土硅酸石灰鑛物方解石螢石等にして含金黃銅鑛は是等の鑛物に混在せり而して柘榴石の之に接近して存するあるも鑛床中には之を缺く又甲山銅山の鑛床は石灰岩中の黃銅鑛塊にして脈石は方解石の少量のみ會寧郡梨津の銅山は笏洞金山と類似し花崗岩と石灰岩との接觸部に沿ふて存す然れとも脈石には柘榴石斧石等の含礬土鑛物を混せり而して甲山及梨津の銅山に於ては黃銅鑛の含金は極めて貧薄なるものに屬す第十七種には著しきものなし一般に脈石を缺くを普通とすれとも亦少許の石英を夾在することあり殷山鑛床の一

部是に屬す第十八種は朝鮮に於て銀鉛亞鉛山と稱するものの大部分は是に屬し往昔の銀鉛山として稼行せしものなり普通石灰岩地方に存し脈石を伴せさること甲山銅山に於けるか如し平安北道寧邊郡蘇民洞亞鉛山及咸鏡南道端川郡檢德に於ける銀鉛亞鉛山是なり第十九種は數種の鑛床の混合して同一箇所に生成したるものにして第二類第十二種に相當するものなり殷山の金鑛床及遂安楠亭洞の鑛床之に屬す

地上鑛床は近代の生成に係るものにして第四類は所謂初生鑛床に屬すへきものなり龍岩浦及定州附近の平野に於ける泥炭層之なり第五類及第六類は所謂再生碎屑鑛床に屬するものなり而して其の第五類は初生鑛床の其の母岩と共に風化霉爛して碎屑と爲り自己の重力又は降雨融雪等に依り其の安息角を得るに至るまて崩落堆積せしものにして朝鮮に於ける沙金の此の種類に屬するもの甚多く又鐵鑛礫の斯くして堆積せしもの少からす第六類は鑛床の碎屑か流動せる水の機械的作用に依り漂積したるもの即ち普通の砂金床なり而して風化砂金層は主として化學的沈澱作用に依り富化し河成砂金層は水の機械的淘汰作用に依りて富鑛層を形成せしものなり此の兩種の砂金層は其の位置竝に之を構成せる碎屑に依り之を區別すへし河成砂金層は河成段立等舊河床又は現河床を占め風化砂金床は山腹又は山裾の傾斜面に存す河成砂金層は摩滅せる圓礫及砂より成りて此等の碎屑物は成層し砂金粒は扁平又は滑かなる粒狀を成せり然るに風化砂金床に於ては碎屑は角礫及土砂の混合にして層狀を呈せす金粒は主として結晶形を呈し摩滅せしか如き形跡を示さす鮮人は河成砂金を砂金と稱し之に對して風化砂金を土金と呼ふことあり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

第二十四種河成實石層を置きしは近時咸鏡北道城津附近に於て月長石の河床に發見せられしものあるを以てなり

脈石及金屬鑛物

第二及第三類に屬する鑛床は金屬鑛物の主要鑛床にして脈石を有するを以て其の特徴とす而して第二類鑛脈の有する脈石は石英を以て普通とし花崗岩巨晶花崗岩小花崗岩含長石石英含白雲母石英及方解石なることあり時として方解石以外脈石は相漸移し巨晶花崗岩は白色緻密の石英に變移し小花崗岩は細粒石英に漸移することと珍しからず又石英脈の花崗岩質岩脈即花崗岩巨晶花崗岩及小花崗岩脈等を貫通し巨晶花崗岩及小花崗岩脈の花崗岩を貫通することは稀なる現象にあらず故に是等の脈は同一岩漿より時を異にして迸發したる分體物なるは疑を存せず即岩漿分體は含礬土鑛物脈より漸漸無礬土鑛物脈に漸移したるものと考へ得へし之を岩石上鑛物上及化學上より表示すれは左の如し

花崗岩 → { 巨晶花崗岩—緻密石英 / 小花崗岩—細粒石英 } → 方解石

{ 長石雲母 / 石英 } → { 長石白雲母 / 石英 } → 石英—方解石

{ 含礬土硅酸鹽 / 硅酸 } → 硅酸—炭酸鹽

第三類鑛床の石灰岩中に於けるものに就て其の脈石を見るときは柘榴石斧石灰雲母等の礬土硅酸石灰を有するあり又透輝石硅灰石透閃石硅灰鐵鑛等の如き無礬土硅酸石灰を有するもの

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

あり而して笏洞金山に於けるか如く礬土硅酸石灰なる柘榴石帶は花崗岩に接し無礬土硅酸石灰帶は卽ち含鐵帶にして花崗岩より稍隔たりたるところにあり換言すれは炭酸石灰なる石灰岩は花崗岩の影響に因り礬土硅酸石灰又は硅酸石灰に變質せるものなり卽ち石灰岩は炭酸を失ひ之か代償として礬土及硅酸を獲得せるものなり此の礬土及硅酸は花崗岩の迸發に起因して發生せるものなるへく夫の岩漿分體なる長石雲母石英の岩漿か母岩たる石灰岩と結合して礬土硅酸石灰及硅酸石灰の各鑛物を形成せしものなるへし卽ち巨晶花崗岩又は少花崗岩漿は石灰岩と共に礬土硅酸石灰鑛物を石英は硅酸石灰鑛物を形成せしものなり而して稀に方解石又は石英の是等鑛物の間隙を充せるものあるは其の殘餘と見るを得へし之を表記すれは左の如し

第二類鑛床の脈石に結晶すへき岩漿	其成分	母岩の成分	新生せし岩漿の成分	其の結晶したる鑛物
花崗岩質岩漿分體	礬土硅酸	石灰	礬土硅酸石灰	柘榴石斧石灰雲母等
石英岩漿分體	硅酸	石灰	硅酸石灰	透輝石透閃石硅灰石等

（未完）

吉林材、哈爾賓材、沿海州材に就て（承前）

營林廠技師　今川唯市

第五章　露領沿海州に於ける木材

第一節　林況

沿海黒龍兩州に於ける森林の總面積は七千八百五十萬デシヤチン（一デシヤチンは我一町一反五歩に當る）にして内沿海州に四千三百五十萬デシヤチン黒龍州に三千五百萬デシヤチンを有す此の森林は沿海黒龍兩州財產廳の所管及カザツク軍團所管其の大部を占め少許の民有林を含む而してカザツク軍團支配林の面積を聞くに沿海州に七萬デシヤチン黒龍州に四百萬デシヤチンを有すと云ふ今國有財產廳事務官の調査に係る一箇年の伐採面積及其の伐採材積左の如し

區分／州名	沿海州	黒龍州	計
伐採面積	二四三、二一五（デシヤチン）	二〇四、一五〇（デシヤチン）	四四七、三六五（デシヤチン）
伐採材積	四、七八一、四〇五（立方サーゼン）	四、〇七五、三〇〇（立方サーゼン）	八、八五六、七〇五（立方サーゼン）
右の内　建築材其他	六九一、二八〇	六一〇、六二〇	一、三〇一、九〇〇
右の内　薪材	四、〇九〇、一二五	三、四六四、六八〇	七、五五四、八〇五

更に主要なる樹種と其の產地左の如し

和名	樹種名	産地	備考
朝鮮五葉	ケードル	黒龍州の東部 沿海州の全部就中烏蘇里地方	濠洲及歐洲に輸出せらる
落葉松	リストツエニツツア	主としてイムペラトルスカヤ灣附近	濠洲に輸出せらる
唐檜	エリー	沿海州及黒龍州の各地	同
樅	ピフタ	沿海州中南烏蘇里地方	同
楢	ドーブ	黒龍江の中流地方 沿海州南部地方 烏蘇里地方	主に上等薪材として尊重せらる
キワダ	バルハト	沿海州南部地方	指物及張板として使用せらる
トネリコ	ヤーセン	主として南烏蘇里地方	同
胡桃	オレーフ	黒龍、沿海兩州中部及南部	同
菩提樹	リーパ	黒龍、沿海兩州の南部	魚樽用として需用せらる
楡	イリム	同上	薪材及張板として需用せらる
樺	ベリヨーザ	烏蘇里地方	同
白楊	オシーナ	黒龍、沿海兩州各地	燐寸材として日本に輸出され又農民の家屋建築材として需用多し

前述の如く兩州の廣大なる森林には豐富無盡なる樹木を貯ふと雖交通不便なるか故今日に於ては建築材料及薪材として主に該地方の需用を充すに止まり未た大に海外輸出を爲すに至らす而して黒龍江州に於ては黒龍江を以て唯一の輸送機關とするも江口甚た淺くして汽船の出入に適せす爲に同地方の木材は未た海外輸出を見るに至らす唯沿海州の海岸地方及烏蘇里沿線地方にありて良材に富み且つ搬出に便なる森林より浦鹽其の他の海港を經て多少の輸出あるを見るのみ其の主なる伐木地は烏蘇里地方に在りてはイマン、ビキン、ウヤゼムスカヤの各地及カザツク林務官の所管地又沿海地方に在りてはターブーシン、テチユヘ、アバクモフカ、イムペ

ラトルスカヤ、ワニナ及ウエルニー地方とす

第二節　勞働者

勞働者は鮮人露人支那人にして露人最多く支那人之に次ぐ而して從來鮮人は露政府より或る意味に於て大に歡迎せられし結果移住者の渡來する者頗る多く中には全く露國に歸化して農林の業に從ふ者尠からざりしが一旦日韓併合成るに及むては此等移住者に對する待遇は忽に一變して甚しく露國官憲の壓迫を受くるに至り隨て又新渡來者も排斥せらるるに至れり又支那人は元來露人の最厭ふ所にして殊に賃金低廉生活低度なるが爲日常の勞働事業に關しては到底彼等に對抗すること能はさる所より近時地方によりては支那勞働者の使役を禁止し又各地商業會議所より政府に向ひ支那勞働者入國禁止の申請をなすもの多きに至れり蓋し支那人の移住を許すとせは露人の該地方に移住する者なきに至る虞あれはなり

露人勞働者の食事は一日四回にて茶とパン及鹽鮭を以て常食とす日中及就床前には茶及鮭、白菜と肉入の「スープ」一皿を用ゐ時に引割麥又は米の粥を食す彼等が入山するときは一箇月に一プード乃至二プードの干パン、二プード半の白パン(凍らしたるもの)十プードの麥粉、三斤のバタ、三斤の鹽、板茶一箇、砂糖一、二斤、酒二、三瓶、強き煙草三斤乃至五斤及マッチ、蠟燭、石油等を携帶しクリスマス後又は一月初に住家を隔つる百露里乃至二百五十露里の山中に入る山地に在りては前記食料の外獵師より時時鹿其の他野獸の肉を購ふことあり又運搬人夫は運材用馬一頭を二人にて或は二頭を三人にて養ひ馬糧として一頭に付大麥一箇月約十二乃至十五プードと外に枯草若干を與ふ

バッサ(クリスト復活祭)前に伐木運材作業を終了して家に歸り春季の農業に從ひ解氷して水運期となるに及ひ再ひ上りて流筏に從事す

彼等はコザックを除きては下等のウォッカー酒を嗜好すること甚しく常に多量を飲用するのみならす金錢に就ては往往我國の勞働者にも見るか如く極めて淡泊にして該地方習慣上毎週土曜日に於て一週間分の勞銀を受くるや直に飲食又は賭博に投し次の土曜日に至る迄には殆と無一文となる者少なからすと云ふ

宗敎はギリシヤ聖敎を奉し日曜日は絶體に稼業を休み又十二月二十四日より三日間は一家擧り萬事を棄ててクリストの降誕を祝す而して鮮人及支那人の生活狀態は鴨綠江流域に於けるものと大差なく唯生活の程度稍高きを見るのみ以下三者につき各一人一日の平均生活狀況を比較せむに大凡左の如し

種別	收入	支出		殘	勞働成績
		食費	飲料費		
コザック露人	円一.五〇—円一.八	円.四〇—円.五	円.一〇	円一.〇〇—円一.二〇	一
普通露人	一.二五—一.五	.三〇—.四	.三〇	.六五—〇.八〇	二
鮮人	.八〇—一.〇	.一五—.二	.一五	.五〇—〇.六五	四
支那人	.八〇—一.〇	.一五—.二	〇	.六五—〇.八〇	三

畢竟するにコザック露人は酒を飲用するも其の量多からす且比較的貯蓄心に富み又支那人は酒を用ゐす且極めて質朴なる生活を營み貯財に餘念なし之に反し普通の露人及鮮人に至りては酒の爲多くを費して惜ます又鮮人は數理的觀念缺如せる結果露人の傭主より賃金の二三割を最後に引懸けらるること少しとせす

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

第三節　伐木及運材の狀況

伐木は重に冬季に於て行はれ夏期は黑龍江鐵道及浦鹽要塞工事等の爲人夫の大部を吸收せられ其の募集困難なるのみならす搬出又容易ならさるにより作業殆と行はれす

筏は柳の捻木を用ゐ二十本乃至三十本の丸太を並へて連結す之をスプロートックと稱し其の十箇をバロンと稱す右は河幅廣き地方に行はるるものにして小川に於けるものは水量に應し更に小なる適宜の大さに編筏す

筏發送に際しては森林監守之を檢査し一定の原木料を徵し材積超過し居れは證狀を與へ追徵す其の超過一割以上なるときは罰金として率に定めたる木價の三倍若くは其の以上を科し若し事故ありて伐採せさるか又は伐採材積不足なることあるも決して返金せす又筏か目的地に到著せしときき林務官の許可證なきものに對し罰金を徵す

以上は沿海州中烏蘇里地方及黑龍州の南部地方に行はるる林業にして其の他日本海沿岸地方に於ては沿岸を距ること十露里乃至二十露里の處より有名なるシホタリーン山系の大森林よりは冬季氷雪を利用してイムペラトルスカヤ灣テチユヘ、オリガ、テルネイ等の各地へ朝鮮五葉、落葉松、唐檜、樅、鹽地、黃蘗等を伐出するも其の伐採運材の方法は前者と異ることとなし

第四節　主なる地方に於ける製材事業

沿海州及黑龍州に於ける製材事業家は其の數四十有餘の多數に上ると雖多くは規模小なるのみならす其の設備も亦不完全なり今規模比較的大にして設備稍整へるものにつき其の概況を示すこと次の如し

一　オカヤンスカヤ驛附近のスキデルスキー氏製材工場

オカヤンスカヤ驛(浦鹽を去る一露里の地)に在り工場は百四十馬力の蒸汽機關一臺製材機二臺を有し職工二百三十人(一名平均一箇月二十五留)と百餘人の日傭人夫(一日六十哥)あり本工場は主として貼木の製作に從事し其の原料は鹽地、胡桃、キワダ、ニレ、シナノキ等にしてウスリー鐵道沿線ビキン、エフグニフカ及スーヤーギーの各地附近官林より伐出し一箇年約三萬本の原木を消費して貼板を製作す

二　ビキン驛附近スキデルスキー氏製材工場

工場はホフマン社製製材機四臺小割機一臺米國製帶鋸、振鋸、圓鋸、縱鋸を有し二百五十馬力の機關を備ふ一晝夜の製材か四百本にして工場には指物工場を併置し戶、框、戶棚、簞笥、机等を製造す又指物用材を乾す爲乾燥室を設く此の工場に使用する木材は百五十乃至四百露里を距る哥薩克林地に於て伐採しビキン及ヤルチャン河の支流により之を流下し製材の殆と全部を浦鹽に輸送す

三　ブリンネル氏製材工場

テチユヘ灣(日本海沿岸)に在りて千九百〇九年の設立に係りホフマン會社製材機二臺、圓鋸一臺、帶鋸一臺十二馬力蒸汽機關一臺を有し別に乾燥室を有す一箇年製材高一萬六千本にして製材の一部は海外に輸出す

職工及人夫露人八名支那人四十名とす用材はタソツシ、ジギット、テルネイ及ムッヘの各地より購入す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

第五節　イムペラトルスカヤ灣木材輸出事業

イムペラトルスカヤ灣は沿海州日本海沿岸に於ける唯一の良港にして其の附近には針葉樹の大森林(主として落葉松)あるを以て輸出業者は夙に注意を拂ひたりしか千九百〇六年ハバロフカの國有財産廳はテルネー灣よりホイ岬に至る海岸に於て二萬本の木材を競賣に附しビユリケネン氏に落札せしを以て同氏はイムペラトルスカヤ灣を唯一の經營地と認め同地に製材所を建て同年十月落葉松材八百九十三本及同板四千百枚を浦鹽及上海に輸送せしを初とし各方面に販路を擴めつつありしも遂に失敗に歸し千九百七年濠洲の東洋木材會社のスレー氏は國有財産廳と木材賣買の契約を締結するに至り該工場其の他の建物を悉く同氏に讓渡せり玆に於てスレー氏は更に住宅倉庫番人小屋等を設けたる上冬季間の食糧及馬糧を準備し製材と其の輸出に著手せしも其の結果思はしからさりき即ち千九百十年末スレー氏の提出したる報告に依れは契約期間四箇年間に支出せる總額は九千萬留以上に達し輸出材は僅に十三萬九千六百〇九本に過きさりしなり斯く成績不良なりしを以て將に會社事業を解散せむとせしも千九百十年スレー氏の同僚濠洲より浦鹽に來り實地に就き調査を遂くるに及ひ會社の解散を中止したるのみならす益資金を増加し千九百十一年契約期間滿了するに及ひ更に國有財産廳に一箇年の延期方を申請して許可を受けたり蓋し本事業の將來有望なるを見たれはなり

今スレー氏か木材輸出事業に著手せしより三箇年間に家屋建築及各種設備竝に勞働者賃金、汽船賃等支出せし金額百五萬三千五百留にして同期間の製材高二十五萬九千六百五本を算し平均長さ九アルシン斷面七ウエルショーク平方のもの一立方呎に付十七哥に相當す而して千九

百十年テルネイ村より濠洲に一立方呎二十五哥（船渡相場）にて輸出せるを見れは其の利益の小ならさるを知るへし

目下スレー氏の製材所には工場一、居宅一、事務所一、事務員居宅一、勞働者用バラック七、食料品倉庫三、製パン所三、馬小屋二、鍛冶場一、病院一、警察官宿舍一、番人小屋一、穴倉一、埠頭一を設け尙其の附近は雜木雜草を除き森林地內には勞働者用バラック六十三及食料品倉庫二を設け又道路八十露里を築設し木材流下の爲イムペラトルスカヤ河、ガドガ河、アッカ河等を修理せり又所によりては河川横貫の架空運搬器を設けたり

使役勞働者數は約二百名にして其の他技師機關師火夫等約三十名あり勞働者には一日平均金二圓五十錢を支拂ふ

昨年よりは同地に燕麥、馬鈴薯及キャベツ等の栽培を試むるに至れり

濠洲ジロングに於てはイムペラトルスカヤ灣より輸出する木材の爲一大製材所を設け之に關聯せる掘割の開設及鐵道の敷設をなしたり

第六節　テルネイ灣に於ける木材の輸出事業

千九百十年間に於てテルネイ灣より濠洲に輸出せる木材は主として朝鮮五葉及樅にして其の數量は十一萬立方呎又同灣及オリガ灣より支那に輸出せる木材は三十七萬立方呎に達せり其の他ポシエット港よりも千九百十一年中天津及上海に輸出せしもの約十萬立方呎あり

第七節　テルネイ灣オリガ灣ウラジミル灣等に於ける坑木の輸出

在浦鹽ティーデリッヒセンイエプセン商社は鑛山用圓柱を輸出する計畫にて千九百八年テル

ネイ灣附近を選定し支那山東省石炭坑用として青島渡一立方サーゼン百六十五留の價を以て三十萬本の供給方を契約しオリガ山林局より評價一萬二千留を以て拂下を受けテルネイ河を利用して木材を流下し汽船五隻を以て青島に輸出せり又オリガなるビヤッツイシン氏はディデリッツヒセン商社より其の契約數の一部を引受けオリガ及ウラジミル灣附近に於て斯業の經營に從事せり而して千九百八年末より千九百九年春迄に青島に輸出せる木材の數量左の如し

テルネイ灣より　一、一五〇立方サーゼン
オリガ灣より　三五〇
ウラジミル灣より　二〇〇
一、七〇〇

第八節　浦鹽市場に於ける木材市況

浦鹽市場に於ける木材とは主としてウスリー鐵道のウーゴリナヤ驛、オケアンスカヤ、セダンカ、ペールワヤ、レチカの諸地方及附近沿岸地方を一區域とせるものとす

今浦鹽斯德市廳山林課の調査に依る千九百十年中市有林の拂下をなしたる數量を示せは左の如し

一、建築用材　一、三四三本
二、小細具材料　二九・五立方サーゼン
三、枯木及倒木、薪　一、七四七・五

右の内第一及第二を重量に換算せは約四萬プード第三は四十九萬プードに相當す而して烏蘇里鐵道及蘇城支線により浦鹽市場に流入せるを見るに左の如し

吉林材、哈爾賓材、沿海州材に就て

到著驛	建築用材、小材及半製品	薪柴木株	計
浦鹽	一、二四五、〇八〇プード	六二九、一五九プード	一、八七四、二三九プード
ペルヴャー	一、二六五、六四一	一、五一八、一一七	二、七八三、七五八
セダンカ	五三、〇八五	一二六、七九五	一七九、八八〇
オケアンスカヤ	四八七、四三七	五九、〇〇七	五四六、四四四
ウーゴリナヤ	七二、四四五	二、二二二	七四、六六七
計	三、一二三、六八八	二、三三五、三〇〇	五、四五八、九八八

此等の木材は主としてイマン、ビキン、ウヤゼムスカヤ地方より來るものなり又附近沿岸地方より千九百十年中浦鹽に輸送せられたるもの左の如し

種別	汽船により	朝鮮船により	計
木材	一八七、八〇〇プード	九九四、八一二プード	一、一八二、六一二プード
薪材	—	八一八、五六〇	八一八、五六〇
合計	一八七、八〇〇	一、八一三、三七二	二、〇〇一、一七二

浦鹽市場千九百十二年初期の市場價格左の如し

西伯利松板(紅松)	一立方呎	六五哥 — 六八哥
同　角材	同	五七 — 六〇
同　丸太	九アルシン	六五 — 一二〇

一　浦鹽に於ける主なる木商

スキデルスキー、エリクソン、シンケウキッチ、スリンキン、フウオロフ、プルヰノッフ、ウツキチルスキー、ドンカウキッチ、ラビノウキッチ、ミハヰロッフ、ヴエトッキー、クラフチエンコ、三井物產會社、谷商店

二　スキデルスキー氏の木材輸出

烏蘇里地方及滿洲より木材を輸出し初めたるは千九百七年のことにして輸出業者はスキデルスキー氏なり同氏は漢堡の商人ヘルラル氏の注文に依り見本として各種の木材六萬立方呎を獨逸に輸出せり其の後千九百〇九年南烏蘇里地方產樫材及滿洲產紅松板合計十萬立方呎を汽船ヲルランド號を以て漢堡に送付したるか其の價格は一立方呎に付四十哥として契約せり千九百七年スキデルスキー氏は木材の見本を上海、天津、香港に送付し新販路を求めむとせしも運賃高かりしのみならす烏蘇里地方に於ける製材に多額の出費を要するを以て收支償はす且廉價なる日本品と競爭し能はさるを以て遂に中止せり千九百十年同氏は烏蘇里鐵道オケアンスカヤ驛附近に於て貼板製造所を設け製品は主として英國に輸出するに至れり貼板の第一回の積荷四貨車分は千九百十年倫敦に向け輸送せしか更に同年十二月グレンローイ號にて木材二十二萬六千五十六立方呎及貼板百三十六萬三千三百七十一立方呎を同倫敦に輸出せり右輸出木材は滿洲に於て五十一貨車烏蘇里地方に於て五十六貨車を製出せしなり卽チ全部輸出せしは精選材及商標附のもの二十五萬立方呎及精選せさる烏蘇里木材(厚板)一萬立方呎を英國に輸出せり其の他燐寸軸木見本三千萬本も英國に輸出せり而して之と殆と前後してスキデルスキー氏は軸木見本を支那にも輸送し從來日本獨占の姿なりし支那燐寸市場を奪はむと企圖せしことありしも成功せす次に佛國に向つて販路を求めたれとも輸送賃高き爲輸送すること能はさりき卽ち同軸木一箱は佛國に於て平均十プード入價格十留五十哥なるに浦鹽の相場五留

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

にして之に運賃六留六十哥を加ふるときは到底收支償ふ能はす

千九百十一年スキデルスキー氏か倫敦に輸出せし木材の産地、種類、數量等左の如し

積載船名	積出驛名		種別	數量
バロンドリーセン號	ビキン	(烏蘇里線)	板	一八、七〇三立方呎
	ウエーシヤヘー	(東清線)	同	二八七
	シリンヘ	(同)	檜角材	六〇七
	オケアンスカヤ	(烏蘇里線)	貼板	一、〇七五、〇一八
ダーニア號	ビキン	(同)	板	二四、七三三
	同	(同)	樺角材	二、三七九
	シリンヘ	(東清線)	板	二、五四五
	同	(同)	檜角材	二、三九二
	ウエーシヤヘー	(同)	板	一、五二九
	同	(同)	檜角材	七、四七二
	オケアンスカヤ	(烏蘇里線)	貼板	二五九、四四一
ゲルマンレルヘ號	同	(同)	同	一、六九六、三三六
ツピール號	同	(同)	同	九六一、八〇八

スキデルスキー氏か倫敦に送りたる貼板の種類及價格は左の如し

	厚さ	一平方呎ニ付
檜及樺貼板	五ミリメートル	五哥
	六	六
	七	七
	八	八

	樫、胡桃、天鵞絨等
五	七
六	八・〇五
八	一一・二五
九	一二・〇五
一〇	一四・

又日本に輸出せし貼板の浦鹽船渡相場左の如し

厚さ（ミリメートル）	層數	樺、榉、白楊	楢、天鵞絨、白胡桃	楡、黒胡桃
四	三	六・一哥	一〇・一哥	一二・一哥
五	三	六・一	一〇・一	一二・一
六	三	七・三	一二・一	一四・五
七	三	八・五	一四・一	一六・九
八	三	九・八	一六・二	一九・四
九	五	一一・〇	一七・四	二〇・六
一〇	五	一二・二	一八・六	二一・八
一二	五	一四・六	二一・〇	二四・二
一五	七	一八・三	二四・七	二七・九
二〇	九	二四・四	三〇・八	三四・〇
二四	九	二九・五	三五・九	三九・一

第九節　浦鹽經由輸出木材

千九百十年及千九百十一年間に於ける浦鹽及沿海州の他の地點より浦鹽を經て輸出せし木材の數量左の如し

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

年	種類	數量（プード）	種類	數量（プード）
千九百十年	小丸太	二八一、二四八	樫合せ板	八三九
	角材	二一、七〇八	板	二、〇一八
	貼板	五四、二二〇	白楊材	四〇、〇三〇
千九百十一年	白楊材	七六三、七三五	濶葉樹	二四、三〇四
	貼板	七三、六七五	同板	七五、二〇八
	堅木材	五、七八七		
	同	六、八六四		

右木材の輸出先及種類を示せは左の如し

輸出先	白楊	其他ノ材	板材	貼坂	堅木材 木材	堅木材 板
英國	—（プード）	二四、三〇四（プード）	七四、六〇八（プード）	七二、六四〇（プード）	—（プード）	—（プード）
日本	七六三、七三五	—	六〇〇	一、〇三五	—	—
丁抹	—	—	—	—	五、七八七	六、八六四
計	七六三、七三五	二四、三〇四	七五、二〇八	七三、六七五	五、七八七	六、八六四

更に輸出船國籍別及輸送數量左の如し（プード）

船	數量	船	數量
露國船	五二〇、七九五	日本船	四二一、五七〇
英國船	二四、六〇八	米國船	六〇〇

今試に浦港に於ける輸出材の相場を示せは左の如し（千九百十二年の船渡相場）

品等	材	一尺締（留）	一尺締（円）
倫敦向精選	紅松挽材	一・二五	（一四・二四）
同一等品	樫材	・九五	（一一・七四）
同二等品	樫材	・八〇	（九・八九）
同三等品	同	・七〇	（八・六五）
日本向	白楊材	・一八	（二・二二）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

運賃は浦鹽倫敦間一立方呎四十二哥浦鹽神戸間一噸二圓四十錢なり

烏蘇里地方に於ては天賦の豊富なる森林ありて地方の需用を充し尚且充分の餘裕あるに不拘比較的外國輸出の振はさるは一に浦港か木材輸出上其の設備甚不完全なるか爲積込卸等に多額の經費を要すること其の主因たり而して一方北滿材は輸出品として亦地方消費用として侮るへからさる勢を示せるは鐵道運賃に於て烏蘇里線に比し少からさる懸隔あるに因る一昨千九百十一年に於て沿海黒龍木材業者大會の決議の結果烏蘇里線による木材に對し特別低下運賃率を適用せむことを當局者に請求せしも聽かれす反つて千九百十二年より從來に比し三割方を引上たり是か爲烏蘇里地方當業者の苦痛甚しきものあり

第十節　鐵道運賃及諸掛

浦鹽港より輸出せらるへき木材は烏蘇里線及東清鐵道本線各驛より輸送せらるるものにして其の運賃及諸掛を東清線につき示せは左の如し

東清鐵道運賃(建築材貨車扱一プードに付)

發送驛	地方消費向品		輸出向品	
	改正運賃	舊運賃	改正運賃	舊運賃
興安	哥 一三・二〇	哥 一七・三八	哥 一三・二〇	哥 一五・八七
ハルビン	一〇・一七	一四・六五	九・一二	一二・九三
末修河(ウエーシヤーヘー)	九・二三	一三・三九	八・一八	一一・八八
横道河子(ハンターヘーザー)	八・八一	一二・二七	七・七六	一〇・九〇
海林(ハイリン)	八・四九	一一・二二	七・四四	九・八五
帶馬溝(タイマゴウ)	七・九五	一〇・〇三	七・一一	八・六三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

吉林材、哈爾賓材、沿海州材に就て

穆稜(ムーリン)	七・七四	九・六一	六・九〇	八・二一
細鱗河(シーリンヘ)	七・五四	九・三一	六・七〇	七・八三

備考　本表に地方向きあるは浦鹽に一旦輸入の上地方に供給せらるるもの、又改正及舊の別あるは千九百十一年貨率改正の結果なり

本表の賃率に依れは地方向に比し輸出向の大に低率なるは勿論輸出奬勵策に出てたるものにして又改正率か舊率に比し著しく低下せるは北滿に於ける貨物吸收策に外ならす

鐵道運賃以外に左の諸掛を要す

一、停車場費	一プードに付	七哥
二、荷積證書費	一通に付	二哥
三、檢査手數料	一貨車に付	一留
四、積卸積替手數料	一プードに付	〇、三三哥
五、鐵道附加金	價格一留に付	〇、五〇哥
六、印紙税	荷積證一通に付	十哥
七、同	同複本一通に付	五哥
八、通關手數料	百プード以內	一留

第十一節　國境關稅

浦鹽より外國に輸出するものに對しては無税なるも北滿卽東淸沿線地方より輸入するものに對し輸入税を課す卽ち左の如し

一、樺、ブナ、楡、樫、杉、柳、楓、ボダイ樹、落葉松、紅松、赤楊、白楊櫟

（イ）丸太　一プードに付　三哥

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

(ロ)鉋削せさる角材及板(厚三吋三分の一以上)　一プードに付　九　哥

(ハ)鉋削せさる角材及板(厚四分の一吋乃至三吋三分の一)　一プードに付　十五哥

二、第一項以外の各種木材(丸、角材、板)　一プードに付　四十哥

附則　木材は立方呎を以て計量することを得此場合には立方呎を一プードと見做し計算す

第十二節　浦鹽斯德港の狀況及出入船に對する諸掛

浦鹽港は日本海の北岸彼得大帝灣に突出するムラビエフアムールスキー半島の東端に在りて東西北の三面は悉く三百呎乃至四百呎の高を有する連山を以て圍まれ港口は南方に向つて開け露西亞島に扼せらる而して灣內は港口より深く東方に彎曲し其の形半靴の如し而して港內は東西の長一萬四千九百五十四尺南北二千八百尺其の內には四五千噸の船舶六十隻を一時に碇泊せしめ得へく水深二十八呎以上百〇五呎にして其の波止場は二三噸の船七八隻を繋き艀艀と棧橋とを用ゐすして直に貨物を揚陸し得水底は細砂土にして錨爪の把搔に適し絕て風波の困難を感せす十二月より三月迄海面氷結し船舶の出入を妨く然とも結氷期間は完全なる碎氷船を用ゐて氷を破碎し其の背後より辛ふして船舶を進行せしむ

港內には稅關倉庫、商業棧橋、義勇艦隊棧橋、東淸鐵道附屬棧橋ありて繫船料は船舶の長三百呎迄一週間以內五十留三百呎以上五十呎每に七留增、綱引料一日十五留を要し浮標使用料一晝夜二留を要す

人夫一日の雇賃は日本人夏冬共二留、支那人夏七十五哥冬一留にして普通仲仕賃は冬期百二十乃至百五十哥夏期百十乃至百三十哥而して普通十二月下旬より三月中旬迄は結氷期にして三

月下旬には解氷し四月中は流氷期に屬す
艀は平時七十隻內外を設備し四十噸乃至百噸の積載力を有し一隻一日の賃金十六留乃至二十留其の他水先案內料としてアスコルド島より港內迄片道七十五留と港內附帶料二十五留を要す而して主なる回漕業者は露國義勇艦隊支店、クンストイアリベルス、林回漕店、梅田商會、崔回漕店、エリクソン回漕部等にして此等回漕業者は船舶傭入の媒介、保險の周旋、貨物の積卸、通關其の他百般の海運に關する業務に從事す

第六章　結　論

之を要するに鴨綠江材、吉林材、及ハルビン材は山地の蓄積に於てハルビン材最優り鴨綠江材之に次ぐと雖材質に於ては三者大同小異たるを認む伐木法に至りては何れも殆と其の軌を一にするも造材法に於て各其の趣を異にし鴨綠江材は其の長を連(長八尺)又は間單位とする丸角兩材にして吉林材は連單位の丸材のみを伐出し毫も角材を交へす又ハルビン材に在りては悉く露國の尺度卽ちサーゼン(七尺)單位の丸角材に造材す而して此の造材法の一樣ならさる一事は木材用途上著しき關係を有し隨て同一材積に對し價格の差異を生す卽ち間單位材は邦人の建築に適し連單位のものは支那人、サーゼン單位のものは露人の建築に適應すること勿論なるかハルビン材は其の長さ普通三サーゼンなるを以て偶間單位の三間材と稍一致し利用上比較的利便なるを以て亦邦人の建築に適用せらる而して造材上ハルビン材の特長とも稱すへきは其の角取極めて齊正本末の太さの差殆と見出し難く製材後廢棄に屬すへき部分比較的少き一事

にして此の點に於て同材は建築界に歡迎せらるること遙に鴨綠江及吉林兩材の上位にありハルビン材產地は地勢極めて緩傾斜にして到る處鐵道の敷設に適し木材の運搬容易なるのみならす東淸鐵道との距離甚た近く之を鴨綠吉林兩材の產地に於ける地勢並運材距離に比すれは實に雲泥の差あり然ともハルビン材は產地の勞働賃金高率なると河川の利用すへきもの少き爲產地より市場に達する迄悉く鐵道の輸送に俟たさるへからす而して鐵道の輸送は鴨綠江又は松花江の水上輸送に比し多額の賃金を要するや論なし卽ち吉林材及鴨綠江材に在りては比較的長距離の山地運材を要するも水運に依り木材の流下を爲し得るのみならす伐木造材に要する勞銀はハルビン材に比し頗る安く又運材賃に於ても結局水運陸運に於て安價となるの利あり加ふるに木材の水運に依るものと陸運に依るものとを比較するに水運に在りては少きは二週日長きは二箇月間木材か水中に在りて此間樹液と淡水との交換作用起りて遂に材質に變化を及ほし利用後材の收縮甚しからすと雖水運に依らさるものは材面皸さるること少く且つ岩石又は瀉口等による損傷なき代りに使用後比較的大なる收縮あるの缺點を免れす

今奉天を以て滿洲木材市場の中心と見做し之に向て集注する前記三地方木材の價格を比較せは左の如し

	鴨綠江材	吉林材	哈爾賓材
	一尺締 円	一尺締 円	一尺締 円
伐木費	〇・一〇〇	〇・一〇〇	〇・一七〇
造材費	〇・二三〇	〇・三〇〇	〇・四五〇
山地運材費	一・一〇〇	〇・六〇〇	〇・四五〇
編筏及流筏費	〇・八〇〇	〇・七〇〇	―

山税	〇・二五〇	〇・五〇〇	〇・六〇〇
揚陸費	〇・〇五〇	〇・〇五〇	ー
汽車賃	〇・九五〇	一・二七〇	一・九五〇
雜費	〇・二五〇	〇・二〇〇	〇・二〇〇
計	三・七三〇	三・七二〇	三・八二〇
市價	四・六〇〇	四・八五〇	四・九五〇

本表に記せる鴨綠江材は右岸卽支那側產のものにして朝鮮側產のものは山税を納むるの必要なき代りに材價百分五に相當する關税を要するを以て結局連單位材に在りては右岸材と殆と同一價格なるも間單位材に在りては造材の關係に依り優に哈爾賓材と匹敵す然とも朝鮮內地木材の需用頓に增加し來りたるを以て左岸材の滿洲に輸入さるるもの極めて稀なり而して吉林材は總て丸材なれとも近時に至り奉天、大連地方へ汽車輸送するものに限り吉林市に於て更に角材となすものなるか其の角取稍不正形なると長さ連單位なるか爲哈爾賓材に比し少しく遜色あり然れとも鴨綠江の連單位角材に比するときは外面の損傷なき爲遙に優位にあり

次に大連を市場の中心と見做し之に集中する以上三材の價格を示せは左の如し

	鴨綠江材	吉林材	哈爾賓材
奉天の市價	ー	四・八五〇円	四・九五〇円
安東の市價	三・六五〇	ー	ー
奉天、大連間汽車賃	ー	一・〇二〇	一・〇二〇
安東、大連間船賃	〇・九〇〇	ー	ー
計	四・五五〇	五・八七〇	五・九七〇

卽吉林材及哈爾賓材は奉天より更に一圓餘の汽車賃を要すれとも鴨綠江材は安東奉天間の汽

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

車賃を省き之と殆と同額の汽船賃にて大連に著材せしめ得るを以て大連に在りては吉林、哈爾賓兩材は鴨綠江材の敵にあらさるなり以上は總て紅松に就てのみ比較せしものなるか杉松の價格は紅松の二割五分乃至三割の低價なりと見て大差なしされと吉林材中杉松は其の百分の三十以内にして哈爾賓材に至りては僅に百分の五に充さるへく獨り鴨綠江材に於てのみ殆と紅松と相半し目下京城、仁川、大連等に於て北海道材（トド松及エゾ松）と競爭の位置にあり

此の他露領烏蘇里沿線地方及沿海地方より產出する木材中濠洲並英國に輸出するものにありては最近の統計によるに紅松一立方尺船渡相場八十哥乃至一留二十五哥の價を有し今後益需用の多きを加へ來らむとする趨勢を示せり依て鴨綠江材を前記濠洲又は英國に輸出するは決して不可能の事に屬せさるなり故に營林廠は强て多量の製材を爲し今後永く木材の販賣を以て民間の事業者と競爭する姿勢を取るの要を認めす寧ろ進んて幾分を外國に輸出する計畫を樹つるの妥當なるを認む然れとも從來輸出向の木材は主として無節又は小節の上等材に限られ中等以下の輸出材殆と絕無なるを以て若上材の輸出を斷行する曉には朝鮮の木材市場に於ける需給の調度を亂すの虞あり故に斯點に就ては尙一層の研究を要すると同時に上材の海外輸出は漸次に進行せしむるの要ありと信す

（完）

調査資料

○大正二年春地方費及私營造林事業概要

大正二年春地方費及私營造林事業の概要左の如し

第一　地方費造林事業

大正二年春地方費を以て造林を行ひたるは京畿、忠北、忠南、全北、全南、慶北、黄海、平南、平北及江原の十道にして其の面積三七四町歩植付本數八三萬本に達せり之を昨春の忠北慶北、全南及江原の四道に比すれは六道を増し更に事業に於ては新に補植及天然稚樹保育を加へたるため面積に於て二六四町歩植付本數に於て四三萬本の著増を示せり今之を施業別に示せは左の如し

施業別	本春 面積	本春 植付本數	昨春 面積	昨春 植付本數	増減 面積	増減 植付本數
	町	本	町	本	町	本
普通新植	二一〇・一九三五	六五一、四五〇	一〇七・二一〇〇	三七七、八三〇	一〇二・九八三五	二七三、六三〇
同　補植	—	一五二、一三九	—	—	—	一五二、一三九
砂防工新植	—	—	三・〇〇〇〇	三〇、〇〇〇	△三・〇〇〇〇	△三〇、〇〇〇
同　補植	—	一三、三〇〇	—	—	—	一三、三〇〇
天然造林補植	—	一八、八七八	—	—	—	一八、八七八
天然稚樹保育	一六四・五〇二八	—	—	—	一六四・五〇二八	—
計	三七四・七〇三五	八三五、七六七	一一〇・二一〇〇	四〇七、八三〇	二六四・四九三五	四二七、九三七

即ち昨春慶北に於て砂防工新植を行ひたるも本春は其の補植に止めたるを以て砂防工新植に於て三町歩三萬本を減せるも其の他は一般に増加し特に朝鮮に富有なる天然稚樹發生地の保育及稚樹疎生地の補植を開始するに至れるは最容易なる造林法として一般公衆の好模範たるへし

一　植栽箇所及樹種

地方費造林は從來財源造成を主なる目的とせるも亦模範林護岸林及土砂扞止林等を兼ねたるを以て植栽地は概ね交通便利にして公衆の目睹し易き箇所を選へり而して何れも國有林野の無償讓與を受けたるものなり

植栽樹種は各道通して十二種に達し内クヌギ最多數を占めニセアカシヤ、アカマツ、クロマツ、カラマツ、ヤマハンノキ、ピラミツドヤマナラシ等之に次く其の植付本數は新植五六萬本補植一八萬本（普通補植一五萬本　砂防工同一萬本　天然造林二萬本）合計八三萬本なり

二　經費

本春の事業實行に要したる直接經費は五、六一四圓にして昨春の三倍強に増加せり今之を施業別に内譯し一町歩當並に一萬本當の經費を表示すれは左の如し

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

施業別	面積	植付本數	經費 總額	經費 一町歩當	經費 一萬本當
普通新植	二一〇・一九二五町	六五一・四五〇本	四、六五三・七八七円	二三・一六一円	七一・六〇〇円
同補植	—	一五二・一三九	六四〇・二五二	—	四二・一〇五
砂防補植	—	一三・三〇〇	五七・一三〇	—	四二・九五四
天然造林補植	—	一八・八七八	一八三・七三〇	—	九六・八四二
天然稚樹保育	一六四・五〇二八	—	七八・七六〇	四七九	—
計	三七四・七〇三	八三五、七六七	五、六一三・六五九	—	—

備考 經費は事業に要したる直接經費即ち人夫賃苗木運搬費及苗木購入代金等を計上したるものなり

第二 私營造林事業

私營造林事業中には本府に於て定めたる記念植樹及民間經營の植栽事業全部を含む其の本春新植せる面積一二、一六六町歩植付本數三、八三五萬本にして之を昨年に比較すれは面積に於て四、九七二町歩本數に於て一、六七七萬本を增加せり今私營造林を記念植樹と其の他とに分ち之を昨春に比較表示すれは左の如し

區分	本春 面積	本春 本數	昨春 面積	昨春 本數	增 面積	增 本數
記念植樹	四、二一九町	一、二七四萬本	三、三三八町	一、〇一六萬本	八八一町	二五八萬本
其他	七、九四七	二、五六二	三、八〇六	一、一四二	四、一四一	一、四二〇
計	一二、一六六	三、八三五	七、一四四	二、一五八	四、九七二	一、六七七

備考 昨春欄面積は坪一本平均の割合にて植付けたるものとして算出せり

私營造林は從來概ね河岸路傍及宅地周圍等に於ける小規模のものなりしか輓近私有林野のみならす進て國有林野の貸付を受け漸次纏りたる殖林を行ふもの追年著しく增加しつつあり其の植栽苗木は官の下付苗を主とし購入苗之に次き自家養成苗は其の數多からす

附記

前記の如く朝鮮に於ける造林事業は近年非常なる進歩を遂け年年激增しつつあるは誠に喜ふへき現象にして之かため各道三一九箇所の苗圃生産苗も僅に總植付數の四一%に過きさる盛況に在り今試に明治四十三年以降の官營及私營造林を表示し大勢の一覽に便すれは左の如し

區別	明治四十三年 面積	明治四十三年 本數	明治四十四年 面積	明治四十四年 本數	大正元年 面積	大正元年 本數	大正二年 面積	大正二年 本數	合計 面積	合計 本數
國營造林	五二一町	七九萬本	二二一町	七八萬本	五四七町	一一九萬本	二二一町	一〇一萬本	一、五二一町	三七七萬本
地方造林費	—	—	五	二	一一〇	三九	三七四	八三	四八九	一二四
私營造林	五〇四	一九五	三、四八一	一、〇六三	七、一九四	二、一五八	一二、一六六	三、八三五	二三、三四五	七、二五一
計	一、〇二五	二七四	三、七〇七	一、一四三	七、八五一	二、三一六	一二、七六一	四、〇一九	二五、三四五	七、七五二
計の明治四十三年を一〇〇とせる毎年の割合	一〇〇	一〇〇	三六二	四一七	七六六	八四六	一、二四五	一、四六七	—	—
私營造林に對する下付苗木數(萬本)	—	一〇八	—	四九〇	—	八九〇	—	一、四八八	—	二、九七六
私營造林本數に對する下付苗木數の割合(%)	—	五五	—	四六	—	四一	—	三九	—	四一

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

第一號表　大正二年春地方費經營造林事業一覽表

（右行人工造林　左行天然造林）

道	新植 面積（町）	新植 植付本數（本）	新植 經費（円）	補植 植付本數（本）	補植 經費（円）	保育 面積（町）	保育 經費（円）	合計 面積（町）	合計 植付本數（本）	合計 經費（円）
京畿道	一〇二•九五〇〇	二六一,五〇〇	一,九五五•八三〇	一四,〇〇〇	九二•六八〇	—	—	一〇二•九五〇〇	二七五,五〇〇	二,〇四八•五一〇
	—	—	—	—	—	九•二一〇〇	—	九•二一〇〇		
忠清北道	一〇•〇〇〇〇	三〇,〇〇〇	一七五•〇三〇	八〇,〇〇〇	二七〇•〇〇〇	—	—	一〇•〇〇〇〇	一一〇,〇〇〇	四四五•〇三〇
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
忠清南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	一三,三七八	一一三•〇〇〇	三七•〇〇〇〇	三•〇〇〇	三七•〇〇〇〇	一三,三七八	一一六•〇〇〇
全羅北道	一〇•六七〇〇	三二,〇〇〇	二二四•七〇〇	—	—	—	—	一〇•六七〇〇	三二,〇〇〇	二二四•七〇〇
	—	—	—	—	—	三〇•〇〇〇〇	—	三〇•〇〇〇〇	—	—
全羅南道	二〇•〇〇〇〇	一三五,〇〇〇	八二二•〇〇〇	—	—	—	—	二〇•〇〇〇〇	一三五,〇〇〇	八二二•〇〇〇
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶尙北道	二一•〇〇〇〇	八九,四〇〇	五六二•三〇〇	五八,五二〇	一七五•九五一	—	—	二一•〇〇〇〇	一四七,九二〇	七三八•二五一
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶尙南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
黄海道	一七•三七二五	六六,九〇〇	五五六•〇九〇	—	—	—	—	一七•三七二五	六六,九〇〇	五五六•〇九〇
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平安南道	—	—	—	一二,五〇〇	一五〇•一七〇	—	—	—	一二,五〇〇	一五〇•一七〇
	—	—	—	五,五〇〇	七〇•七三〇	八八•二九二八	七五•七六〇	八八•二九二八	五,五〇〇	一四六•四九〇
平安北道	二四•二〇〇〇	二六,六五〇	三二五•八三七	四一九	八•五八一	—	—	二四•二〇〇〇	二七,〇六九	三三四•四一八
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江原道	四•〇〇〇〇	一〇,〇〇〇	三二•〇〇〇	—	—	—	—	四•〇〇〇〇	一〇,〇〇〇	三二•〇〇〇
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二一〇•一九二五	六五一,四五〇	四,六五五•七八七	一六五,四三九	六九七•五八二	—	—	二一〇•一九二五	八一六,八八九	五,三五一•一六九
	—	—	—	一八,八七八	一八三•七三〇	一六四•五〇二八	七八•七六〇	一六四•五〇二八	一八,八七八	二六二•四九〇

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

合計	二一〇•一九二五	六五一,四五〇	四,六五三•七八七	一八四,三二七	八八一•一二三	一六四•五〇二八	一六八,七六〇	三一四•七〇二五	八五五,七六七	五,六一三•六五九
大正元年	一一〇•三〇〇〇	三九七,八二〇	一,五六七•五〇〇	—	—	—	—	一一〇•三〇〇〇	三九七,八二〇	一,五六七•五〇〇
差引增減	九九•八九二五	二五三,六三〇	三,〇八六•二八七	一八四,三二七	八八一•一二三	一六四•五〇二八	一六八,七六〇	二〇四•四〇二五	四五七,九四七	四,〇四六•一五九

第二號表 大正二年春地方費經營人工造林普通植栽一覽表

道	新植			補植		合計		
	面積（町）	植付本數（本）	經費（円）	植付本數（本）	經費（円）	面積（町）	植付本數（本）	經費（円）
京畿道	一〇二•九五〇〇	二六一,五〇〇	一,九五五•八三〇	一四,〇〇〇	九二•六八〇	一〇二•九五〇〇	二七五,五〇〇	二,〇四八•五一〇
忠清北道	一〇•〇〇〇〇	三〇,〇〇〇	一七五•〇三〇	八〇,〇〇〇	二七〇•〇〇〇	一〇•〇〇〇〇	一一〇,〇〇〇	四四五•〇三〇
忠清南道	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅北道	一〇•六七〇〇	三二,〇〇〇	二二四•七〇〇	—	—	一〇•六七〇〇	三二,〇〇〇	二二四•七〇〇
全羅南道	二〇•〇〇〇〇	一三五,〇〇〇	八二二•〇〇〇	—	—	二〇•〇〇〇〇	一三五,〇〇〇	八二二•〇〇〇
慶尙北道	二一•〇〇〇〇	八九,四〇〇	五六二•三〇〇	四五,二二〇	一一八•八二一	二一•〇〇〇〇	一三四,六二〇	九八一•一二一
慶尙南道	—	—	—	—	—	—	—	—
黃海道	一七•三七二五	六六,九〇〇	五五六•〇九〇	—	—	一七•三七二五	六六,九〇〇	五五六•〇九〇
平安南道	—	—	—	一二,五〇〇	一五〇•一七〇	—	一二,五〇〇	一五〇•一七〇
平安北道	二四•二〇〇〇	二六,六五〇	三二五•八三七	四一九	八•五八一	二四•二〇〇〇	二七,〇六九	三三四•四一八
江原道	四•〇〇〇〇	一〇,〇〇〇	三二•〇〇〇	—	—	四•〇〇〇〇	一〇,〇〇〇	三二•〇〇〇
咸鏡南道	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡北道	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二一〇•一九二五	六五一,四五〇	四,六五三•七八七	一五二,一三九	六四〇•二五二	二一〇•一九二五	八〇三,五八九	五,二九四•〇三九

第三號表 大正二年春地方費經營砂防植栽及天然造林一覽表

道	砂防植栽		天然造林			
	補植		保育		補植	
	植付本數（本）	經費（円）	面積（町）	經費（円）	植付本數（本）	經費（円）
京畿道	—	—	九•二一〇〇	—	—	—
忠清北道	—	—	—	—	—	—
忠清南道	—		三七•〇〇〇〇	三•〇〇〇	一三,三七八	一一三•〇〇〇
全羅北道			三〇•〇〇〇〇	—	—	—
全羅南道	—	—	—	—	—	—
慶尙北道	一三,三〇〇	五七•一三〇	—	—	—	—
慶尙南道	—	—				
黃海道	—	—	—	—	—	—
平安南道			八八•二九二八	七五•七六〇	五,五〇〇	七〇•七三〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

道						
平安北道	—	—	—	—	—	—
江原道	—	—	—	—	—	—
成鏡南道	—	—	—	—	—	—
成鏡北道	—	—	—	—	—	—
計	一三,三〇〇	五七,一五〇	一六四,五〇二八	七八,七六〇	一八,八七八	一八三,七三〇

備考　天然造林保育樹種はアカマツなりとす

第四號表　大正二年春私營造林事業一覽表

道	新植見込面積			植付見込本數			對一町歩植付本數
	記念（町）	其の他（町）	計（町）	記念（本）	其の他（本）	計（本）	（本）
京畿道	一八四・〇〇〇〇	一,〇九一・〇〇〇〇	一,二七五・〇〇〇〇	五〇九,三八四	二,九三一,九六七	三,四四一,三五一	二,六九九
忠清北道	一〇三・〇〇〇〇	六三五・〇〇〇〇	七三八・〇〇〇〇	三三九,七八七	一,九一〇,八〇〇	二,二五〇,五八七	三,〇五〇
忠清南道	一,〇四四・三八〇〇	五六四・三二〇〇	一,六〇八・七〇〇〇	三,一八四,七〇〇	二,〇九六,九二八	五,二八一,六二八	三,二八三
全羅北道	一七七・〇〇〇〇	三九五・〇〇〇〇	五七二・〇〇〇〇	五六二,〇〇〇	一,三一六,〇〇〇	一,八七八,〇〇〇	三,二八三
全羅南道	一〇二・〇八〇〇	一四一・〇九〇〇	二四三・一七〇〇	三八六,八九〇	二五七,一四八	六四四,〇三八	二,六四九
慶尚北道	二六〇・〇〇〇〇	二,〇三八・〇〇〇〇	二,二九八・〇〇〇〇	七三二,八六三	七,二四七,八四五	七,九八〇,七〇八	三,四七三
慶尚南道	二一六・三七二二	一,〇三六・一一一二	一,二五二・四八二四	七八三,四八四	五,七四四,五九二	六,五二八,〇七六	五,二〇九
黄海道	二二三・七六〇七	四六一・九一〇七	六八四・六七一四	五六九,一〇九	一,二四〇,六三〇	一,八〇九,七三九	二,六四三
平安南道	二五八・八七一〇	一,二〇三・一三二四	一,四六二・〇一〇四	四二八,二〇七	一,六五七,五三九	二,〇八五,七四六	一,四二六
平安北道	六五八・〇〇〇〇	一四九・〇〇〇〇	八〇七・〇〇〇〇	一,九七八,九三〇	四四五,三五一	二,四二四,二八一	三,〇〇四
江原道	五三・六〇〇〇	四二・〇〇〇〇	九五・六〇〇〇	一四六,四〇三	一四八,八九六	二九五,二九九	三,〇八九
成鏡南道	七七九・八〇二三	七六・六九〇二	八五六・四九二四	二,四三七,三六六	三三五,〇七八	二,七七二,四四四	三,二三七
成鏡北道	一五九・〇〇〇〇	一一四・〇〇〇〇	二七三・〇〇〇〇	六七六,六二九	二八六,二〇六	九六二,八三五	三,五二六
計	四,二一八・八七二一	七,九四七・二六一五	一二,一六六・一四〇六	一二,七三五,七五二	二五,六一八,九八〇	三八,三五四,七三二	

○京畿道養鯉及養蝌事業施設竝成績

一、養鯉事業施設竝成績

本道直營事業として設置せし養鯉場は仁川府永宗島及江華郡東幕里の二箇所にして既に二箇年間の成績に依り附近の漁民は何れも其の養殖の有利なることを認知せり然れとも大概資本に乏しく未た容易に起業するに至らさりしか本年九月養鯉事業經營の目的を以て補助申請をなせるものあり本道之を認可し吏員を派遣して指導監督の下に之を實行せしめたり一方直營事業としては前記箇所以外他の地方に普及せしむへき必要あるを認め更に南陽郡大阜島に事業地を選定し模範的養鯉

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

を實行せり今既往施行せし事業の成績及本年度著手事業の狀況を示せは左の如し

既往二年移植蟶成長狀況

明治四十四年五月永宗島に於て移植せし蟶の成長狀況は順調にして移植後大正元年九月に至る成績は既に報告せし如くなるか（第三卷二號三四頁以下參照）十月以降本年九月に至る狀況を記すれは左の如し

第一表

檢測月	體長	體重	檢測月	體長	體重
大正元年 十月	一・九寸	五・〇匁	大正二年 十一月	酷寒の爲缺測	
十二月	酷寒の爲缺測		一月	同	
二月	同		三月	同	
四月	一・九寸	五・三匁	五月	二・四寸	五・三七匁
六月	二・四六	五・八	七月	二・五	六・一
八月	二・五二	六・五	九月	二・五三	六・八

四十五年五月再ひ永宗島に於て移植せしものの內一坪に對し四升蒔とせるものの同年七月以降に於ける成長狀況左表の如し

第二表

檢測月	體長	體重	一合の容數	一合の重量	備考
大正元年 七月	一・三六寸	一・九五匁	二一個	四一匁	
八月	一・五三	二・六二	一六	四二	
九月	一・六〇	二・八〇	一四	四〇	
十月	一・六〇	二・八〇	一四	四〇	
自十一月至大正二年三月					酷寒の爲缺測
四月	一・六〇	二・八〇	一四	四二	
五月	二・一〇	三・〇七	一四	四三	
六月	二・一四	三・七〇	一一	四一	
七月	二・一七	四・一〇	一〇	四一	
八月	二・二〇	四・四〇	九	三九	
九月	二・二四	五・〇〇	八	四〇	

以上兩年度に施行せし事業地は同一潟州中相接して設置せしを以て海相全く同一狀態なりとす而して四十四年度蒔付せし蟶の同年七月以降大正元年九月に至る間に體長に於て五分八厘體重に於て三匁二分八厘を增せしは前年度報告書より算出し得へく爾後本年九月に至る間滿一箇年にして體長は六分三厘體重は一匁八分を增加せしことは第一表に依り之を知るへし尚兩年分の成績に依り體長は每年約六分內外伸長することを知るを得次に第二表に依れは移植後一年二箇月を經たる本年九月に至り體長は八分八厘體重は三匁〇五厘を增加し之を前年移植せしものに比するに體長に於て三分の差を示し迅速に伸長せし傾向あれとも體重其の他は略同一なり斯の如く本事業の成績は移植後第二年迄は初年同樣の伸長をなすことを示し體長二寸五分以上は實際に於て成長極めて遲緩なるを以て永宗島に於ては移植後翌翌年に採取せは貝は適當に成長し數量も甚しく減少せす成績良好なることを知るへし

江華郡東幕里地先の養蟶場にては本年に至り益多量の稚貝發生せしも親貝の成長は永宗島のものに劣り且永宗島に於て昨

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

大正元年秋試驗的に移植せし第四區の蟶も介殼黑色を呈して成長遲緩なり

養蟶事業補助狀況

本年度本道地方費を以て補助金を支出し養蟶事業を經營せしめたるは仁川府永宗島及江華郡東檢島の二箇所にして永宗島にては養蟶業者六名合同し東檢島は捕貝漁業者全部合同して事業經營に當り種貝費として前所に三百圓後所に百二十圓を支出せり而して永宗島に於ては前所里前に千坪及後所里前に千坪合計二千坪を區劃し九月二十三日より十月一日に至る內八日間に於て種貝總計九十五石九斗七升五合を蒔付し東檢島に於ては部落の西方三百間の處に六百坪を區劃し十月一日より同月十一日に至る間に於て種貝三十石一斗四升を蒔付せり兩島共に養蟶場は優良の箇所を選定し種貝は成長遲き部又は管理の困難なる部より採取せしめ養殖方法は本道指導監督の下に遺憾なく遂行せしむることを得たり事業經過の一般より推察するに業務擔當者は十分の責任を負ひて微細の點をも注意を拂ひ可成支出を節約して收利の增大を計り關係漁民亦其の旨を諒解し作業の終始無障進捗し奬勵上斯る事業は最有效なることを認めたり

本年度新規施設事業

南陽郡大阜島營田洞地先陸岸を距る四十間許の處に米島と稱し周圍約四十間の小嶼あり其の東西兩沿岸は極て軟き泥潟にして每年蟶稚貝發生し附近住民之を採取せり然るに潟の構成軟にして稚貝の發生には好適すれとも永く其處に棲息するときは成長遲遲たるのみならす介殼黑色を呈し肉體萎瘠するを免れさるを以て今回選定せし養蟶場は米島を距る北東方約六百間の沖合に在り東面二十五間南北三十六間面積九百坪を區劃せり土質は少量の砂を混へたる泥より成り上層二寸は褐色を帶へる極微細の軟泥にして其の以下は總て鼠白色にして緊縮力に富める泥質なるか故に北風を受くる場合の外は風波靜穩にして潟面の泥土を吹き剝く如きことは未た曾て聞くことなし養蟶場は六區を造り共に縱橫十間にして面積百坪つつとし南北の方向に三區を並へて二列とし各區間は總て一間の通路を設け各區の四隅には小杭を立て尙全場の四隅に標札を建設し其の他主要地點に石を据ゑて區域を明にせり此の附近には章魚、ガタシバリ蕃殖するを以て其の棲息區域を避けて設置し其の他の害敵及苦潮等の襲來有無に付ては古老漁民に徵するも未た遭遇せしことなしと謂へり潮流は北方八尾島附近より南に向て滿ち養蟶場面を洗ひて大阜島岸に衝突し此處にて滿潮の際暫く停滯し後逆に退潮す故に養蟶場は潮流に並行し此處に飼育せる蟶は成長迅速なるのみならす放產せし卵は海岸に至り沈下發生すへき結果となるへし

種貝蒔付　大阜島に於ける養蟶事業は今回を以て嚆矢とし從て附近漁民は其の作業に不馴にして移植用種貝の如きも形の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

一定せるものを提供せしめむと努めしも常に大小を混入して不同あるを免れす故に種貝の體形測定上甚しき不便を生し已を得す最多形三十箇を集め其の平均を測りしに體長一寸三分二厘體高四分四厘體重七分一升の容數四百六十五箇なることを知れり

種貝は總て採取せし翌日蒔付せしを以て何れも活潑に潛入し夫夫蒔付せし翌日調査の結果は死貝極て少なく唯潮流急なる爲場所外に流れて潛入せしものあり一間の通路は約半部を埋められ卽ち狹隘なることを知れり而して種貝は九月一日より同月七日に至る間に二十九石八斗を蒔付し各區を通して一坪に對し五升蒔とせり本養蟶場は營田洞の後丘直下にあるを以て監督上甚便なり

事業施行後に於ける住民の感想　營田洞は南に丘陵を負ひ北は海に面して干潟擴延す地勢斯の如くなるか故に自ら耕耘すへき田畑潤からす且山野には伐採すへき樹木に乏しく勢ひ海面利用の途を講せさるへからす然るに住民中專ら漁業に從事するもの僅に二戶其の他は主として農業を營み大概貧困を極む幸に附近の海中蟶及章魚を產するを以て農閑時に之を採取して生計を資く特に蟶は同地方に於ける重要產物なりしか近年濫採の結果他の地方と同しく大に其の產額を減少せり依て養蟶事業奬勵の爲先つ本道に於て模範的養蟶場施設の必要を認め本年九月作業に著手することとなり前以て住民等に其の趣旨を說示したるに當初は自己の福利を增進し生活の安全を計るへき有利事業たるを認識せす却て彼等に取りて主要水產物の一たる章魚の採取區域を縮少せらるるの虞ありとし本施設を喜はさるの風ありしも百方說明に努めたれは遂に全く危惧の念を去り本場の設置を德とし將來其の成績に留意し熱心本業の研究に從事せむとの意向を示すに至れり本場の管理方に付ては奬勵の都合上洞內有力の一人を選ひて之を囑託せり

養蟶企事者參考事項

本道に於ける養蟶事業は漸く其の必要を一般漁民間に認められたるを以て新に本事業を企畫するものに對し參考事項二三を記述する亦無益に非るへし

經營方法　養殖事業の根本性質は農業と全く同一にして自ら勞働し其の勞金を以て收益の一部に充當すへきは玆に贅言を要せさるところにして養蟶事業亦其の理に一致せり而して本事業を經營すへき方法種種あらむも先つ漁業組合に於て其の地先の漁業權を受け之を組合員に小作せしむる如きは最善良なる方法たるを信す又資本主あり其の人か個人にて經營すへき場合を謂へは自己の漁場內に適宜小作人を定め相當資金を貸付し後製品を資本主に集めて賣却せは經營容易なりとす尙資金貸付方法は種貝を配付するか又は種貝採取に出役せし實費を貸付するか何れも可ならん次に小作制に依らさる場合は使用種貝の數量或は蒔付面積を定むること必要にして經營し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

得て誤らさる範圍に止めさるへからす右は嘗經者の從來經驗せし程度に關係すること尠からすして未經驗者は先つ規模の失大せさる地域に於て創業し逐年擴張するを宜しとす

養蠔の見込ある地域　本道管内に於て養蠔適地として見込あるは仁川府永宗島の南方、江華郡東幕里及東檢島の南方、富平郡栗島附近、南陽郡大阜島南北に蔓延せる干潟及同郡陰島附近にして其の他擴大ならさる適地は諸所に散在せり

內地產蠔との優劣　本道の實驗に據れは四十四年五月移植のものは其の翌年九月に至り一寸九分となり翌翌年九月に至り二寸五分三厘と成り移植後二箇年間は殆と同樣伸長をなす而して天然生の貝は二寸五分より大なるは極めて少なきを以て移植後二箇年を經て最大形に達するものと謂ふを得へく之を製造したる乾貝は恰も內地產の中形品に相當せり內地に於ける蠔の成長は其の迅速なるものは移植後一箇年にして三寸以上となり爾後伸長極て緩漫なり此の故に成長の點に於て之を內地に比較するときは稍一籌を輸するを免れすと雖元來內地に於ける成績は格外に佳良なるものにして當地產のものの伸長遲き缺點に對しては貝の死率少き良點あり坪に對する生產率は甚しき相違なきを以て相當利益を收得すへし

事業地の選定　從來蠔の蕃殖せし箇所又は目下棲息する箇所の附近を選定せは事業經營上萬事便利を得如上の好適地實際尠からす尙本道に於ける土質の構成を見るに特異の場合尠く沿岸を少しく距るれは總て均一の層をなして蠔潛入に都合よく介殼混入層なきを以て土質調査の場合此の點は殆と無頓著なるも敢て差支なし

種貝購入の困難　種貝は鮮人の手取せしものを購入せさるへからす然るに採取者は善良の種貝は如何なるものなるやの知識なき爲往往大形貝を持參して苗貝と同價買取方を强請することあり又は暴利を豫想して高價を唱へ交涉容易に纏まらさることあり是等は全く採收者か經驗なき結果なるを以て右手數は豫定時期を少しく早くして著手すへき必要ありとす

採取方法　鮮人を使役せは賃金低廉なる便あり從て採貝用としては朝鮮鍬を使ふを最良とす鈎取は鮮人の得意とするところなれとも貝を損傷して製品惡しく內地式板鍬は土質粘著力强き爲現形の儘にては使用困難なり概して鮮人は作業に不馴なるを以て單獨行動をなさしむること能はす常に監督使役せさるへからす

海相に對する注意　仁川附近潮流の急激なるは他に稀に見るところにして從て蒔付の苗貝を流され區劃外に潛入せしむることあり又潮汐少しく動く時に潮蒔をなすことあらは意外の箇所に流轉せしむる虞あるを以て其の蒔付方法を丁寧にすると同時に場所を可成緩に定め通路の如きも二間以上とするを宜しとす

淡水の有無　乾蠔製造上差當り必要を感するは淡水なり其の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

有無に依りて製品に著しき優劣を生す然るに朝鮮に於ては河川附近を除く外は各地共に淡水量少なきを以て斯る場合は豫め其の有無多少等を精査し置かさるへからす

二　養蛎事業施設

事業の目的

蛎は内鮮人を問はす共に嗜好に適し其の乾製品は支那輸出品として販路廣濶なるを以て之か生産を計るは海面開拓上最有利の事業なりとす而して本道に於ける現時棲息箇所を見るに江華郡東檢島、富平郡栗島、仁川府龍游島及猫島、南陽郡大阜島及靈興島等諸處に散在し各所もに少量宛發生せり漁民の口碑其の他古介殼の所在等より推測するに往時は前記各所共に夥しく蕃殖せしも附近の漁民は農閑の時を利用し常に出て自然成育のものを採取し直に食膳に供し又は鹽漬とすることのみに注心し保護を加へて蕃殖を計る如きことなく酷漁濫獲の弊は積りて採捕區域を狹隘ならしめ且遞次小形と成る傾向あり數量は年と共に減少し益蕃殖を阻害し今日に至りては僅に貝の棲息に最便にして採取に不便なる箇所のみ生存を維持するに過きさるものたるを認む又蛎は蟶に比し捕獲容易なるを以て好んて採取に從事する傾向あり一方其の適地も狹く減耗亦必す急ならさるへからす斯くして推移せは日ならすして本道の蛎は根絶すへき虞あるを以て此の際其の蕃殖を幇助し昔日の盛況に挽回せさるへからす而して蛎成育に最適當なるは砂潟なれとも砂混の泥地亦可なりとす斯の如き場所は沿岸到處に存在するを以て進んて是等をも遺漏なく利用するに至らは本道に於ける蛎は實に莫大なる產額に達すへし然れとも今日の衰態は殆と其の極に達し直に之を復舊するは容易の事業に非されは漸次其の目的を遂行するの方針を以て先つ本道に於て人爲養殖方法の模範を示し延て一般漁民に本養殖業を實行普及せしめむとす

養蛎場構成

仁川府龍游島と大舞衣島との間より東に向て進み來る潮流は蠶津島の南側を經て直に三派に分れ本流は東方に直行して蛙島の南に出て支流は蛙島と阜點串との間に進み巨蠶里前を過きて北上す此の二派の分岐點に介在して面積約二萬坪の砂潟あり少量の泥を混すれとも粗鬆なる砂質なるか故に自由に歩行し得へく地盤低く風波靜穩なれとも潮流極て急なり附近住民の唱ふるところに依れは當所に於て數年前迄夥しき蛎蕃殖せしも濫採の結果種屬を根絶せりと今其の地相を見るに蛎棲息に好適し成長迅速なりと認むるを以て此處に養蛎場を設置せり蒔付場は縱橫十間とせる百坪區を二箇構成し兩區間に二間の通路を設け各區の四隅には小杭を立て全場の四隅に標札を建設し其の他主要地點に適宜の石を据付せしは大阜島養蟶場と略相似たり

種貝蒔付　種貝原產地は養殖場の東方約十五町のところにあ

り同所にて採取せし稚貝は底板を敷きたる船内に堆積し上部に苫を被ひて日光の直射を防ぎ置き其の翌日養殖場に至りて潮蒔をなせり而して種貝は棲息少量にして九月十四日より同月十六日に至る三日間に漸く四石を集め之を一坪に對し二升の割合に蒔付せり本年蜊の發生甚た少く種貝を得ること困難にして蒔付豫定數量に達すること能はさりしは甚た遺憾とするところなり尚蒔付種貝の形大左の如し

事項	最大形	最多形	最小形	備考
殼長	六八厘	五八	三八厘	
體高	四四	四〇	三四	

養蜊場の管理

移植後に於ける養蜊場の管理は場所に最近接せる德橋里里長をして之に當らしむることとせり

（京畿道報告）

○道路改修工事概況

（大正二年十月末現在）

○平壤＝元山線

平安南道平壤より江東、破邑、陽德を經て咸鏡南道元山に至る

道路幅員四間　改修豫定距離五十五里

目下平壤、元山兩方面より起工着手中にして全線に亙る着手距離四十里十一町、着手距離に對し約七歩三厘の成工にして全線大正五年三月竣功の豫定

（平壤方面）

平壤、破邑附近間（二十八里）目下着手距離二十二里二十五町　着手距離に對し約七歩二厘成工したり

（元山方面）

元山　破邑附近間（二十七里）目下着手距離十七里二十二町　着手距離に對し約七歩四厘成工したり

○京城＝元山線

京畿道京城より江原道を經て咸鏡南道元山に至る現在道路局部改修

道路幅員二間乃至四間　局部改修距離三十里

目下元山方面より淮陽附近に至る間局部二十一里着手中着手距離に對し約九歩五厘の成工にして全線大正三年三月竣功の豫定

○安州＝滿浦鎭線

平安南道安州より平安北道熙川　江界等を經て滿浦鎭に至る

道路幅員三間　改修豫定距離八十里十八町

安州方面より起工し目下着手距離二十五里三十町　着手距離に對し約八歩九厘の成工にして全線大正五年三月竣功の豫定

○晋州＝倘州線

慶尙南道晋州より居昌、熊陽及慶尙北道知禮、金泉等を經て倘州に至る

道路幅員三間　改修豫定距離四十四里

目下全線に亙り着手中、約九歩七厘の成工にして全線大正三年四月竣功の豫定

○利川＝江陵線

京畿道利川より驪州及江原道原州、安興等を經て江陵に至る

道路幅員三間　改修豫定距離四十八里十八町

利川方面より起工目下着手距離二十七里六町　着手距離に對し約六歩八厘の成工にして全線大正五年三月竣功の豫定

○城津＝甲山線

咸鏡北道城津より咸鏡南道銅店を經て甲山に至る道路局部改修

道路幅員三間　局部改修距離十七里

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

目下城津及甲山兩方面より起工局部全距離著手中、約七步通りの成工にして全部大正三年九月竣功の豫定

○新浦＝惠山鎭線

咸鏡南道新浦より北靑、甲山等を經て惠山鎭に至る

道路幅員三間　改修豫定距離五十四里

甲山方面より起工し甲山　含井間七里二十五町既に竣功し全線大正五年三月竣功の豫定

○雄基＝慶興線

咸鏡北道雄基より讃底を徑て慶興に至る

道路幅員四間　改修豫定距離九里

目下全線に亙り著手中、約九步六厘の成工にして全線大正三年六月竣功の豫定

○京城＝利川線

京畿道京城より往十里、邑地巖を經て利川に至る

道路幅員四間　改修豫定距離十二里十八町

目下京城及利川方面より起工著手中にして全線に亙る著手距離八里三十三町、著手距離に對し約九步四厘の成工にして全線大正四年三月竣功の豫定

（京城方面）

京城　酒幕里間（六里）目下著手距離二里十三町　著手距離に對し約九步八厘成工したり

（利川方面）

利川　酒幕里間（六里十八町）目下全線著手中約九步三厘成工したり

○公州＝論山線

忠淸南道公州より魯城を經て論山に至る

道路幅員四間　改修豫定距離十里

目下全線に亙り著手中、土工は全部竣成し橋梁、暗渠等著手中に屬し全工事に對し約九步一厘の成工にして全線大正三年三月竣功の豫定

○忠州＝陰城線

忠淸北道忠州より五里村を經て陰城に至る

道路幅員三間　改修豫定距離六里十八町

目下全線に亙り著手中、約八步一厘の成工にして全線大正三年三月竣功の豫定

○會寧＝行營線

咸鏡北道會寧より行營に至る

道路幅員四間　改修豫定距離六里十八町

目下全線に亙り著手中　約九步一厘の成工にして全線大正三年六月竣功の豫定

○河東＝院田線

慶尙南道河東より橫南場を經て院田に至る

道路幅員三間　改修豫定距離七里

目下全線に亙り著手中、約四步九厘の成工にして全線大正三年三月竣功の豫定

○行營＝穩城線

咸鏡北道行營より北倉坪を經て穩城に至る

道路幅員四間　改修豫定距離十一里十八町

行營方面より起工し目下著手距離三里、著手距離に對し約九步通りの成工にして全線大正四年三月竣功の豫定

○北靑＝城津線

咸鏡南道北靑より利原　端川を經て咸鏡北道城津に至る

道路幅員四間　改修豫定距離三十五里

城津方面より起工し目下著手距離十三里三十町、著手距離に對し約二步六厘の成工にして全線大正五年三月竣功の豫定

○京城＝市街線

光化門通廣場新橋架設工事

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

橋梁幅員十五間　徑間四間

目下著手中約五歩七厘の成工にして全部大正二年十二月竣功の豫定

（備　考）

既定計畫中城津、惠山鎭線を城津、甲山線局部改修に改め新に新浦、惠山鎭線改修を加ふ

著手中の路線にして既に竣功全通せるもの左の如し

○順天＝全州線

全羅南道順天より全羅北道南原、任實等を經て全州に至る

道路幅員三間　改修距離三十三里三十町

○利川＝長湖院線

京畿道利川より蟾背を經て長湖院に至る

道路幅員四間　改修距離七里七町

○清津＝會寧線

咸鏡北道清津より富寧を經て會寧に至る

道路幅員四間　改修距離二十二里二十二町

○清州＝陰城線

忠清北道清州より陰城に至る

道路幅員三間　改修距離十里二十二町

○海州＝載寧線

黄海道海州より新酒幕を經て載寧に至る

道路幅員三間　改修距離十三里三十町

○沙里院＝載寧線

黄海道沙里院より載寧に至る既成道路局部補修

道路幅員三間　局部補修距離二里十五町

○京城市街線

（一）南大門通より永樂町に至る黄金町通

道路幅員十二間　改修延長三百三十七間

（二）黄金町通東部青寧橋より光熙門間

道路幅員十二間　改修延長五百七十六間

（三）南大門より光化門に至る太平町通

道路幅員十五間　改修延長五百五十五間

（四）南大門通より太平町通に至る羽衣町線

道路幅員十二間　改修延長二百五十間

○會寧市街簡易水道工事概要

會寧學校組合の經營に係る會寧市街簡易水道は大正二年八月起工し同年十一月竣功せり該水道は會寧軍用水道の剩餘水の配給を受け市街十箇所に共用栓を設け飲料水を供給し尙消火用としては消火栓四箇所を設置するものにして此の總工費豫算八千七百餘圓内五千三百七十六圓は國庫の補助を受け同組合に於て實施したるものとす其の主要なる工種左の如し

一　鐵　管　內　徑　三　吋　總延長約四千八百尺

一　貯　水　池　內徑十六尺　有效水深十尺　容積三百石　一　箇

一　不凍共用栓　十　箇

一　消　火　栓　四　箇

○鐵道運輸槪況

（大正二年十月分）

一　旅客運輸

本月は一般旅行の好季節なると前月來引續き天候快晴なりしを以て旅客小荷物の輸送は相當の成績を擧け得たり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

郎客車收入概算額三十萬二千四百圓内京釜及京義線に於ける取扱高は二十五萬三千圓にして前年度に比し約六千圓前月に對し四千餘圓を増加せり蓋し本月は前年度の如く間島移住等特種團體の輸送皆無なりしに拘らす如上の成績を擧くるに至りたるは駐箚軍大演習參加兵員及同觀覽學生の輸送竝京城日報及每日申報社主催に係る開城栗拾大會遊覽客の輸送等あり加ふるに季節柄團體旅客多數に上りたるに因るものなりとす小手荷物に在りては取扱總數量九十二萬一千斤賃金一萬五千八百圓を算し内有賃手荷物十五萬八千斤賃金三千三百圓にして小荷物に於ては鮮魚五十六萬七千斤賃金七千圓を首位とし貨幣、食料品、綿絹布類、干繭、家具、金物等は其の主要なるものに屬す更に本月は狩獵期に入りたる爲獵犬の託送多く全月を通し實に七百八十頭に達せり

旅客に關し施設したる事項

一　本月一日より湖南線羅州、松汀里間八哩七分の運輸營業を開始し入場券發賣及旅客携帶品預驛に松汀里驛を追加せり

一　當局線及鐵道院線と支那京奉鐵道線各主要驛間に於て旅客手荷物の連絡運輸を開始し本月一日より施行せり

一　本月二日光州に於て日本赤十字社及愛國婦人會光州支部總會開催に付參列會員に對し木浦羅州間各驛より松汀里驛行三割引往復乘車券を發賣せり

一　本月五日開城に於て京城日報及每日申報社の主催に係る栗拾大會開催に付南大門、開城間臨時列車を運轉し約五割引の三等往復乘車券を發賣せり

一　本月十、十一日及同十八、十九日に於て駐箚軍大演習參加部隊の輸送を爲せり

一　本月十六日永登浦附近に於て駐箚軍大演習擧行に付學生觀覽の便を計り南大門、永登浦間臨時列車を運轉し其の他普通列車に相當車輛を增結せり

一　木浦及元山驛を回數入場券發賣驛に指定し本月二十一日より施行せり

一　本月二十一日より京元線龍池院、高山間四哩の運輸營業を開始せり

一　平壤に於て平安南道生産品評會開催に付本月三十一日より十一月四日迄中和、新安州間及平南線各驛より平壤に至る二割引往復乘車券を發賣せり

一　本月中官用證及優待割引證に依り乘車したる人員左の如し

種別	人員
鐵道乘車證に據る軍人軍屬割引	二〇七四人
警察官割引	二一三一
軍人家族及從者割引	三〇
東洋拓殖會社移民割引	一
赤十字社割引	五四
合計	四二九〇

乘車人員及賃金概算

種別	月別	京釜線	京義線	京元線	湖南線	合計
乘車人員	本月分	二二〇、九四九人	一一五、一六二人	三四、四八八人	五〇、二九一人	四一〇、八九〇人
	前月分	二〇五、四二〇	一一七、三三三	三八、〇九八	四四、三五八	四〇五、一九八
	前年同月分	一九〇、六五二	一〇八、四六七	一五、九四四	三二、九四〇	三四八、〇〇三
乘車賃金	本月分	一、四八六・二八円	八七九・五六円	一八六・七一円	二九三・四六円	二、八四六・〇一円
	前月分	一、四六五・一三	八九一・七五	一九四・八〇	二六二・三〇	二、八一三・九八
	前年前月分	一、五〇二・四五	八一〇・八四	八六・二五	一九八・一九	二、五九七・七三

連帶運輸成績

（△印は減）

種別		局線發 本月分	局線發 前年同月分	局線發 比較增減	局線著 本月分	局線著 前年同月分	局線著 比較增減
鐵道院線	旅客	三、四七七人	三、五一〇	△三三	四、八八二	四、八〇七	七五
	小手荷物	三、五九一個	四、二五七	△六六六	一三、四四四	一八、三一九	△四、八七五
南滿洲線 安東及同驛經由	旅客	二、三三四人	二、二八四	五〇	二、二四七	二、〇九二	一五五
	小手荷物	一、〇三六個	六八七	三四九	五三四	四七六	五八
南滿洲線 大連及同驛經由	旅客	—人	—	—	—	—	—
	小手荷物	—個	—	—	—	—	—
日滿連帶	旅客	二六人	—	二六	三	—	三
	手荷物	—個	—	—	—	—	—
日支連帶	旅客	二六人	—	二六	一五	—	一五
	手荷物	一〇個	—	一〇	—	—	—
大阪商船線	旅客	六人	一五	△九	一	五	△四
	小手荷物	九個	三一	△二二	二	一	一
朝鮮瓦斯電氣線	旅客	二、八一七人	二、五四七	二七〇	三、二〇九	二、六八九	五二〇
	小手荷物	七四個	七九	△五	—	一四	△一四
合計	旅客	八、六八六人	八、三五六	三三〇	一〇、三七六	九、五九三	七八三
	小手荷物	四、七二〇個	五、〇五四	△三三四	一三、九八〇	一八、八一〇	△四、八三〇

備考　鐵道院線運帶小手荷物局著數量の減少は前年度は新聞雜誌箇箇の數を計上したるも本年度に於ては四十斤以内の結束に依る箇數を計上せしに因る

二　貨物運輸

本月に於ける貨物輸送の狀況は別表の如く數量十二萬三千八百七十八噸收入二十三萬三千六百八十圓にして前月に比し數量九千百六十九噸（六分九厘）を減し收入二萬五千九百四十二圓（一割二分五厘）を增加し又前年同月に比較し數量三萬六千七百八十九噸（四割二分二厘）收入七千二百六十二圓（三分二厘）を增加せり而して局用品及請負人工事材料を除くときは發送數量六萬四千四百四十四噸收入二十一萬六千三百九十六圓にして前月に比し數量九千七百二十七噸（一割七分八厘）收入一萬九千九百九十二圓（一割二厘）前年同月に比し數量二千五百二十一噸（三分八厘）收入三千七百三十圓（一分八厘）を增加せり

更に輸送貨物の主なるものを擧ぐれは米、石炭、大豆、木材、鹽、鹽干魚、雜穀、野菜、石油、木炭、金屬器類等にして米は既に端境期を經過して新米の出市を見內地及滿洲方面への輸移出好況を呈するも一方外國米は之か爲輸送漸次減少を呈し大豆は季節柄相應に出廻わり又繩叺筵は前記米豆の出荷に伴ひ輸送增加し鹽、野菜、石油も需用期に入り賣行良好にして出荷多く其の他黒鉛、穀粉等比較的好況を告けたるも石炭、薪、木炭等は例年に比し暖氣なりし爲需要少く又木材其の他

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

の建築材料は土木工事不振の結果孰れも減退の傾向を示せり

貨物に關し施設したる事項

一 安東に於ける連帶貨物授受方左の通り改正し本月一日より施行せり

安東發著に對する受附引渡等は當局派出員に於て取扱ふ

當局線發南滿洲鐵道會社線著に對しては當局派出員に於て通關手續を了し社掛員に引渡す

南滿洲線發當局線著に對しては社掛員に於て通關手續を了し當局派出員に引繼く

一 本月中貨物取扱人の承認を取消したるもの一名（江景驛）なり

一 本月中運賃割引の必要を認め運送特約したるもの長期五件（莞草、甘橘、蜜柑、釜、綿布、綿絲等）短期十四件（大豆、綿布、葉莨、枕木、骨粉、肥料等）なり

營業一哩平均貨車收入（局用品及工事請負人材料を除く）（△印は減）

種別	京釜線	京義線	京元線	湖南線	全線合計
本月分	三九〇・一三円	二〇〇・四一円	四九・七七円	九一・三九円	二三一・四五円
前月分	三四二・七九	一八五・〇七	五〇・二八	七四・七七	二一三・〇三
比較増減	四七・三四	一五・三四	△・五一	一六・六二	一八・四二
増減率	・一三八割分厘	・〇八三割分厘	△・〇一〇割分厘	・二二二割分厘	・〇八七割分厘
前年同月分	三九〇・一四円	二一七・三〇円	二八・三二円	一二四・七三円	二六七・五六円
比較増減	△・〇一	△一六・八九	二一・四五	△三三・三四	△三六・一一
増減率	—割分厘	△・〇五三割分厘	・七五七割分厘	△・二六六割分厘	△・一三五割分厘

主要貨物發送噸數

品名	本月中發送噸數	前月比較 増加噸數	前月比較 減少噸數	前年同月比較 増加噸數	前年同月比較 減少噸數
米	二二、二〇六噸	二、九二五噸	—噸	一、〇一八噸	—噸
麥	四九一	—	五五三	一五	—
大豆	四、七三六	六二六	—	—	一六七
雜穀	一、二二七	一六〇	—	—	六二
穀粉	三八九	二〇五	—	一九	—
鮮魚	六三四	—	五〇	—	六
鹽干魚	一、〇四七	五	—	—	三一四
明太魚	四一五	—	一六三	—	三四
海草	三四七	—	三九七	二九	—
鹽	二、九四〇	七六六	—	—	三八
砂糖	一三四	二八	—	—	一四
野菜	一、二三七	九三三	—	五四九	—
生果	六五五	一一五	—	六一	—
味噌	一四一	三三	—	六一	—
醬油	三三二	—	二	—	二一
食料品	四二九	二四	—	—	九
酒類	五四〇	六一	—	二三	—
實	八二六	一二九	—	—	五九
藥品及藥材	二七三	—	一六三	一三〇	—
金巾	四七五	—	九八	—	一六四
綿布	四〇八	—	六	—	三八
麻布	四五	—	六	—	七
紡績絲	六九	四	—	—	九四
綿	一一〇	四八	—	—	五八
絹布及絹絲	一五	四	—	二	—
紙類	五八四	—	四八	—	二〇
燐寸	二二五	三四	—	一二三	—

石油	一,四五九	七四三	—	三九四	—
薪	五〇三	—	一,〇五一	—	三九〇
木炭	一,一四八	—	三三四	—	二三六
陶磁器	三一七	八三	—	—	一六一
金屬器類	一,一三八	二〇七	—	—	三八四
家具類	六九九	一一四	—	七七	—
繩、叺、筵	七八九	四〇八	—	二一五	—
肥料	三五四	一六五	—	一七三	—
牛皮	三〇四	五九	—	—	九七
牛及犢(頭)	四一	二五	—	二四	—
黒鉛	九二四	—	二八二	七〇二	—
石炭	九,一九〇	七〇九	—	—	五,九四三
木材	四,四五五	—	二,三四六	—	二,三五〇
石材	七三七	—	四七三	—	三,六八〇
煉瓦	四七七	—	六七一	—	一,一一九
瓦	五三〇	—	四四	—	一六九
土管	五八	—	五五	—	一七三
石灰	三六〇	—	五七	—	一三〇
セメント	一七三	—	二〇	—	三六五
釘及亞鉛板	三四九	一〇〇	—	—	一二
竹	二三二	八五	—	—	四
韓貨(葉錢ヲ含ム)	—	—	—	—	一三
軍用品	五一〇	一〇	—	—	六九
合計	五五,四五六	八,八〇八	六,八〇八	一五,八〇五	一七,〇六〇

大貨物取扱數量及貨車收入概算 (△印は減)

	發送噸數 京釜線 (噸)	京義線 (噸)	京元線 (噸)	湖南線 (噸)	合計 (噸)	貨車收入 京釜線 (円)	京義線 (円)	京元線 (円)	湖南線 (円)	合計 (円)
本月分	六〇,七四八	二八,一九〇	二九,九五四	四,九八六	一二三,八七八	一三三,四七六	七五,八八〇	一〇,九五七	一三,三六七	二三三,六八〇
前月分	六二,五一八	二〇,六四六	四一,〇二一	八,八六二	一三三,〇四七	一一七,〇四一	六七,二二四	一二,二七四	一一,一九九	二〇七,七三八
比較増減	△一,七七〇	七,五四四	△一一,〇六七	△三,八七六	△九,一六九	一六,四三五	八,六五六	△一,三一六	二,一六七	二五,九四二
増減率	△•〇二八 割分厘	•三六五 割分厘	△•二七〇 割分厘	△•四三七 割分厘	△•〇六九 割分厘	•一四〇 割分厘	•一二九 割分厘	△•一〇八 割分厘	•一九四 割分厘	•一二五 割分厘
前年同月分	四七,〇七九	三二,一三三	三,二五二	四,六二五	八七,〇八九	一三一,九三四	八三,三三七	二,〇二三	九,一二四	二二六,四一八
比較増減	一三,六六九	△三,九四三	一六,七〇二	三六一	三六,七八九	一,五四二	△七,四五七	八,九三四	四,二四三	七,二六二
増減率	•二九〇 割分厘	△•一二三 割分厘	五•一三六 割分厘	•〇七九 割分厘	•四二二 割分厘	•〇一二 割分厘	△•〇八九 割分厘	四•四一七 割分厘	•四六五 割分厘	•〇三二 割分厘

大貨物取扱數量及貨車收入概算 (局用品及工事請負人材料を除く) (△印は減)

	發送噸數 京釜線 (噸)	京義線 (噸)	京元線 (噸)	湖南線 (噸)	合計 (噸)	貨車收入 京釜線 (円)	京義線 (円)	京元線 (円)	湖南線 (円)	合計 (円)
本月分	三二,六〇三	二〇,七八五	六,八三四	四,二二二	六四,四四四	一二五,三六二	七二,五二八	五,七〇三	一二,八〇四	二一六,三九六
前月分	二九,二〇〇	二一,一六〇	二〇,三四九	三,〇〇八	七三,七一七	一〇九,〇四三	六六,九七六	五,五六一	九,八二五	一九一,四〇五

	發送噸數 京釜線	京義線	京元線	湖南線	合計	賃金 京釜線	京義線	京元線	湖南線	合計
比較增減	三,四〇三	六二五	四,四八五	一,二二四	九,七三七	一六,三一九	五,五五二	一四二	二,九七九	一九,九九二
增減率（割分厘）	・一一七	・〇三一	一・九三九	・四〇四	・一六八	・一五〇	・〇八三	・〇二六	・二三三	・一〇二
前年同月分	三三,九一四	二五,〇六五	三五〇	二,五八五	六一,九一四	一二四,一〇二	七八,六四〇	一,三〇〇	八,五九四	二一二,六五八
比較增減	△一,三一一	七二〇	六,四八四	一,六三七	二,五三一	一,二六〇	四,四〇三	四,四〇三	四,二一〇	三,七三八
增減率（割分厘）	△・〇三九	・〇二九	一八・五二六	・六三三	・〇五八	・〇一〇	・〇五六	三・三八七	・四九〇	・〇一八

有賃局用品發送噸數及賃金概算

（△印は減）

	發送噸數 京釜線（噸）	京義線（噸）	京元線（噸）	湖南線（噸）	合計（噸）	賃金 京釜線（円）	京義線（円）	京元線（円）	湖南線（円）	合計（円）
本月分	二八,〇七三	五,八九五	二三,〇六八	五八二	五七,六一八	八,〇一七	二,三四三	五,二二九	四三〇	一六,〇一九
前月分	三二,四九四	四二六	三八,五七〇	五,四三二	七六,九八二	七,七二一	二四八	六,六六一	一,一一三	一〇,七四三
比較增減	△四,四二一	五,四〇九	△一五,五〇二	△四,八五〇	△一九,三六四	二九六	二,〇九五	△一,四三二	△六八三	五,二七六
前年同月分	一〇,八三七	四,七五八	二,六八四	一,九八八	二〇,二六七	六,〇二五	三,〇九九	五九二	四二四	一〇,一四〇
比較增減	一七,二三六	一,一三七	二〇,三八四	△一,四〇六	三七,三五一	一,九九二	四,六三七	四,六三七	六	五,八五九

工事請負人材料發送噸數及賃金概算

（△印は減）

	發送噸數 京釜線（噸）	京義線（噸）	京元線（噸）	湖南線（噸）	合計（噸）	賃金 京釜線（円）	京義線（円）	京元線（円）	湖南線（円）	合計（円）
本月分	七二	一,五一〇	五二	一八二	一,八一六	九七	一,〇〇九	二六	一三三	一,二六五
前月分	八二四	—	一〇二	四二二	一,三四八	二七七	—	五二	二六一	五九一
比較增減	△七五二	一,五一〇	△五〇	△二四〇	四六八	△一八〇	一,〇〇九	△二六	△一二八	六七四
前年同月分	二,三二八	二,三一〇	二一八	五二	四,九〇八	一,八〇七	一,五九八	一三一	八二	三,六一八
比較增減	△二,二五六	△八〇〇	△一六六	一三〇	△三,〇九二	△一,七一〇	△五八九	△一〇五	五一	△二,三五三

連帶貨物發著數量概算

（△印は減）

對鐵道院

種別		斤扱（噸分）	噸扱（噸）	車扱（噸）	速達便扱（噸）	計（噸分）
送出	本月分	六六・二	七一七	九七八	—	一,七六一・二
	前年同月分	八五・六	七二一	—	—	八〇六・七
	比較增減	△一九・四	△四	九七八	—	九,五四六・〇

對日本郵船會社

種別		斤扱（噸分）	噸扱（噸）	車扱（噸）	速達便扱（噸）	計（噸分）
到着	本月分	三,一三六・八	二,一四〇	—	五一	五,二七六・八
	前年同月分	一,九八五・六	二,三〇五	—	一七	四,二九〇・六
	比較增減	一,一五一・二	△一六五	—	△六六	三八六・二

種別		斤扱（噸分）	噸扱	車扱	計（噸分）
發送	本月分	八四・〇	四八	—	一三二・〇
	前年同月分	〇・七	—	—	〇・七
	比較増減	八三・三	四八	—	一三一・三
到着	本月分	—	—	—	—
	前年同月分	〇・四	—	—	〇・四
	比較増減	△〇・四	—	—	△〇・四

對大阪商船會社

種別		斤扱（噸分）	噸扱	車扱	計（噸分）
發送	本月分	—	—	—	—
	前年同月分	一・一	—	—	一・一
	比較増減	△一・一	—	—	△一・一
到着	本月分	—	—	—	—
	前年同月分	三・五	—	—	三・五
	比較増減	△三・五	—	—	△三・五

對朝鮮郵船會社

種別		斤扱（噸分）	噸扱	車扱	計（噸分）
發送	草梁經由	四・一	—	—	四・一
	群山經由	三・三	—	—	三・三
	仁川經由	—	—	—	—
	鎮南浦經由	—	—	—	—
	計	七・四	—	—	七・四
	前年同月分	一四・七	—	—	一四・七
	比較増減	△七・三	—	—	△七・三
到着	草梁經由	三・九	一五	—	一八・九
	群山經由	—	—	—	—
	仁川經由	—	—	—	—
	鎮南浦經由	—	—	—	—
	計	三・九	一五	—	一八・九
	前年同月分	二・九	—	—	二・九
	比較増減	一・〇	一五	—	一六・〇

對南滿洲鐵道

種別		斤、噸、車扱（噸分）	速達便扱
發送	本月分	六七五・三	—
	前年同月分	四八二・二	—
	比較増減	一九三・一	—
到着	本月分	二〇、三二五・〇	—
	前年同月分	五、八六八・八	—
	比較増減	一四、四四六・二	—
院線發社線著	本月分	一、九八一・四	二〇
	前年同月分	三一〇・〇	—
	比較増減	一、六七一・四	二〇
社線發院線著	本月分	四六・一	—
	前年同月分	三・三	—
	比較増減	四二・八	—

備考　合計には總て速達便扱を含みます

○鐵道建設及改良工事概況

（大正二年十一月末日）

○京元線建設工事

〔龍山方面〕

軌道敷設竝建築列車運轉

龍山起點九十四哩一分（洗浦停車場）に達す

雜工事

龍山方面におけろ大體の工事は既に之を竣へだれさも尙砂利撒布、電信線改築及土工工事等の雜工事施行中なり

〔元山方面〕

土工、橋梁及隧道工事

高山＝忠哥岱間（五哩）

土工工事九分七厘通り橋梁工事八分二厘通り、隧道工事は左の通りにして總體を通し九分一厘通り成工せり

第十、十一、十二及十四號三防隧道

竣功せり

第十三號三防隧道（延長九百六十三呎六）

側壁疊築（南口）百九十呎同（北口）七百七十呎拱疊築（南口）百六十四呎（前月來進捗せす）同（北口）七百十三呎に達す

忠哥岱＝國師堂間（五哩八分）

土工工事九分六厘通り、橋梁工事九分七厘通り、隧道工事は左の通りにして總體を通し九分六厘通り成工せり

第八號三防隧道（延長千五百五十七呎六）

側壁及拱疊築工事を竣へたり

國師堂＝洗浦間（六哩）

土工工事八分五厘通り、橋梁工事七分五厘通り、隧道工事は左の通りにして總體を通し九分通り成工せり

第五號三防隧道（延長千五百五十一呎）

側壁疊築（南口）六百四十呎、同（北口）六百三十五呎、拱疊築（南口）五百三十呎、同（北口）五百九十呎に達す

第六號三防隧道（延長千百八十八呎）

側壁疊築（南口）八十呎、同（北口）千九十呎、同拱疊築（南口）百八十五呎、同（北口）八百六十呎に達す

第七號三防隧道（延長八百九十四呎三）

側壁疊築八百七十八呎、拱疊築八百七十七呎に達す

○湖南線建設工事

〔大田方面〕

營業開始豫定期

未開業區間たる井邑、松汀里間は明年一月中旬に開始の豫定なり

雜工事

大田方面に於ける大體の工事は竣へたれさも尙砂利撒布、電信線增設工事等の雜工事施行中なり

〔木浦方面〕

雜工事

木浦方面に於ける大體の工事を竣へたれさも尙建物、砂利撒布等の工事施行中なり

○京釜線改築工事

第二漢江舊橋梁軀體工及前後築堤改築工事

設計變更の爲築堤工事增加總體を通して九分通り成工せり

第二漢江舊橋梁、橋脚、第四、第五、第九號基礎改良工事

總體を通して九分五厘通り成工せり

第二漢江舊橋梁鋼桁架設工事

總體を通して九分通り成工せり

○京義線支線新設工事

博川砂利支線新設工事

全部竣功せり

○旅館新設工事

京城鐵道旅館新築工事

煉瓦工事九分五厘通り、疊石工事九分八厘通り、床コンクリート工事八分五厘通りにして既に上棟式を擧け總體を通して七分八厘通り成工せり

（正誤）十月調本記事中京元線第六號三防隧道側壁疊築北口工事延長千百五十五呎させしは千九十呎の誤

○遞信事業概況

（大正二年十一月分）

第一　通信

一　通信機關

十一月一日より慶尙南道泗川郡船津、全羅北道南原郡契樹兩地に郵便所を設置し尙左記郵便所を改稱又は移轉改稱せり

一　群山大井洞郵便所を群山榮町郵便所と改稱す

一　全北益山郡益山郵便所を裡里郵便所と改稱す

一　慶南固城郡壯佐郵便所を龍南郡塘洞に移轉し塘洞郵便所と改稱す

一　咸南安邊郡龍池院郵便所を同郡高山停車場所在地に移轉し高山驛郵便所と改稱す

二　郵便

（イ）遞送　十一月二十一日より裡里井邑間鐵道郵便線路の郵便搭載回數を增加すると共に井邑より長城を經て松汀に至る陸路遞送便回數を增加せるを以て全南方面主要地に對しては每日二回の發著あるに至れり又京城と江原道廳所在地たる春川間にも每日二回の遞送を開き相互の郵便發著上著しき速達を來せり其の他驪州陰竹間に遞送線路を設定し又朝鮮郵船株式會社の航路釜山巨濟府線の欲知島に延航せるに伴ひ同船便に依り欲知島への郵便遞送を開き安岳郡東倉浦郵便所の船便受渡回數を增加せり

（ロ）集配　十一月中郵便集配に關する施設としては全州外二十一局所の市外地域中通信力增進せる地の集配回數を增加し又郵便所の新設及移轉其の他の事由に依り集配上の利便を期せんか爲汝山外三十九局所に於ける集配區畫の改正、鰲川外十八局所に於ける郵便區の組替を實施せるの外遞送便の改正に伴ひ春川外四局所の市內集配回數を增加し井邑外六局所の集配時刻を改定せり

三　電信電話

（イ）電信及電話通話事務の開始　左記十五箇所は郡廳又は警備官署等の所在地にして地況漸次發展せしを以て電信及電話通話事務の取扱を開始せり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

所名		開始月日
京畿道	豐德郵便所	十一月十一日
忠清南道	秦安郵便所	同
同	舒川郵便所	十一月二十六日
同	林川郵便所	同
同	韓山郵便所	同
同	庇仁郵便所	同
全羅南道	突山郵便所	同
慶尚北道	仁同郵便所	十一月一日
慶尚南道	辰橋郵便所	同
同	草溪郵便所	十一月十一日
同	知世浦郵便所	同
平安南道	永柔郵便所	十一月一日
同	甑山郵便所	十一月二十六日
同	孟山郵便所	同
咸鏡南道	鎭興場郵便所	同

（ロ）電話通話區域の擴張並料金の規定　豐德外十四郵便所に電話通話事務開始等に伴ひ大邱仁同間外二百十九區間に一般公衆電話通話を爲し得ることとし何れも其の料金と共に告示し事務開始の日より之を實施せり

（ハ）無線電報規則の改正　船舶局宛無線電報にして其の目的とする船舶か海岸局よりの通信距離外に在る場合は先つ通信距離内に在る船舶局をして中繼電送せしむる目的にて船舶中繼の取扱を開始し通信距離を擴大ならしめ又船舶局著未送電報の海岸局保管期間三十日を九日間に短縮し尙通信料前納及通信至急通信照校の特別なる取扱をも取扱ふことし又從來船舶局に於ける無線電報取扱料は送受各一回毎に相當料金を徵收するの規定なりしを中繼取扱の開始と共に中繼に就ては其の中繼取扱を爲す每に料金を徵收することとし十一月五日より之を實施せり

（ニ）電報通數及料金　十月中取扱に係る電報通數及料金並其の前年同月分との比較左の如し

內國電報發信數十九萬一千三百八十六通同著信數十八萬六千八百六十六通外國電報發信數四百二十四通同著信數一千百十一通發信總料金五萬一千六百六十六圓二錢にして之を前年同月分に比較すれは內國電報發信數に於て一分同著信數に於て一分五厘外國電報著信數に於て一割四分二厘を何れも增加し外國電報發信數に於て一割五分七厘料金に於て四分を減少せり

如上の如く內國電報發信數に於ては前年同月分に比し一分を增加せるに拘らす料金に於て四分の減少を見たるは左表の如く前年同月は長文の官報多かりし爲にして和文私報に於ては漸次增加の傾向を示せり

		通數	料金
官報	本年度	一二、八三七通	五、九三九圓二八〇
	前年度	一四、九一五通	八、九九九圓六一五
	比較割合	減一割三分九厘	減三割四分
私報	本年度	一二四、三〇〇通	三七、五八八圓五〇〇
	前年度	一一九、四五二通	三五、三二七圓七一〇
	比較割合	增四分一厘	增六分四厘

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

（ホ）電信電話工事　左記各郵便局所に於ける電信事務開始工事は孰れも十一月中竣成を告け甑山、鎮興場及孟山は同月二十六日より事務を開始し玄風、高靈及洗浦は十二月一日より珍島以下三局所は同月十一日より事務を開始する筈

甑山、鎮興場、孟山、玄風、高靈、洗浦、珍島、龍岡、興水、竹山、宜寧

平壤鎮南浦間電信線増設工事は十一月一日竣成を告け同六日より通信を實施せり又水原利川間電信線増設工事は同月三十日竣成せり

第二　爲替貯金

一　郵便爲替及郵便取立金

本年十月中に於ける郵便爲替金の受拂高は振出口數十一萬四千金額二百十八萬七千四百七十八圓、拂渡口數七萬四千三百六十四金額百八十四萬四千五百六十一圓にして之を前年同月分に比すれは振出口數に於て三歩四厘、同金額に於て一割二歩二厘、拂渡口數に於て四歩二厘、同金額に於て一割二歩二厘、拂渡口數に於て四歩二厘、同金額に於て九歩七厘を孰れも減少せり

又同月中に於ける郵便取立金の受拂高は受入口數四萬三千二百九十、金額五十萬七千六百四十七圓、拂渡口數二萬三千五百五十三、金額二十九萬七千八百三十一圓にして之を前年同月分に比すれは受入口數に於て四割一歩五厘、同金額に於て二割三歩七厘、拂渡口數に於て三割四歩一厘、同金額に於て三割六歩六厘を孰れも増加せり

二　郵便貯金

本年十月末に於ける郵便貯金の現在高は内地人預入者十五萬二千七百三十五人預金額四百六十六萬七千百二十六圓朝鮮人預入者四十二萬八百七十五人預金額九十八萬千六百二十八圓にして之を前年同月末に比すれは内地人預入者人員に於て一割七厘、同預金額に於て四歩二厘、朝鮮人預入者人員に於て十五割三歩六厘、同預金額に於て五割三歩五厘を孰れも増加せり

三　郵便振替貯金

本年十月中に於ける郵便振替貯金の受拂高は口座受入口數一萬五千四百二十八金額百八十萬三千四百八十一圓、口座拂出口數一萬四千二十二圓金額百八十萬六千八百八十九圓にして之を前年同月分に比すれは口座受入口數に於て四割五歩九厘、同金額に於て二割、口座拂出口數に於て二割八厘、同金額に於て四割九歩九厘を孰れも増加せり

又同月末に於ける現在高は口座加入者千八百六十六人其の預金額三十一萬五千七百十五圓にして之を前年同月末に比すれは口座加入者人員に於て六割一歩五厘、同預金額に於て三割五歩二厘を孰れも増加せり

第三　國庫金受拂

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

本年十月中に於ける國庫金の取扱高は歳入金口數一萬五千九百八十二、金額七十三萬九千九百五十六圓歳出金口數一萬二千七百八十金額百萬四千三百三十三圓にして之を前年同月分に比すれは歳出金口數に於て二歩九厘を減少せるも歳入金口數に於て六歩二厘、同金額に於て七歩五厘、歳出金金額に於て一割三歩八厘を孰れも增加せり

第四　遞信局收入

大正二年十月中に於ける遞信局收入左の如し

		郵便電信及電話收入（円）	印紙收入（円）
本年度	本月分	三八五、七一九・一一九	一四七、二七八・一〇一
	本月迄累計	一、八八四、八七〇・二九五	八八九、一四六・二四三
前年度	本月分	三六六、一六三・四九八	一四二、八五七・五四四
	本月迄累計	一、七八七、九五三・二〇六	七五七、六四四・七五一
增加步合	本月分	・五三割	・三〇割
	本月迄累計	・五四	一・七三

第五　海事

一　海員

十月十三日木浦港に於て執行したる遞信省臨時船舶職員試驗成績左の如し

	種類	受驗者	合格者
甲板部	乙種船長	八	一
	乙種一等運轉士	一〇	｜
	乙種二等運轉士	二一	八
	合計	三九	九
機關部	一等機關士	四	一
	二等機關士	九	四
	三等機關士	四	二
	合計	一七	七
	總計	五六	一六

二　航運事業

朝鮮郵船株式會社より監査役改任の許可を申請したるに依り十一月十八日付にて之を許可せり

三　航路

（イ）命令航路

命令航路認可事項　十一月中命令航路に關し認可したる重なる事項左の如し

朝鮮沿岸命令航路に汽船昌平丸使用の件

（受命者　朝鮮郵船株式會社）

大同江命令航路十二月中寄航順序及定期發著日時の件

（受命者　鎭南浦汽船合資會社）

（ロ）自營航路

朝鮮郵船株式會社自營航路釜山巨濟府線は欲知島に延長することとせり

鎭南浦汽船合資會社自營航路鎭南浦堂底浦線は當分休航せり

同上鎭南浦海倉浦線を西鮮物產共進會開催中開始したり

四　航路標識

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

（イ）航路標識の異動　十一月中に於ける航路標識の異動左の如し

朝鮮西岸大同江石碑洞導標を撤去す

朝鮮東岸元山第二號浮標を左記の通移轉す

一位置　從前の位置より東方約七分の三鏈

一水深　大低潮時約七尋

一方位　該浮標より測定せる磁針方位

茅島(二三九呎山)は北六十六度二十六分東葛麻角燈竿は南五十七度東

長德島燈臺は南十三度十八分東

朝鮮西岸仁川港内に左記假設挂燈立標及假設立標を土木局仁川出張所に於て建設せり

挂燈立標

番號	位置	構造及著色	光色	燈火の高 自基礎	燈火の高 自朔望干潮面	光達距離
一號	仁川停車場東方高地に在る竿附近	木造圓柱形にして紅白横線に塗り球形目標を戴き燈器を揭く	紅	三丈一尺	二十三丈七尺	三浬
二號	同	同	白	同	二十六丈一尺	同
三號	同	同	紅	同	二十一丈	同
四號	同	同	白	同	二十一丈九尺	同
五號	仁川停車場北方八四呎高地附近	同	紅	同	十一丈四尺	同
六號	同	同	白	同	十三丈七尺	同
九號	英國領事館附近	木造圓柱形にして紅白横線に塗り三角形目標を戴き燈器を揭く	紅	一丈九尺	五丈五尺	二浬
十號	同	同	白	同	五丈六尺	同

立標

番號	位置	構造及著色	立標の高 自基礎	立標の高 自朔望干潮面
七號	月尾島信號竿の東方	木造圓柱形にして紅白横線に塗り球形目標を戴く	三丈五尺	十一丈六尺
八號	同	同	同	十三丈
十一號	月尾島西端	同	三丈四尺	十一丈六尺
十二號	同	同	三丈三尺	十三丈九尺

記事

九號及十號の二挂燈立標は工事の進捗に伴ひ隨時其の位置を變更するものとす但し其の他の挂燈立標又は立標と雖工事施行の都合に依り其の位置及揭燈種類等を變更することあるを以て航海者は注意を要す

朝鮮西岸仁川港に左記浮標を碇置し沙島及英國領事館構内の導標は撤去す

一位置　仁川小月尾島燈臺の南方二鏈四分の一に在る干出三呎岩の西側

一構造及著色　鐵造圓錐形三角形目標を戴く紅色

一水面上の高　一丈

一水深　大低潮時八分の一尋

一方位　該浮標より測定せる磁針方位

月尾島△は北八度東

糞島△は北八十二度二十分東

納島△は南六十八度東

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

五　水路嚮導船數

十一月中鴨綠江に於ける水路嚮導船數左の如し

國籍	出船の部 船數	出船の部 總噸數	入船の部 船數	入船の部 總噸數
日本	一二	七、八九二	一三	八、六五〇
英吉利	五	五、〇一二	五	五、〇一二
合計	一七	一二、九〇四	一八	一三、六六二

備考　日本船船出入船數中には水雷艇各四隻(噸數不明)を包含す

第六　電氣事業

一　電燈料金竝電氣供給條件設定認可

平壤電氣株式會社より電燈料金竝電氣供給條件設定方を申請せるに依り十一月五日附にて之を認可せり其の主なる料金左の如し

種別	區分	金額
工事費 一燈に付	初度取付	一・〇〇〇
	三燈以上十燈迄	・九〇〇
	十一燈以上二十燈迄	・七五〇
	二十一燈以上三十燈迄	・六〇〇
	三十一燈以上	・五〇〇
	孤光燈	八・〇〇〇
器具損料	一燈一箇月	十錢
定額燈料金	五燭光	・九〇〇
	八燭光	一・一五〇
	十燭光	一・三五〇
	十六燭光	一・七五〇
	二十四燭光	二・五〇〇
	三十二燭光	三・三〇〇
	五十燭光	四・六〇〇
	百燭光	八・五〇〇
計量燈料金	一キロワット時に付	二十五錢

日韓瓦斯電氣株式會社より馬山竝鎭海支店に於ける電燈料金竝電氣供給條件設定方を申請せるに依り孰れも十一月十九日附にて之を認可せり其の主なる料金左の如し(兩支店とも同し)

種別	區分		金額
工事費	屋內取付	白熱燈 一燈	一・〇〇〇
	屋外取付	白熱燈 一燈	・五〇〇
		孤光燈 一燈	二・〇〇〇
	取外	白熱燈 一燈	・五〇〇
		孤光燈 一燈	・五〇〇
器具損料	一燈に付		十錢

種別	燭光別	炭素線	金屬線
定額燈料金	五燭光	・八五〇	—
	十燭光	一・三五〇	一・〇〇〇
	十六燭光	一・七〇〇	一・三五〇
	二十四燭光	二・四〇〇	一・七〇〇
	三十二燭光	三・〇〇〇	二・五〇〇
	五十燭光	四・五〇〇	三・五〇〇
從量燈料金	一キロワット時に付	二十五錢	

二　假使用認可證下付

豫て檢査中なる大倉喜八郎施設の電氣工作物は檢査終了したるを以て十一月十六日附にて假使用認可證を下付せり

三　使用認可證下付

朝鮮電氣株式會社より饒城に於ける工事落成の旨屆出てたるに依り檢査の上十一月二十一日附にて使用認可證を下付せり

四　自家用電氣事業の認可

緇浦朝鮮紙料製造所より同所建物同構內附屬舍宅に電燈點火の目的を以て自家用電氣事業の經營方を申請せるに依り十一月二十二日附にて之を認可せり

○味噌醬油の原料として大豆粕使用に關する調査

一　大豆粕を原料とする味噌醬油製造業の狀況　內地に於ては味噌醬油製造の原料として大豆粕を使用するものあることは事實なるも未た試驗時代にして一般當業者に普及するに至らす彼の名古屋稅務監督局管內の如きは醬油の原料として比較的多量に大豆粕を使用すと稱せらるるも尙同管內に於ける查定高約八萬五千石に對し大豆粕を原料とするもの約四百五十石にして僅に千分の五・三に過きす斯く當業者中大豆粕を原料とするもの至つて僅少なるは（一）大豆粕使用に關し適當なる方法の研究未た充分ならさること（二）需要者は粕なる語を全く滋養分を除去したる眞の廢物なるか如く考ふるを以て大豆粕を以て製したる味噌醬油と云へは其の製品の優劣如何を問はす直に心理上より品質劣等なるものとして徒に排斥する傾向あるを以て製品の販賣上甚た困難なること（三）常時新鮮なる大豆粕を得難きこと（四）當業者に於ても尙大豆粕にて製造したるものは大豆を使用したるものに比し品質大に劣ることなきやを疑ひつつあること等に基因するものなるか故に先之等の問題を解決するにあらされは大豆粕を味噌醬油の原料として使用することは蓋し困難なるへし右の事情に依り內地に於ける知名の大釀造家は經濟上の價値如何を問はす全く自家の信用上より之を使用せさるも地方に於ける小釀造家は極祕密に多少使用せるものありと云ふ

醬油製造業は日露戰役前後に於て一時甚た好況なりし爲各地に於て相踵て起り其の結果同業者間に劇甚なる競爭を惹起し加ふるに其の後引續きたる原料の騰貴は當業者をして最早現狀に甘んすること能はさる悲境に導きつつあるの現狀なるを以て早晚大豆の代りに大豆粕を小麥の代りに小麥粕又は高粱等を使用するの時期到來するに至るへし

二　普通品との比較　大豆粕にて製したる醬油と大豆にて製造したるものとの品質の優劣は未た俄かに斷定を下すこと能はさるも大豆粕の成分より考ふれは同品を原料としたる場合と雖其の處理法宜しきを得て善良なる麹となし以て仕込後の攪拌操作を誤らされは相當の製品を得らるること疑を容るるの餘地なし

實地の製造に於ても新鮮なる大豆粕を用ひたるものは醱酵

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

速かにして其の色澤香味共良好に大豆を原料としたるものと懸隔なき製品を得る場合多し但し肥料として販賣せるものの如き外部又は中央部に於て實質に變化を來せる豆粕を用ゐたる場合は其の製品到底普通大豆を原料としたるものに及はす一般に支那式壓榨法に依り製したる塊狀豆粕よりも浸出法(揮發油を以て大豆中より大豆油を浸出する法)に依り製したる散狀豆粕を用ふる方結果良好なりと云ふ

大豆粕を原料として製したる味噌は一般に粘力少く大豆を原料としたるものに比し劣等なるか如し

三　成分上より見たる價値　今分析上の成分に基き醬油の原料として大豆及大豆粕の價値を研究すれは左の如し

（イ）大豆及大豆粕の成分比較

主成分	大豆(百分中) %	大豆粕(百分中) %
水分	一三・一六	一六・九〇
油分	一八・七二	九・六九
蛋白質	三八・〇六	四一・六六
含水炭素	二〇・一三	二〇・六四
纖維素	六・一四	六・六四
灰分	三・七七	四・四四

前記は大連中央試驗場に於て分析したる成績にして供試品中大豆は鐵嶺產大豆粕は大連三泰房の製品なり

右成分中著しき差異あるは油分にして其の他は大體に於て同一なりと見ることを得へし即ち大豆及大豆粕の成分上の差異は其の含有せる大豆油の多少に過ぎさるなり

（ロ）醬油熟成中に於ける大豆油の變化　醬油熟成中に於ける大豆油の變化に就ては未た研究時代に屬し定論なしと雖大藏省釀造試驗場に於ける試驗の成績は左の如し

原料大豆中の油分		仕込み後一年一箇月を經過したる時の諸味中の油分	
一石中の油分	六・二一八貫	一石當油分	四・六九〇貫
油分百分率	一七・九七%	油分百分率	一三・五五%

醬油製成後の油分減量百分率　四・四二%

試驗に用ゐたる原料大豆は滿洲鐵嶺產にして一石の重量は三十四貫六百匁なるものなり

（ハ）醬油原料として大豆及大豆粕の比較　前記成績に依れは大豆中に含有する油分中分解して醬油中に來るものは四%四二にして此の分量は醬油を構成するに必要なるものなりとするも大豆粕中には約九%〇內外の油分を包含するを以て之を原料とするも醬油の熟成上油分の不足を感することなし即ち成分上よりの觀察に依れは大豆粕と大豆とは醬油の原料として兩者優劣なきか如し

四　大豆粕使用の利益　今大豆粕を原料としたるものも大豆を原料としたるものも同樣品質の製品を得るものとし醬油原料として大豆粕使用の利益を計上すれは左の如し

（イ）新鮮なる大豆粕を使用したる場合

大豆粕百斤當　二圓八十七錢(一枚一圓三十二錢)

（本年四月の大連市價に依る）

大豆粕粉碎費百斤當　十一錢(十枚當粉碎費五十錢)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

合計　二圓九十八錢

大豆百斤當　三圓四十一錢（本年四月の大連市價に依る）

大豆の價格を一としたる粉碎大豆粕價格の比　〇・八七四

大豆粕の新鮮なるものは大豆の等量に匹敵するものなるを以て之を使用したる場合は右に示すか如く大豆を用ふるに比し百斤當四十三錢、割合に於て大豆價格の一割二分六厘の利益なり

（ロ）

時日を經過したる大豆粕を使用したる場合　然れ共大豆粕の時日を經過したるものは外面及内部多少變質せるを以て大豆に比し少しく多量に使用するを要す一例を擧くれは福岡に於ける一製造者は大豆粕二玉（九十二斤）を大豆三斗六升（七十九斤二）として仕込上に使用すと云ふ今之に基き計算すれは大豆百斤に對し大豆粕百十六斤二を使用する割合にして之を價格に換算すれは左の如し

大豆百斤の價格　三圓四十一錢（本年四月の大連市價に依る）

大豆粕粉粹したるもの百十六斤二の價格　三圓四十六錢（同　）

大豆價格を一としたる大豆粕の價格　一・〇一五

卽ち日數を經過したる大豆粕を使用する場合は大豆を使用するに比し重量に於て一割六分餘（確定數にあらす）多量に使用するを要するを以て價格に於て大豆一に對し大豆粕十割一分五厘となり差引一分五厘の損失となる

以上は本年四月大連に於ける大豆及大豆粕の平均價格に基き計上したるものなるか朝鮮に於て製したる豆粕を使用する場合も略同樣の結果を得るものと認められ卽ち滿洲及朝鮮に於ては時日經ちたる豆粕を醬油原料とすることは經濟上不可能なるか如し

但し内地に於ては朝鮮及滿洲と其の趣を異にし大豆は百斤七十錢の輸入税を課せらるるに反し大豆粕は無税（内地に於て輸入大豆を原料として製する場合は大豆百斤に付四十七錢の戻税あり）なるか故に兩者の市價の開き比較的大なるを以て日數經過したる大豆粕を使用したる場合と雖相當の利益を見ることを得

前記は支那式壓搾法に依る塊狀豆粕を用ゐたる場合の計算なり若し浸出法に依る散粕を用ふるとすれは粉碎費用（百斤當十一錢）を節約することを得へし

要するに本件は未た研究時代に屬するを以て一槪に論する能はすと雖各地に於ける試驗の成績竝に其の成分上より推定すれは新鮮なる大豆粕は醬油原料として大豆に劣るものにあらさるか如し、又經濟上の得失に就ては本文の初めに記載せし如く其の製品たる醬油の販賣上其の他に於て大豆粕を原料としたるものは大豆を原料とするものに比し不利の點尠からさるを以て單に數字上の比較にて決定するものにあらすと雖内地に於ては相當の收利を見つつあるか如し又大豆粕は味噌の原料としては其の製品の粘力乏しき缺點あるを以て適當ならさるか如し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

○輸移出入品包裝に關する調査

六十五　黨蔘（朝鮮名は蔓蔘）

包裝の説明	摘要
包裝の形狀	正方柱形
包裝の強弱	弱
外裝の方法	約二十六、七斤括のもの六箇をアンペラ莚にて包み麻繩にて横二箇所縦一箇所二本掛にて結束す
外裝の材料	アンペラ莚及麻繩
内裝の方法	二十六七斤を一括とし六括を以て一箇を作る
總容積	三十五方呎五分
總重量	百七十斤
風袋の重量	七斤
正味の重量	百六十三斤
包裝内容品の箇數及數量	約二十六七斤括のもの六箇
包裝の標記	陸揚地及出荷主の記號
船運賃の標準呼稱	才
貨物の主たる製產地	咸鏡南北道各地の山中に產す
包裝に要する費用	四十五錢
貨物の主たる輸出先	清國及香港を主とす

六十六　牛皮

包裝の説明	摘要
包裝の形狀	長方形
外裝の方法	横を四箇所乃至五箇所縦一箇所、三本乃至五本掛繩にて結束す
外裝の材料	藁繩
内裝の方法	一枚の乾燥したる皮を縦三枚折とし積重ねたるもののみなり
總容積	二十八乃至三十立方呎のもの最も多し
風袋の重量	七斤乃至十斤
包裝内容品の箇數	十枚括を普通とす
包裝内容品一箇の大さ	一枚の長さ六呎内外
貨物の主たる製產地	咸鏡南道各都邑に多し
包裝に要する費用	四十五錢乃至六十錢

六十七 干鰮（肥料）

包装の説明	摘要
包装の形状	長方圓筒形
包装の強弱	本品に對しては相當強さ稱するを得へし
外装の方法	叢莚の兩端を繩にて縫合せ兩口に莚片を充て底さし外部を横三箇所縦四箇所繩二本掛にて結束することさ寫眞に示すか如し
總容積	十二立方呎
總重量	約百三十八斤
重量と運搬上の便否	不便を感せす
正味の重量	百三十斤
風袋の重量	約八斤
包装の標記	輸出港商業會議所の檢印及出荷主の 記號等あり
船運賃の標準呼稱	箇を以て單位とす
貨物の主たる製産地	江原道沿岸を主なる産地さす 卽ち通川、杆城、巨津、哈津一帶の沿岸
包装に要する費用	十五錢八厘

六十八 美濃紙

包装の説明	摘要
包装の形状	方形
包装の強弱	弱
外装の種類	藁莚包
外装の方法	六締を横二段に積み重ね兩端に板を充て以て角磨を防き其上を粗莚片にて包み更に上等莚にて覆ひ横二箇所二本掛縦一箇所一本繩にて結束す
外装の材料	莚及繩
内装の方法	一締（二千枚）を極く厚手の日本紙にて包みたるものを木皮紐にて縛り之を横二段積さし以て外装を施す
防濕の方法	蠟紙若くは洋紙を以て内容品全部を包まは防濕の功多大なるへし
總容積	六立方呎三分
總重量	六十六斤
風袋の重量	六斤
正味の重量	六十斤
包裝内容品の箇數及數量	一締二千枚のもの六締を以て一丸させり
包装の標記	出荷主の記號
船運賃の標準呼稱	才
貨物の主たる製産地	鳥取縣、岐阜縣、高知縣及大阪府を以て主さす
包装に要する費用	三十錢

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

雜錄

○總督の京畿道廳巡視　總督は併合後地方政務の實況を視察する爲一昨年六月平安南道、同十一月慶尙北道を巡視せられ昨年は春陽三月を以て全羅南北道及慶尙南道、初夏五月を以て忠淸南北道、翌六月より七月に跨りて咸鏡南北道、晩秋十月を以て平安北道黃海道仁川府及江原道の各道府廳を巡視せられ初冬十一月十七日京畿道廳の巡視を以て玆に一巡朝鮮十三道道府廳の視察を終られたり

當日午前八時三十分總督は自動車にて官邸を發し同四十分京畿道廳に到著せらる檜垣道長官藥師川警務部長櫻井財務部長以下總督一行を門前に出迎す此の日總督府よりは宇佐美內務部長官、警務總監部よりは山形憲兵大佐等登廳し先つ道長官室にて檜垣長官の政務報告を受け其れより廳內各課職員の執務狀況を巡視せられ正午前各室の巡視を終りて後各高等官主任判任官及城內五部長城外七面長並道參事二名を會議室に集め個個に訓示を與へられ午後零時三十分道廳を出て歸邸せらる當日與へられたる訓示の要領左の如し

道廳各職員への訓示要領

本日視察する所に據れは事務は殆と整理せられたり之を併合當初巡視したる曩時に比すれは大に面目を改めたり是れ長官以下各位の勵精せし結果なり今後も怠らす荒ます益事務を整理し各道の模範たる樣盡瘁ありたし京畿道は他道と異にして朝鮮首府の所在地なれは各國人民麕集し人口最稠密なれは從て世態の變遷甚しく風俗上の關係亦多く總ての事務繁難なり故に出來得る限り官規を嚴肅にして百般の事務に注意し本府の示す所道長官の指導する所に遵ひ十分各自の職務に勉强せよ

道參事、部、面長への訓示要領

本日道廳事務を視察するの機會を以て各位と會見し得たるに依り玆に一言する所あらむとす本日道長官の報告せし所に據れは各部面の事務は何れも皆整理し人民は能く法規を遵奉して納稅の成績頗る良好なりと云ふ是れ本官の至極滿足する所なり、總て事務を整理する道塗に在ては種種の面倒を惹起すものなれとも要は事を簡捷に取扱ひ人民に不便を與へさる樣努めさる可らす下級行政の衝に膺れる各位は玆に注意して上意を下達すると同時に下情を上達し良民をして不知不識法規に觝觸するか如き事なき樣盡力せよ、京城の如き都會は遠からす府制を布き內鮮人共に同一法規の下に生活する事となるへく同一權利を得ると同時に其の義

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

務も亦增蒸すへく生活情態は益複雜となること自然の趨勢なりされは一層注意して勤儉貯蓄を爲し浮華驕怠を戒め殊に年少子弟の奢侈に走るを嚴飭すへし、道長官の報告に據れは本道の郵便貯金現在額は四萬五千餘人五萬九千餘圓なりと云ふ朝鮮十三道の郵便貯金は既に百萬圓に達するにも拘らす其の首府所在地の本道に於て僅に五萬に過きさるは是れ奢靡に趨るの明證なり抑も貯蓄の目的は凶歉其の他不時の災阨に備ふるにあり故に下層人民をして貯蓄心を起さしめ朝三暮四の窮境より脫却せしむる事は貯蓄奬勵の精神なり兎に角京城の人民は一般に奢侈の傾向あり戒めさる可らす又近頃年少男女の間に不良の徒漸く發生するの兆候あり是等は都會の通弊なれは父兄たるもの最注意して家庭敎育を怠らさる樣各位より注意を與ふへし折角今日まて發達したる朝鮮をして再ひ元に戻るか如き事無き樣努力せられよ玆に早朝より打揃ひ登廳ありたる各位の勞を謝し併せて益各自其の職務に勉强せられむことを希望す

○各道水產主任技術者會同概況　各道水產主任技術者會同は昨年十一月二十四日より開催豫定期間より一日の延期にて同年十二月一日終了す其の日程左の如し

各道水產主任技術者會同日程

日次	月日	會同時間	日程	備考
第一日	十一月二十四日 月	自午前九時三十分至午後四時三十分	訓示、諮問	總督の訓示は山縣政務總監之を朗讀す
第二日	二十五日 火	同	諮問	
第三日	二十六日 水	同	同	午後稅關海藻檢査主任技術者より輸移出海藻檢査狀況に付報告す
第四日	二十七日 木	同	諮問 事務打合	午前中內務部主管事項諮問及指示宇佐美內務部長官小原地方局長澤田第一課長出席、午後度支部主管事項諮問藤川司稅局長代理出席、警務總監部主管事項打合衞生課長代理出席
第五日	二十八日 金	同	事務打合	
第六日	二十九日 土	自午前九時三十分至午後二時三十分	同	
第七日	三十日 日			東大門外飯田養魚場其の他視察
第八日	十二月一日 月	自午前九時三十分至午後四時三十分	注意、指示 事務打合	各道水產主任提出意見に對する石塚長官の答示及事務上の注意並に指示あり

本會同に於ける總督訓示及農商工部長官並內務部長官指示の要領左の如し

總督閣下訓示要領

玆に第二回水產事務主任會同を開催し各員を召集したるは

親しく地方の狀況を聽取し事務の打合を爲し向後に於ける水產業の發達に資する所あらむとするに在り
現行漁業法令及其の附屬法規は實施後日尙淺きに拘はらす圓滿なる運用に依り著著所期の目的を達し又各道に於ける地方費及臨時恩賜金に依る水產改良奬勵の效果漸く顯著にして殊に內鮮人漁民相互間に於て親善なる關係を持續せる等何れも我朝鮮水產業の爲欣ふへき現象にして地方に在りて直接斯業啓發の任に在る各員の勞を多とす
然れとも朝鮮水產業の現狀は尙未た幼稚にして之か發展には前途幾多の努力を要す顧ふに今日迄に於ける本府の水產行政は法規の整備、漁業出願の處分等主として消極的事務に其の力を殺かれたるも今や法令既に備はり免許處分亦大體終了を告けたるを以て向後は一層力を積極的開發に傾注するの方針なるを以て各員は此の意を體し法令の普及に斯業の指導奬勵に盡瘁すへし殊に地方水產奬勵の施設に付ては常に示す所の如く深く其の管內の實情に鑑み適切にして實行容易なるものを擇み多數貧弱なる漁民の生業を發達せしむることを目的とすへく又內鮮人漁民の融和結合をして益鞏固ならしめ以て相互に其の福利を增進せしむることに留意すへし其の他水產行政事務に關する諸般の事項に付ては主務部及關係部局より注意する所あるへきに付各員は之を服膺すると共に此の機會を利用して充分に事務の打合等を爲し本會同をして我水產業の爲有效ならしむるを期すへし

農商工部長官指示要領

今回の會同も是にて無滯終了を告く短期間の會同に於て能く多數重要なる諸問に答へ猶十分事務の打合を遂けたる諸君の熱心と連日の勞を多とす
本官は親しく諸君の答申を聽取し地方水產業發展の狀況を詳にし又本府の水產行政上幾多の參考資料を得たるを欣ふものなり諸君に於ても亦本會同に依り得る所少からさるものあるへし
尙ほ本會同の結果特に一言以て諸君に注意を促かさんとす地方水產業改良に關する施設にして其の成績の良好ならさるものに付之を見るに或は事業に著手前其の準備調査を忽にし或は著手後其の實行に付研究の足らさる跡あるを覺ゆ彼の漁民共同金融の如き或る道に於ては之か奬勵に努むるに拘はらす隣道に於ては發達の見込なしとして等閑に付するか如き又或る道に於て漁民間に於ける弊風を認むるに拘はらす之か矯正に緩慢なる嫌あるか如きは其の一例なり仍ち新に事業に著手せむとするときは先つ其の始に於て十分に管內の實情と事業の適否とを考査し成算確立を俟て始めて著手すへく若し著手後事所期の如くならさる場合は更に研究を重ね其の目的を達するに努むへしたとひ相當の成績

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

を擧けつつあるものと雖勉めて猶及はさらむことを慮り一層其の效果を顯著ならしむることに留意するを要す又諸君の中には經費の缺乏を云爲する向ありと雖經費の潤澤は容易に望み難きを以て少額の經費を以て可成多大の效果を收むることに努むへきことと之れなり

凡そ事物改善の容易に效果を收め難く殊に貧弱にして無智蒙昧なる漁民を啓發して斯業の改良發展を圖らむとするには其の間困難の名狀すへからさるものあるは本官の深く諒察する所なり然れとも我水產業發達の前途尙遼遠にして現狀に滿足するを許さされは諸君は地方に歸り克く總督閣下の訓示を服膺し向後更に一層の熱心と努力とを以て其の職に當り斯業發展の爲貢獻する所あらむことを望む

内務部長官指示要領

諸君の答申に依り各道に於ける地方費及臨時恩賜金事業中水產に關する施設竝其の成績等の大體を承知することを得且是等事業の結果は如何と常に憂慮しつつありしも諸君の答申に依れは概して夫夫相當の成績を收めつつある趣なるを以て安心せり然れとも道に依りては今一段の工風攻究を要するものあるか如く感せり宜しく既往の實驗等に鑑み適當なる改善を行ひ一層の成績を擧けむことを期するを要す元來恩賜金事業の趣旨は技巧に重きを措くにあらす要は彼等に速に收利の增加を得せしめ目前の生計に資せしむるにあり故に其の施設の如き高尙なるものを避け成るへく簡易の事項を選み卑近の方法に依り速に之を實行せしめ其の目的を達せむことを期せさるへからす若し其の成績にして顯著なるものあらは諸君の苦心しつつある講習生の如きも何等勸誘を用ゐすして之を募集し得へきなり諸君に於ては特に此の點に留意せられむことを望む又貯蓄のことに付ては漁村の如き特に奬勵の必要あること言を俟たす尤も今日は未た傳習事業等創始の際に屬し彼等に收利を得せしめむことを圖るに吸吸たる場合にして貯蓄を實行せしむることの困難なる事情もあるへしと雖而も貯蓄思想の養成は最緊要のことなれは苟も乘すへき機會あらは之を逸せす最善と認むる方法に依り之を奬勵し且其の實行を期せさるへからす尙諸君の答申書は詳細に記述せるものあるも概して具體的に非す例へは單に結果良好なりと記載せる如きにては要領を得す卽ち傳習修了者何名の中何名は就業し何名は何何せりと謂ふか如く其の數字を擧けて說明するに非されは其の實況明ならす諸君は平素事業を行ふには豫定を立て結果を調査し恰も豫算を設け決算を爲すか如き方法に出てさるへからす斯の如くにして始めて其の事業の經過及結果を說明し得へきのみならす之に依り果して其成績豫期に違はさりしや否やを知り得へきものなれは此の邊にも特に注意せられむことを望む

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

○近著歐文雜誌論文要目

（一）　英文雜誌

一　評論の評論(The Review of Reviews)(倫敦月刊)　十月號

A　勞働ミ平和＝「ヘーグ」萬國平和會議委員に勞働者の意見を代表せしめさるへからさる理由　ヂー・エヌ・バーンス

B　健全なる勞働組合主義　社論

C　支那に於ける混沌狀態　社評

D　勞働に於ける露國の惡事　同上

E　人物管見＝サー・オリヴァー・ロッヂ　同上

F　日本に對する教訓　社外評論の摘要

G　印度の活動　同上

H　「タイムス」新聞社論の趨勢　同上

I　露國の外交政策　同上

J　露國の前進　同上

K　新西比利亞　同上

L　勞働界の思潮　同上

二　國民評論(The National Review)(倫敦月刊)　十一月號

A　日本に於ける火山探險　ブルース・ミットフォード

B　英領亞弗利加に於ける當面の問題　クランウォース卿

C　兒童ミ國民　ウエルビー夫人

三　隔週評論(The Fortnightly Review)倫敦月刊　十一月號

A　勝誇れる「ツエルタ」　エドウヰン・エマソン

B　民主政體ミ代議政治　ヂョン・ブッチヤン

C　佛國其の他に於ける外交的精神　ヴィクター・ツ・ブレッド

D　勞働黨の失敗(英國)　ヂェー・エム・ケ子ディー

E　合衆國の眞相　ヂェー・ディー・ホエルプレー

四　時事評論(The Contemporary Review)倫敦月刊　十一月號

A　地方の土地改革　シーボーム・ロンツリー

B　聯合王國の未來の政治　アーサー・ポンソンビー

C　基督教會・神科大學ミ國立綜合大學　アルフレッド・イー・ガーヴヰー博士

D　桂　公　チュート・コラム

E　外交問題(佛國ミ西班牙・伊國對佛國・露國ミ土耳古・塞比亞ミ墺國・地中海の均勢に及ほす三國協商の影響)　イー・ジェー・ヂロン博士

五　米國評論の評論(The American Review of Reviews)(紐育月刊)　十一月號

A　比律賓に於ける米國の政策　社論「世界の進步」の一節

B　「モンロー」主義の新實驗　同上

C　不列顛に於ける工業上の不安　同上

D　愛蘭自治案に對する「ウルスター」の背叛　同上

E　列强の恥辱　同上

F　依然たる芬蘭の露國化政策　同上

G　袁世凱　同上

H　執務中及行樂中の「ロイド・ヂョーヂ」氏

I　政治學の生徒にして又教師たる新世界(米國)　ヂェッシー・メーシー

J　米國新關稅法

K　獨逸及佛國の社界主義　評論の評論

L　東西兩洋の特質に及ほすへき巴奈馬運河の影響　同上

M　人工食品に依る生命の維持　同上

六　教育評論(Educational Review)(紐育月刊)　十一月號

A　德育上の一問題　フランシス・ピー・ヴェナブル

B　手工學校に關する活動　エル・エフ・アンダーソン

七　銀行雜誌(The Bankers' Magazine)(紐育月刊)　十月號

A　銀行業の革命又は進化＝銀行業管理上の良策は集中主義に在らすして協同主義に在り

B　幣制改革は農業助長の効果あるへきか(米國)　ダンカン・エフ・ヤング

八　銀行雜誌(The Bnkers' Magazine)(倫敦月刊)　十一月號

A　聯合王國に於ける銀行＝自一八九四年至一九一三年の進步　社論

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

B 米國銀行法案

九 「アウトルック」誌(The Outlook)(紐育週刊) 十月二十五日發行

A 比律賓人の覺醒 社 評

B 桂 公 同 上

C 袁世凱 同 上

D 未見の友に與ふるの書 ライマン・アボット

E 戸外及戸内(著氏自傳の一節) シオドーア・ルーズヴェルト

十 同 上 十一月一日發行

A 新雅典 社 評

B 獨逸の出生率 同 上

C 日本との紛爭 同 上

D 加州と日本

1 現存の禍根 ヂョン・ヂー・ブラムホール

2 和解にして反抗に非ず ハミルトン・ダブルユー・メービー

3 日本問題の二局面 ウォールター・ヴヰー・ウォッチュルク

E 米國の國際關係 シオドーア・ルーズヴェルト

F 社界主義の試驗的實行 ルイス・エーチ・ピンク

G 命運超脱の精神(露國詩人フェリックス・ウォルクホウスキーの西比利亞流刑地脱走の興味ある經歷談) ヂョーヂ・ケナン

十一 同 上 十一月八日發行

A 黑奴解放記念博覽會 社 評

B 最低勞銀率限定の諸州 同 上

C 比律賓に於ける民主政治に對する民主黨の一種の否認 同 上

D 教會の覺醒 同 上

E 人物と文明 シオドーア・ルーズヴェルト

F 經世家としての宣教師 エーチ・ダブルユー・メービー

G 未見の友人に與ふるの書 ライマン・アボット

H ウヰルソン大統領と羅典亞米利加 新聞評論の梗概

十二 「アウトルック」誌(The Outlook)(紐育週刊)十一月十五日發行

A 日本よりの交換教授 社 評

B 國營生命保險の實驗 同 上

C 工業上の弊害と其の救治法 ライマン・アボット

D 民主政治の理想 シオドーア・ルーズヴェルト

E 動中の安靜

F 「ルードルフ・ヂーゼル」と其の驚くべき發明

(二) 獨文雜誌

一 「ダス、エッホー」(Das Echo)(伯林週刊) 十一月六日發刊

A 墨國の經濟狀況と革命

B 輸入生產物

C 伊國に於ける危機と財政

D 支那に於ける英露の侵入

E 南米の危機

二 同 上 十一月十三日發刊

A 英國と染液博覽會

B 殖民地よりの油原料供給に就て

三 同 上 十一月二十日發刊

A 外國に於ける獨逸會社と獨逸の輸出

B 米國關稅法の宣傳

D 獨逸の外國學校

四 東亞「ロイド」(Der Ostasiatische Lloyd)(上海週刊) 十一月十四日發刊

A 上海の政況

B 支那共和政治

C 支那に於ける英國の文化輸入

D 東京に於ける宗教會

E 東亞に於ける露國の政治

五 同 上 十一月二十一日發刊

A 支那の幼稚園

B 支那に於ける米國の政治

C 日本財政の變遷

六 同 上 十一月二十八日發刊

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

A 北京內閣の危機

B 東亞に於ける獨逸の位置

七 同 上 十二月五日發刊

A 支那人と外國民

B 東西藏の運命

C 露國と蒙古

D 日本樞密院議長

八 日獨郵報（橫濱週刊） 十一月十五日發刊

A 袁氏の敏腕

B 支那憲法

九 同 上 十一月二十二日發刊

A 帝國の狀態

B 日本の銀行

D 戰時の獨逸商船

十 同 上 十一月二十九日發刊

A 秋期の政況

B 宗敎會議

C 日本との貿易

十一 同 上 十二月六日發刊

A 日本の社會主義

B 日獨協會

C 亞比利亞新航路

（二） 佛文雜誌

一 外交及殖民雜誌(Questions diplomatigues et Coloniales)(巴里週刊) 十月一日發行

A 佛蘭西と亞細亞土耳其鐵道 ロベル・ド、ケー

B 佛國殖民地防備に關する觀察 エム・ウエー

C 巴爾幹諸國獲得物の價値を比較す ザクグラスキー

二 同 上 十月十六日發行

A ヒレネー通過線と佛西關係 アルベル・ソーセード

B シリア問題解決の三要點 ジヨセフ・アクラ

C 摩洛哥國平和の諸要素 アルマツト

D 支那革命の失敗 ロベル・ド、ケー

三 同 上 十一月一日發行

A 東邦諸國間に生したる新葛藤 トマソン少佐

B 北米合衆國新關稅法 アンジエル・マルボー

C ガン博覽會と佛獨及其の殖民地 アンドレー・デユソージユ

D 土耳其軍隊の現狀 ア・ドリー中佐

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

辭令

○自大正二年十一月七日至十二月十一日

十一月七日
朝鮮總督府郡守　全鳳薰
依願免本官
朝鮮總督府郡書記　永清金三郎
任朝鮮總督府府書記　給六級俸
十一月八日
朝鮮公立普通學校訓導　山中辰之允
任朝鮮公立小學校訓導　給七級俸
十一月十日
勳七等　枡山常治
任朝鮮總督府郡書記　給九級俸
十一月十二日
朝鮮總督府司稅局長　鈴木穆
朝鮮總督府臨時土地調査局長事務取扱ヲ命ス
十一月十三日
朝鮮總督府道書記　金象鎬
任朝鮮總督府府書記　給五級俸
朝鮮總督府府書記　曹正煥
任朝鮮總督府道書記　給五級俸
朝鮮總督府勸業模範場技手　山崎森三郎
兼任朝鮮總督府農林學校助教諭
勳八等　高山辰次郎
任朝鮮總督府臨時土地調査局技手　給七級俸
鹿兒島縣薩摩郡龜山尋常高等小學校訓導　川原靜夫
任朝鮮公立小學校訓導　給月俸二十二圓
勳七等　和田稠
任朝鮮總督府鐵道局技手　給二級俸
朝鮮總督府郡書記　韓利殷
任朝鮮總督府道書記　給六級俸
朝鮮總督府道書記　張淳應
任朝鮮總督府郡書記　給六級俸
朝鮮總督府道技手　八塚親一
依願免本官

十一月十四日
田中タツノ
任朝鮮公立普通學校訓導　給十一級俸
朝鮮公立普通學校副訓導　李承九
依願免本官
朝鮮總督府道事務官　吉松憲郎
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
朝鮮總督府屬　瀧口順二
任朝鮮總督府臨時土地調査局書記　給六級俸
陸軍憲兵伍長勳八等　飯田軍藏
陸軍憲兵伍長勳八等　吉松常吉
陸軍憲兵伍長勳八等　伊藤興三郎
陸軍憲兵伍長勳八等　立川周作
陸軍憲兵伍長　飯沼富三郎
（各通）
任朝鮮總督府警部
朝鮮總督府道書記　山田安太郎
依願免本官
比嘉龜治
任朝鮮公立小學校訓導　給十一級俸
十一月十五日
李鍾敏
任朝鮮總督府郡書記　給八級俸
李龍基
任朝鮮公立普通學校副訓導　給八級俸
朝鮮總督府道技手　佐佐木三治
朝鮮公立普通學校副訓導　崔燦麒
（各通）
依願免本官
十一月十七日
朝鮮總督府裁判所通譯生　韓國鍾
兼任朝鮮總督府裁判所書記
朝鮮總督府臨時土地調査局技手　金學秀
依願免本官
朝鮮總督府醫院醫官　宇野功一
依願免本官
朝鮮總督府編修官兼京城高等普通學校教諭　立柄教俊
免兼官
十一月十八日
陸軍三等藥劑官正八位　山川蛟
任朝鮮總督府道慈惠醫院藥劑手　給九級俸

朝鮮總督府稅關監吏　藤井熊之助
任朝鮮總督府稅關書記　給九級俸
朝鮮總督府臨時土地調査局書記　佐佐木眞太郎
朝鮮總督府臨時土地調査局技手　李秉國
朝鮮總督府臨時土地調査局技手　李駿永
朝鮮公立普通學校副訓導　魚秉善
（各通）
依願免本官
十一月十九日
朝鮮總督府郡書記　李建中
朝鮮總督府郡書記　韓應源
（各通）
免本官
朝鮮總督府稅關書記　岡山四郎
任朝鮮總督府稅關監視　給五級俸
朝鮮總督府看守長勳八等　新明中庸
任朝鮮總督府警部　給七級俸
朝鮮總督府警部陸軍步兵中尉從七位勳五等功五級　萩原長爾
任朝鮮總督府看守長　給七級俸
朝鮮總督府稅關書記　吉田文作
給四級俸
朝鮮總督府郡書記　田村浩
朝鮮總督府郡書記　李相鳳
（各通）
給六級俸
十一月二十日
朝鮮總督府稅關書記　吉田文作
朝鮮總督府道書記　田村浩
朝鮮總督府府書記　高瀨武禮
朝鮮總督府郡書記　李相鳳
（各通）
依願免本官
朝鮮總督府司稅局長正五位勳四等　鈴木穆
兼任朝鮮總督府臨時土地調査局長　敍高等官二等
十一月二十一日
從七位　丸山佐四郎
任朝鮮總督府營林廠技師　敍高等官六等

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

陸軍一等軍醫正七位勳五等 藤井 春喜
任朝鮮總督府道慈惠醫院醫官 敍高等官六等
朝鮮總督府警部 韓 溶
任朝鮮總督府檢事 敍高等官八等
十一月二十二日
朝鮮總督府郡書記 金 顯斗
任朝鮮總督府府書記 給六級俸
李 昶珪
任朝鮮總督府郡書記 給八級俸
朝鮮公立普通學校訓導 內藤萬次郎
任大邱公立農業學校教諭 給十級俸
朝鮮公立普通學校訓導兼
朝鮮公立簡易實業學校訓導 溝口 鬼一
免兼官
朝鮮總督府郡書記 朴 勝昱
免本官
十一月二十四日
武富 長輔
任朝鮮總督府稅關監吏 給月俸十四圓
朝鮮總督府裁判所通譯生
兼朝鮮總督府裁判所書記 松尾 茂吉
依願免本官竝兼官
朝鮮公立普通學校副訓導 金 錫漢
朝鮮公立普通學校副訓導 沈 鍾蕭
（各通）
依願免本官
朝鮮總督府道書記 小島 幸
依願免本官
十一月二十五日
朝鮮總督府道書記 谷川彌次郎
任朝鮮總督府中央試驗所書記兼朝鮮總督府工業傳習所書記
朝鮮總督府中央試驗所書記 谷川彌次郎
給六級俸
金 完濟
任朝鮮公立普通學校副訓導 給月俸二十二圓
朝鮮總督府郡書記 栗本 毅栗
朝鮮總督府郡書記 鄭 寅祐
朝鮮總督府郡書記 金 相彬
朝鮮公立普通學校訓導 金 明基
（各通）
依願免本官
陸軍憲兵軍曹 柴田辰五郎
陸軍憲兵伍長勳七等 秋本 平太
陸軍憲兵伍長勳八等 三島宗次郎

陸軍憲兵伍長 柳田久次郎
陸軍憲兵伍長 中島龜之助
陸軍憲兵伍長勳八等 小川增太郎
陸軍憲兵伍長 原田 宗吉
陸軍憲兵伍長 新林 乙吉
陸軍憲兵伍長勳八等 田中 次夫
陸軍憲兵伍長勳八等 安富作兵衞
陸軍憲兵伍長勳八等 池田 乙喜
（各通）
任朝鮮總督府警部
朝鮮總督府裁判所通譯生
兼朝鮮總督府裁判所書記 姜 在衡
任朝鮮總督府郡書記 給五級俸
十一月二十六日
高橋 博名
任朝鮮總督府道書記 給十一級俸
朝鮮總督府裁判所通譯生 金 益三
兼任朝鮮總督府裁判所書記
朝鮮總督府臨時土地調查局書記 全 在新
依願免本官
千葉縣千葉郡蘇我尋常高等小學校訓導 小川福次郎
任朝鮮公立小學校訓導 給十級俸
十一月二十七日
大谷 弌
任朝鮮總督府臨時土地調查局技手 給八級俸
朝鮮總督府郡書記 三宅 篠
文官懲戒令ニ依リ本官ヲ免ス
陸軍步兵中尉從七位勳六等 喜田 正澄
任朝鮮總督府勸業模範場技手 給四級俸
十一月二十八日
朝鮮總督府看守 李 男大
任朝鮮總督府監獄通譯生 給七級俸
朝鮮總督府技手 菊池 高藏
任朝鮮總督府道技手 給八級俸
朝鮮總督府裁判所通譯生 梁 濟博
兼任朝鮮總督府裁判所書記
（各通）
陸軍憲兵軍曹勳七等 山内 肇
陸軍憲兵軍曹勳八等 岡崎 豐重
任朝鮮總督府警部

山本 二郎
任朝鮮公立小學校訓導 給十一級俸
十一月二十九日
朝鮮公立小學校訓導 守屋 種成
任朝鮮公立普通學校訓導 給七級俸
朝鮮公立小學校訓導 川田達五郎
任朝鮮公立普通學校訓導 給八級俸
朝鮮總督府警部 川崎 猪鹿
朝鮮總督府警部 二宮雄利炊
（各通）
文官懲戒令ニ依リ一箇月間月俸十分ノ一ヲ減ス
朝鮮總督府鐵道局書記 木島 善太
文官懲戒令ニ依リ一箇月間月俸十五分ノ一ヲ減ス
朝鮮總督府看守長 佐知 彥茂
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
朝鮮總督府郡書記 岩城 正之
朝鮮總督府郡書記 影山定治郎
朝鮮總督府郡書記 姜 大銑
朝鮮總督府郡書記 金 錫龍
朝鮮總督府郡書記 金 泳壽
（各通）
依願免本官
十一月三十日
朝鮮總督府臨時土地調查局技手 岩瀨牛兵衞
朝鮮總督府臨時土地調查局技手 黃 錦周
（各通）
依願免本官
朝鮮公立小學校訓導 森本 藤助
朝鮮總督府臨時土地調查局技手 李 壽根
（各通）
依願免本官
朝鮮總督府臨時土地調查局技手 鄭 寅奎
依願免本官
十二月一日
陸軍憲兵上等兵 森山 眞英
任朝鮮總督府稅關監吏
野中 貞熹
任朝鮮總督府郵便所長 給十一級手當
朝鮮總督府郵便所長 浦田 健吾
依願免本官
勳七等 菊池 直理
任朝鮮總督府郡書記 給九級俸
勳七等 水戸德三郎
任朝鮮總督府郡書記 給十一級俸

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

（各通）

任朝鮮總督府稅關監視　陸軍憲兵伍長　金子壽太郎

陸軍憲兵伍長　降旗惣一郎

任朝鮮總督府稅關監吏　陸軍憲兵上等兵　岩井敬太郎

任朝鮮總督府醫部　陸軍憲兵軍曹　加藤豫四郎

兼任朝鮮總督府稅關監視　朝鮮總督府警部陸軍憲兵曹長勳七等　安岡益幸

任朝鮮總督府稅關監視　陸軍憲兵伍長　湯淺繁市

十二月二日

任朝鮮總督府技手　給八級俸　鐵道院技手　佐成康展

任朝鮮總督府稅關監吏　給月俸十四圓　淺尾俊雄

任朝鮮總督府郡書記　給七級俸　白庸熙

任朝鮮總督府農林學校教諭兼朝鮮總督府勸業模範場技師

敍高等官五等　富山縣技師從六位　永岡堯

十二月三日

任朝鮮總督府道書記　給八級俸　鍋島太一

（各通）　浦木寶瑚

滿田武夫

任朝鮮總督府道書記　給十級俸　朝鮮總督府裁判所通譯生　申哲均

兼任朝鮮總督府裁判所書記　朝鮮總督府技手　井上直太郎

依願免本官

十二月四日

朝鮮總督府警察官署通譯生　田中半治

朝鮮總督府警察官署通譯生　藤原八十八

朝鮮總督府警察官署通譯生　松本清司

朝鮮總督府警察官署通譯生　岩井運作

朝鮮總督府警察官署通譯生　清水義旭

朝鮮總督府警察官署通譯生　植村玄厚

朝鮮總督府警察官署通譯生　朴正晉

（各通）

兼任朝鮮總督府醫部

朝鮮總督府警察官署通譯生　蔡奎丙

朝鮮總督府警察官署通譯生　具岡

朝鮮總督府警察官署通譯生　金永奎

朝鮮總督府警察官署通譯生　金啓賢

朝鮮總督府道書記　土屋彦太郎

朝鮮總督府道書記　吉原月香

朝鮮總督府郡書記　小林謙藏

朝鮮總督府郡書記　李光善

（各通）

依願免本官

十二月五日

任朝鮮總督府郡書記　給四級俸　朝鮮總督府道書記正八位勳八等　中谷隆彦

任朝鮮公立小學校訓導　給九級俸　三村猛

十二月六日

任朝鮮總督府道書記　給十級俸　磯矢耕太郎

朝鮮總督府裁判所書記　宋泰用

依願免本官　山岡禎市

任朝鮮公立小學校訓導　給十級俸　二井甚一

任朝鮮總督府臨時土地調査局技手　給十級俸

兼任朝鮮總督府秘書官　敍高等官五等　朝鮮總督府書記官從六位　池邊龍一

兼任朝鮮總督府秘書官　敍高等官七等　朝鮮總督府書記官從七位　遠藤柳作

朝鮮總督府中樞院副贊議被仰付　鄭丙朝

朝鮮總督府試補ヲ命ス　永野清

朝鮮總督府司法官試補ヲ命ス　照島榮治

十二月八日

依願免本官　朝鮮總督府遞信書記補　上田健次郎

任全州公立農業學校教諭　給七級俸　熊本縣立熊本農業學校教諭陸軍步兵少尉正八位勳六等　豐岡博

李承九

任朝鮮總督府郡書記　給八級俸　朝鮮總督府書記　姜根學

任朝鮮總督府郡書記　給七級俸

十二月九日

宮崎縣宮崎郡大宮尋常高等小學校訓導兼宮崎縣宮崎郡大宮村立農業補習學校訓導　小川淸藏

任朝鮮公立小學校訓導　給九級俸　朝鮮總督府遞信書記　增田政次

（各通）　朝鮮總督府臨時土地調査局書記　吳天浩

依願免本官

十二月十日

任朝鮮總督府技手　給九級俸　朝鮮總督府鐵道局技手　荒牧作太郎

勳七等　諸富半三

任朝鮮總督府道技手　給九級俸　天野悦三

任朝鮮總督府遞信書記補　給月俸十八圓　朝鮮總督府稅關監視陸軍憲兵伍長　降旗惣一郎

兼任朝鮮總督府醫部　朝鮮公立普通學校訓導　宮內忠義

兼任朝鮮公立簡易實業學校訓導　朝鮮總督府臨時土地調査局技手　功刀正勝

（各通）　朝鮮總督府臨時土地調査局技手　孟壽永

依願免本官

十二月十一日

任朝鮮總督府遞信書記補　給月俸十九圓　嵯峨富次郎

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

○朝鮮貿易概況

（大正二年十一月分）

本年十一月中朝鮮貿易概況左の如し

本月輸移出貿易額は四百五十萬二千餘圓輸移入貿易額六百十三萬七千餘圓合計一千六十三萬九千餘圓にして之を前月に比すれは輸移出は百五十一萬八千餘圓の顯著なる增進を示したるを以て輸移入は四十四萬千餘圓を減したるも尙は差引總額に於て百七萬六千餘圓の增加を呈せり

本月輸移出貿易の著しき好況を示せるは專ら米、大豆の增出に基因するものにして前月に比し米は百八萬餘圓大豆は四十三萬餘圓を增加したり而して米は市價本月に至り概して內地及朝鮮共に引立たす之を十月に比し寧ろ低落せるにも拘らす市場出廻り旺盛を極めたるは地方小農は前年米作不況の爲め春來秋作にて返濟の約束にて外國米其他必要品の借入を爲したる者あり昨今是等の返濟期に達したる爲め出荷を促したること本月增出の重要原因の一とす其他大豆は前月來引續き內地好況を示し又た棉花は本年陸地棉の耕作反別增加し新棉の出廻りを見たるを以て前月に比し約八萬圓の增進を現せり

本月の輸移入は大體に於て著しき差異を認めす但し四十四萬餘圓の減入を示せるは主として綿布類、外國米其の他の食料品竝に鐵類、機械類等減退の爲め石油に於て二十九萬餘圓を增加したるも結局右の減退に了りたるものとす

一　貿易額港別（圓）

（△印は減）

	仁川	釜山	元山	鎭南浦	京城	群山	木浦	大邱	馬山浦及行巖灣	清津	城津	新義州及龍巖浦	平壤	合計	一月以降累計 二年	元年	年增減
輸出及移出	九〇九、二〇〇	一、一五六、一六三	二五三、七五七	四八八、八九一	四一、二五九	一、一三〇、四〇一	二七二、八一三	二五、二七七	一一、五四四	一二、一〇七	三五、一七四	一一四、五五〇	六一、七七〇	四、五〇二、〇〇六	二四、三六八、三八二	一八、〇四四、三六三	六、三五四、一一九
輸入及移入	一、二〇一、三二七	一、六一六、九四六	四六〇、一五三	四八三、七六二	九三九、六〇六	一七三、九一六	一七七、八三三	一四一、八五四	九七、三九九	一三四、七八〇	九九、六八三	一九三、三一一	三一六、四三三	六、一三七、〇〇二	六四、九四七、六〇八	六〇、八八一、五五六	四、〇六六、〇五二
總計	二、一一〇、五二七	二、七七三、一〇九	七一三、九一〇	九七二、六五三	九八〇、八六五	一、三〇四、三一七	四五〇、六四六	一六七、一三一	一〇八、九四三	一四六、八八七	一三四、八五七	三〇七、八六一	三七八、二〇三	一〇、六三九、〇〇八	八九、三四五、九九〇	七八、九二五、八一九	一〇、四二〇、一七一
輸移入超過	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六三四、九九六	四〇、五四〇、三三六	四二、八三七、一九三	—
一月以降累計 輸出及移出	四、五九九、四五七	八、二一七、三二三	九八九、六四〇	三、四五七、五九三	二〇六、七三三	二、六九八、九三六	一、三五六、五六五	一八五、五五四	一四一、五九〇	九七、四四五	五三八、二四三	一、五一一、三七九	三九八、二二四	—	—	—	—
輸入及移入	一六、〇九六、八九二	一五、七八五、五〇九	四、九四六、五三六	二、八三三、九二三	九、九三六、三一五	二、八六三、五三〇	二、五五八、八三六	一、三五一、四五九	一、〇一九、三四六	一、一五六、三三五	六四七、八四三	二、九一二、三二九	三、八五一、〇八九	—	—	—	—
總計	二〇、六九六、三四九	二三、九〇三、七一八	五、九三六、一七六	六、二九一、五一六	一〇、一四三、〇四八	五、五六一、四五六	三、九一五、四〇一	一、五三七、〇一三	一、一六〇、九三六	一、二五三、七八〇	一、一八六、〇八六	四、四二三、五九八	四、二四九、三一三	—	—	—	—
通過及回漕貨物	二〇五、八三〇	一一、四三六	—	一六〇、五三六	—	—	—	—	[illegible]	一七三、七三七	—	九二一、四七四	—	一、四七三、九八五	—	—	—

二　輸出及移出重要品價額港別（圓）

（△印は減）

○經濟概況

（大正二年十月分）

第一款　通貨

一　各種貨幣流通高表

（△印は減）

年月	朝鮮通貨 硬貨	朝鮮通貨 朝鮮銀行券	朝鮮通貨 葉錢	內地各通貨	計
	円	円	円	円	円
十月末	三、一一二、四三四	二〇、五九九、八四一	—	三、三二四、四一一	二七、〇三六、六八六
對前月增減	△四一、三七〇	一、五〇三、二一九	—	一八七、七一五	一、六四八、五六四
對前年同月增減	△九八一、七四三	△四、三五九、一四一	△一三一、六六七	△六五、六六五	△五、五七八、二一六

二　舊韓國硬貨流通高表

種類	九月末流通高	十月中引上高	差引流通高
	円	円	円
金貨	三、八八五・〇〇〇	—	三、八八五・〇〇〇
銀貨	二、四三九、九四四・七〇〇	三五、〇四四・四〇〇	二、四〇四、九〇〇・三〇〇
白銅貨	三二一、五八五・六五〇	二、〇五二・一五〇	三一九、五三三・五〇〇
青銅貨	三九七、三八八・二四五	三、二七二・八五〇	三九四、一一五・三九五
計	五、一六三、八〇三・五九五	四一、三六九・四〇〇	五、一二二、四三四・一九五
引上高累計	—	二、六一〇、二九三・二五五	—

三　朝鮮銀行券流通高表

（△印は減）

年月	發行高 正貨準備	發行高 保證準備	發行高 計	金庫在高	銀行手許在高	市場流通高
	円	円	円	円	円	円
十月末	七、五二二、九五〇	一四、二四三、四一〇	二一、七六六、三六〇	七三四、八七八	四三一、六四一	二〇、五九九、八四一
對前月增減	五二九、〇〇〇	九三一、二七〇	一、四六〇、二七〇	一二九、六一五	△一七一、五六四	一、五〇三、二一九
對前年同月增減	△一、四三五、三五〇	△三、三八三、九二〇	△四、八一九、二七〇	△三〇二、五三七	一一七、五九二	△四、四〇〇、一四一

四　內地各通貨流通見込高表

（△印は減）

年月	現在高 金貨	現在高 補助貨	現在高 兌換券	現在高 計	朝鮮銀行正貨準備高 金貨	朝鮮銀行正貨準備高 兌換券	朝鮮銀行正貨準備高 計	金庫在高	朝鮮銀行手許在高	市場流通高
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
十月末	一、九七七、二四五	四、三三三、二八四	四、二一〇、三五一	一〇、五二〇、八八〇	一、九七三、三〇〇	四、〇八五、二〇〇	六、〇五八、五〇〇	九三二、一二九	二〇五、八四〇	三、三二四、四一一
對前月增減	△一、〇〇五	△二、五五〇	五三五、九七九	五三二、四二四	△一、〇一五	五三〇、〇一五	五二九、〇〇〇	△一七二、六七三	△一一、六一八	一八七、七一五
對前年同月增減	△五、一一〇	五二八、一二三	△一、九四一、一八二	△一、四一八、一六九	△四、七〇〇	△一、九一八、八〇〇	△一、九二三、五〇〇	五六七、二一九	三、七七七	△六五、六六五

五　葉錢輸出回收高表

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

年月	回收高	輸出高	計
十月中	円 二六、四〇二・六二六	円 —	円 二六、四〇二・六二六
引上著手從累計	五、六三一、七六一・六九五	一、六一七、九八一・〇〇〇	七、二四九、七四二・六五九

第二款 金融

第一項 概況

一 十月末各種銀行預金貸出金

（△印は減）

銀行別	預金	貸出金	遊金 現金	遊金 預ケ金
	円	円	円	円
朝鮮銀行	一九、二四一、〇三三	二二、一九八、八一〇	三、六〇五、三六六	六〇三、四六六
農工銀行	四、八七〇、八六〇	一〇、九七六、九六〇	三七二、八八六	四六四、三八四
普通銀行	一一、〇四〇、六五〇	一六、九八三、〇八二	六七九、六〇七	三一〇、一五一
東洋拓殖株式會社	—	五、九六七、九九一	—	—
合計	三五、一五二、五四二	五六、一二六、八四三	四、六五七、八五九	一、三七八、〇〇一
對前月增減	△一、四四二、一三九	三、三三三、六九二	△四六、一六七	△六六、四六四
對前年同月增減	七、二八四、五四九	一七、五一四、一四四	△一、三七八、六四四	一六四、四八六

二 十月末各種銀行預金金利表

（△印は減）

銀行別	定期預金 一箇年以上（分厘）	定期預金 六箇月以上（分厘）	定期預金 三箇月以上（分厘）	當座預金 最高（錢厘）	當座預金 最低（錢厘）	當座預金 普通（錢厘）	小口預金 最高（錢厘）	小口預金 最低（錢厘）	小口預金 普通（錢厘）	諸預金 最高（錢厘）	諸預金 最低（錢厘）	諸預金 普通（錢厘）
朝鮮銀行	六〇	六〇	五三	九	八	九	一三	一二	一二	一三	一〇	一一
農工銀行	六三	六二	五七	一一	一一	一一	一六	一六	一六	一五	一三	一四
普通銀行	六六	六四	五八	一二	一一	一一	一六	一五	一五	一四	一二	一三
平均	六三	六二	五六	一〇	一〇	一〇	一五	一四	一四	一四	一二	一三
對前月增減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
對前年同月增減	五	四	七	一	一	一	一	一	一	一	一	二

三 十月末各種貸出金金利表

（△印は減）

銀行別	不動產 高	不動產 低	不動產 普	證券 高	證券 低	證券 普	商品 高	商品 低	商品 普	信用 高	信用 低	信用 普	當座貸越 高	當座貸越 低	當座貸越 普	手形割引 高	手形割引 低	手形割引 普
	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘
朝鮮銀行	三四	三二	三二	三〇	二六	二八	三〇	二八	二九	三一	二八	三一	三三	二三	三三	三一	二七	三〇
農工銀行	四四	三九	四二	三八	三六	三七	三八	三五	三七	四〇	三六	三八	四二	三七	四二	四〇	三五	三七
普通銀行	四二	三五	三八	三六	三〇	三三	三七	三一	三四	四二	三四	三九	四一	三四	三八	四一	三三	三六
東洋拓殖株式會社	三三	二五	三三	二〇	一七	一七	—	—	—	四九	一九	四九	—	—	—	—	—	—
平均	三八	三三	三六	三一	二七	二九	三五	三一	三三	四一	二九	三九	三九	三一	三七	三七	三一	三四
對前月增減	—	一	—	一	—	—	△一	△一	△一	—	—	—	—	△二	—	—	—	—
對前年同月增減	—	一	—	△三	△四	—	—	—	—	△一	△二	二	—	△三	一	—	一	一

四 十月中各種銀行爲替受拂表

（△印は減）

銀行別	朝鮮內 受入高(円)	朝鮮內 拂出高(円)	朝鮮及內地間 受入高(円)	朝鮮及內地間 拂出高(円)	朝鮮及支那其他間 受入高(円)	朝鮮及支那其他間 拂出高(円)	計 受入高(円)	計 拂出高(円)
朝鮮銀行	五,六九二,七四二	五,六二一,八六三	二,六〇〇,八八一	三,七四一,五二一	二五二,一一二	三五九,六三一	八,五四五,七三五	九,七二三,〇一五
農工銀行	二,四六九,五二一	一,七九七,〇〇一	三三〇,八五九	一九六,九二九	四,四四九	二三,一五〇	二,七九四,八一九	二,〇一七,〇八〇
普通銀行	二,四三八,四八二	二,四九九,六六七	三,四三二,九一二	一,七九四,五五一	八二,九九五	一一一,六七八	五,九五四,三八九	四,四〇五,八九六
合計	一〇,六〇〇,七三五	九,九一八,五三一	六,三五四,六五二	五,七三三,〇〇一	三二九,五五六	四九四,四五九	一七,二九四,九四三	一六,一四五,九九一
對前月增減	△二,五一六,〇〇九	△四,一三九,六七六	△二,一一九,六九二	△二八二,六三六	△二,〇四五,八一一	△二,四一〇,二九八	△六,六八一,五一二	△六,八三二,六一〇
對前年同月增減	△四四八,七八九	△五二一,四〇三	△九八六,八五二	六七六,七三八	六五,七三九	一二六,六八〇	△一,三六九,九〇二	二九二,〇一五

五　地方金融組合業務概況

（九月末日現在）　（△印は減）

道別	組合數(個所)	組合員數(人)	運轉資金の內譯 組合資金(円)	共同購入金(円)	委託販賣金(円)	借入金及倉庫建築補助金(円)	補助貸散布資金(円)	積立金(円)	雜勘定(円)	計(円)	資金運轉の內譯 貸付金(円)	共同購入金(円)	農業材料(円)	所有物(円)	現金(円)	預ヶ金(円)	雜勘定(円)	計(円)
京畿道	一九	六,七〇六	一九〇,〇〇〇	三	二	三八,四三三	三,七九七	三五,一七九	五〇,三一七	三一七,七三二	一九二,七四六	—	一,四四三	一六,八七八	一五,三三一	四〇,六八四	五〇,六四〇	三一七,七三二
忠淸北道	九	三,六一五	九〇,〇〇〇	—	一四	一六,二五〇	三,五〇〇	二三,九八九	五三,〇六五	一八五,九四八	一〇三,九〇九	二,三八一	一,一九二	一一,五二四	八,五六九	一〇,一五二	四八,三二一	一八五,九四八
忠淸南道	一六	六,七二二	一六〇,〇〇〇	—	—	二九,三三八	三,七六二	三五,三五三	二九,四二九	二五七,七八二	一七四,二三五	七,九七〇	三,四五一	一七,七一四	一〇,八七八	八,八一二	三四,七二二	二五七,七八二
全羅北道	一六	七,〇五五	一六〇,〇〇〇	四五	八	三一,六一七	二,三八三	三三,〇五五	三一,〇三六	二五八,一四四	一八一,四〇九	二四七	一,八九〇	一四,六六九	一二,一八七	二三,九六五	二四,一七七	二五八,一四四
全羅南道	二〇	九,七九一	二〇〇,〇〇〇	三六	七	五〇,二〇〇	四,〇〇〇	六二,四九六	一五八,五三〇	四七五,二六九	二四四,九三〇	三二五	一,八六九	一六,九二一	一六,三〇五	四四,五八一	一五〇,四三八	四七五,二六九
慶尙北道	二一	八,八二二	二一〇,〇〇〇	—	—	五三,六二二	三,七七八	三九,〇三七	三七,六九〇	三五四,一二七	二二八,五三三	五,四〇四	三,〇五四	一六,五八三	二一,五五三	四〇,七六三	一九,二四七	三五四,一二七
慶尙南道	一七	七,〇三三	一七〇,〇〇〇	—	—	三七,二八六	九,九一四	三三,三〇二	一三,六五九	二六五,一六一	一七〇,三三七	一,〇七三	二,六八五	一五,一六六	一五,八四一	四八,〇二七	一〇,一三三	二六五,一六一
黃海道	一三	五,三〇八	一三〇,〇〇〇	六四	—	二五,三〇〇	一,九五〇	三三,二一五	一九,一五五	二〇九,六八四	一四三,八四八	一三三	二,〇二六	一九,三六六	九,九〇三	一九,一二四	一五,一八四	二〇九,六八四
平安南道	一四	四,二五八	一四〇,〇〇〇	二八	九	二八,二七六	二,二二四	二五,〇四三	一七,三六八	二一〇,九四八	一〇九,一二九	三三五	九六八	三二,九一七	七,八四九	五一,六八七	一八,一七三	二一〇,九四八
平安北道	一六	五,〇五三	一六〇,〇〇〇	—	二三五	三二,六八五	七,九一五	一八,九二九	八,一六〇	二二七,九四四	一三九,六七四	一六一	一,七四〇	一四,六〇一	一八,五三四	四七,九五六	五,二八八	二二七,九四四
江原道	一一	三,九六七	一一〇,〇〇〇	七,六四九	六,三四四	二〇,二一〇	八,四九〇	二七,八七五	三三,八九六	二一四,四六四	一三三,六九五	七,五七一	一,六七八	九,三六一	一三,九八七	一九,六二八	三三,五四四	二一四,四六四
咸鏡南道	一三	四,九六〇	一三〇,〇〇〇	一三	—	二三,四三九	六,一六一	二〇,六四七	一三,八五三	一九五,一一五	一一四,〇五四	一,一三四	九六一	七,一五六	一〇,〇一〇	四五,五六三	一四,二三六	一九五,一一五
咸鏡北道	八	二,八二一	八〇,〇〇〇	—	一,六一三	二〇,四一二	八八	九,三二一	一,三五九	一一三,七八五	六三,八一九	八二	二四五	八,八〇八	四,九四二	三三,六五五	一,二三三	一一三,七八五
合計	一九五	七六,〇〇一	一,九五〇,〇〇〇	七,八三六	八,三八五	四〇七,〇五八	五五,九六二	三九六,五五一	四五五,五一七	三,三六一,〇八九	一,九九九,二〇八	二六,六〇五	二二,二〇二	一九一,六六四	一六五,八七九	四五〇,一九六	四五五,三三五	三,三六一,〇八九
前月末に對し增減	三	一,七〇九	三〇,〇〇〇	一,七一六	九七二	六,三八三	△二,三四九	—	一一二,五九九	一四九,三三一	一七,一六〇	三,三一一	八三	一一,二六一	一三,〇六三	二五,八九四	七九,六五〇	一四九,三三一

第二項　各地狀況

一　京城、仁川方面

京城地方　新穀季に入りしを以て之か買付資金及季節物仕入資金の需要鮮からす且本月は祭典祝賀等引續けるを以て此方面にも資金の呼はるるあり市況幾分引立ち來り金融小繁を告けたり

仁川地方　時節柄穀物の買出活氣を帶ひ大豆の移出は特に好況なるを以て資金の移動夥しく金巾紡績其他雜貨の輸移入も亦漸く增加せしを以て次第に金融の繁忙を促しつつあり

二　平壤、鎭南浦、新義州方面

平壤地方　雜穀、牛皮等の移出活況を呈して市場の沈靜を破り被服、石油類の輸移入品も輻輳せしかは買付及決濟に資金を要し金融繁忙期に入れり

鎭南浦地方　大豆の移出は殷盛を極め爲替及買付資金の需要多く季節輸移入品又賣行入荷共に活氣を呈し手形割引の依賴も鮮からす一般に金融繁忙を見たり

新義州地方　至極閑散なりし市場も下旬に至り新穀の出廻り豫想外に多く內地相場も好氣配なりしため買出資金の需要を呼ひ煙草仕入輸移入品決濟等漸次金融の繁忙を告けて越月せり

三　群山方面

群山地方　地方米の回著近年稀なる額に達し內地大連方面の賣行も亦良好なるため荷送注文相次き之か買出及爲替資金の需要交交喚起せられ季節物の仕入も盛なるため貸出の膨脹著き有樣を呈せり

四　木浦方面

木浦地方　新穀移出も試賣に過きす棉花に關する當局の交涉纏まらさるため耕作者は困難を告け從て資金の需要も起らす商品の賣行も鈍く例年に似す金融界至極閑散なりき

五　大邱、釜山、馬山方面

大邱地方　大豆相場の好況に連れ移出額相當の額に達し米穀牛皮葉莨等亦相當出荷あり殊に綿布綿絲糖粉石油類の輸移入盛にして共進會見越の商品賣行も夥かりしかは通して金融多忙を告けたり

釜山地方　例の如く漸次金融繁忙期に入れり米豆魚類生牛等何れも輸移出好況にして益多望の勢を示し輸移入側にありては外國米、麥粉、砂糖を重なるものとし之れ亦相當額に達し何れも資金の需要大なりき

馬山地方　大豆は注文輻輳出荷盛にして移輸入も前月に勝り買付資金の需要絕へす金融繁忙の裡に越月せり

六　元山方面

元山地方　內地相場の好況に連れ大豆の出廻り逐日增加し煮蔘の輸出も亦相應ありたるため商勢活潑冬物の輸移入も亦引續き旺盛なるを以て資金の需要多く金融小繁を呈したるか同

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

收も亦順潮にして一般に景氣立てり

七　城津、清津、會寧方面

城津地方　綿布其他冬物類の入荷多く且移出品としては牛皮意外の巨額に上り尠からさる資金を要せしため金融前月に比し著く繁忙を來せり

清津地方　一時不振に陷りし間島との取引も稍復活し來り其方面向商品の荷動活潑となり少額なから小豆の移出もあり旁資金の需要盛にして金融多忙を告けたり

會寧地方　引續き貨物の賣行活潑なるも奥筋賣掛金の回收澁渉しからす加ふるに移輸出振はさるため金融頓に緊縮を唱へつつ越月せり

一　十月中地方別各種銀行金銀出納及遊金表

（△印は減）

地方別	繰越高 現金	繰越高 預ヶ金	入金高 現金	入金高 預ヶ金	出金高 現金	出金高 預ヶ金	現在高 現金	現在高 預ヶ金
	円	円	円	円	円	円	円	円
京城、仁川方面	三,三二五,五九五	九二七,八四八	八九,三五二,〇四八	五,〇八二,八一二	八九,三一九,六一三	五,〇八三,〇六四	三,三五八,〇三〇	九二七,五九六
平壤、鎭南浦方面	二七二,二六三	三〇,七六八	一三,九九〇,一九三	一,一五〇,六三八	一四,〇三九,三四三	一,一六三,三二五	二二三,一一三	一八,一八一
釜山、大邱方面	四九五,三一二	二三三,三七四	二六,五四五,四三九	一,五八六,四八八	二六,五八二,〇八四	一,五六五,〇一七	四五八,六六七	二五四,八四五
群山方面	一七四,九三三	七六,九九六	六,八九三,五〇五	二三七,六二六	六,九五四,四八二	二七九,二一七	一一三,九五六	三五,四〇五
木浦方面	一七三,七一六	二五,五九九	三,六五五,五〇七	一七一,六六八	三,六六九,八一五	一六四,九〇一	一五九,四〇八	三二,三六六
元山方面	一五一,四七一	一四七,一八〇	七,六七四,四四二	六七三,七九七	七,六五一,八九三	七一四,二〇八	一七四,〇六〇	一〇六,七六九
清津方面	一二九,一〇二	二,七〇〇	三,三八五,五四二	四一,三四九	三,三二五,六五三	四一,二一〇	一八八,九九一	二,八三九
合計	四,七二二,三九二	一,四四四,四六五	一五一,四九六,六七六	八,九四四,三七八	一五一,五四二,八四三	九,〇一〇,八四二	四,六七六,二二五	一,三七八,〇〇一
對前月增減	△三八,三九七	三五,五七九	一一,〇九六,五三八	△七五四,八三六	一一,一〇四,三〇八	△六五二,七九三	△四六,一六七	△六六,四六四
對前年同月增減	△一,八七七,〇五八	△九八,四六六	三,三九三,二八七	△二,五九〇,七二五	二,九八一,二九二	△二,八一三,六七七	△一,四六五,〇六三	一六四,四八六

（備考）金銀在高中には外國貨幣及外國手形一八、三六六圓を含む

二　十月末各地方別金利表

（△印は減）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

地方別	銀行 預金 定期預金 一箇年以上	定期預金 六箇月以上	定期預金 三箇月以上	當座預金 高	當座預金 低	當座預金 普	小口預金 高	小口預金 低	小口預金 普	諸預金 高	諸預金 低	諸預金 普	貸付金 普通貸付 高	普通貸付 低	普通貸付 普	當座貸越 高	當座貸越 低	當座貸越 普	手形割引 高	手形割引 低	手形割引 普	個人 朝鮮人 高	朝鮮人 低	朝鮮人 普	內地人 高	內地人 低	內地人 普
	分厘	分厘	分厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘
京城、仁川方面	六四	六一	五四	一二	五	一〇	二〇	一二	一五	二〇	五	一四	六〇	二四	三五	五〇	二五	三八	五五	二四	三五	三〇〇	五〇	九八	三〇〇	五〇	九〇
平壤、鎭南浦方面	六五	六三	五九	一一	九	一〇	一八	一二	一四	一六	一二	一二	五〇	二六	三六	五〇	二八	三六	四五	二四	三四	二〇〇	五〇	七五	二〇〇	五〇	八〇
釜山、大邱方面	六八	六五	五八	一三	四	一〇	一七	一二	一五	二〇	八	一二	五〇	二四	三四	五〇	二五	三六	五〇	二五	三四	一六七	四五	八〇	一六七	四五	八二
群山方面	六五	六一	五六	一二	四	一〇	一八	一二	一四	二〇	一〇	一三	五〇	二七	三八	五〇	二九	四〇	五〇	二九	三七	二三四	七〇	一二六	二三四	五〇	一一四
木、浦方面	六三	六三	六〇	一二	八	一〇	一八	一二	一四	一六	八	九	四五	二六	三七	四三	二八	三三	四四	二六	三六	一六七	六七	一〇一	一三四	五〇	八九
元山方面	六三	六〇	—	一二	五	九	一六	一二	一四	—	—	—	四八	二〇	三三	四五	一七	三五	三九	二七	三四	一二〇	八五	一〇〇	一五〇	七〇	一〇八
清津方面	六三	六三	六〇	一二	九	一〇	一七	一二	一四	一三	一二	一二	四五	二八	三七	四五	三〇	三九	四五	二八	三六	二三三	七〇	一一五	一六七	七〇	九〇
平均	六四	六二	五八	一二	六	一〇	一八	一二	一四	一七	九	一二	五〇	二五	三四	四八	二六	三七	四七	二六	三六	二〇三	六二	九九	一九三	五五	七九
對前月增減	—	△一	—	—	—	—	—	—	—	二	—	一	一	△一	△二	一	△二	△一	一	△一	—	△二	四	五	二	△二	△一四
對前年同月增減	二	七	八	—	一	一	一	一	—	三	—	一	六	一	△二	△二	—	△一	二	—	一	△三一	△七	△一	△一九	三	△四

三　十月末地方別各種銀行預金種別表

（△印は減）

地方別	公金預金	定期預金	當座預金	小口預金	諸預金	計
	円	円	円	円	円	円
京城、仁川方面	一、二七一、一八五	三、九九〇、八五四	九、七五三、七五三	二、六五六、一九七	八、〇九二、八七六	二五、七六四、八六五
平壤、鎭南浦方面	三〇三、六二七	五三〇、六四二	七六九、九九七	五五一、二八〇	二七一、〇四六	二、四二六、五九二
釜山、大邱方面	四〇二、九四八	五四七、六三六	一、二七二、八〇三	一、四〇〇、六一三	一六五、七〇四	三、七八九、七〇四
群山方面	九六、五二〇	一二二、二七五	四五一、二〇八	一七四、八二八	四〇、七九三	八八五、六二四
木浦方面	八八、六八四	一八三、〇二〇	四二七、一一五	二二一、〇九一	三九、七三一	九五九、六四一
元山方面	五二、二七五	二七二、八七四	二四四、八九四	一九三、四八七	三三、九一九	七九七、四四九
清津方面	一〇九、三六七	七四、五三三	一一六、二六四	二一六、六三三	一一、八七〇	五二八、六六七
合計	二、三二四、六〇六	五、七二一、八三四	一三、〇三六、〇三四	五、四一四、一二九	八、六五五、九三九	三五、一五三、五四二
對前月增減	八、八二三	△五〇二、三四〇	△一、二二五、五〇五	二五六、六〇五	一〇、二七九	△一、四四二、一三九
對前年同月增減	△三六、五八〇	一一二、七三九	五、二六八、〇五〇	五六〇、七九四	一、三七九、五五一	七、二八四、五五四

四　十月末各種銀行貸出金種別表

（△印は減）

地方別	政府貸上金	年賦貸付金	普通貸付金	當座貸越金	手形割引	計
	円	円	円	円	円	円
京城、仁川方面	七、五〇〇、〇〇〇	八、四九〇、一八五	六、三二五、三〇八	一、八八四、八一五	一三、二九二、〇八九	三七、四九二、三九七
平壤、鎭南浦方面	—	五八九、四三六	一、四〇九、〇二九	六五〇、七七七	三、一七一、〇〇五	五、八二〇、二四七
釜山、大邱方面	—	二八九、八六二	一、六三三、一四三	九四九、二九四	三、八一八、九二〇	六、六九一、二一九
群山方面	—	四四三、六〇〇	五九一、六五四	四七一、六一六	一、七〇一、三一六	三、二〇八、一八六
木浦方面	—	三三八、五七三	五二一、二三七	一二八、五一二	八三五、二七二	一、八二三、五九四
元山方面	—	一五三、九八九	三七九、五三六	一六三、五七七	九一一、〇六三	一、六〇八、一六五
淸津方面	—	五、一一二	八九、一五八	五、五八六	三三七、八五五	四三七、七一一
合計	七、五〇〇、〇〇〇	一〇、三一〇、七五七	一〇、九四九、〇六五	四、二五四、一七七	二四、〇六七、五二〇	五七、〇八一、五一九
對前月增減	—	△二四六、〇四九	一三一、五七六	△四二三、一一四	二、四二〇、八八六	一、八八三、二九九
對前年同月增減	△七、〇九四、六七七	一、二二四、二三七	七九、四六三	六八二、四〇六	三、六三五、五六二	△一、四七三、〇〇九

備考　京城方面年賦貸付金中には第一銀行に對する別途貸付金六、九二二、六六七圓を包含す

第三款　物價

一　京城重要物價指數（第一類生產品の部）（十月分）

種別		單位	指數 本月	指數 前月
玄米	上	一石	一〇〇	一〇三
精米	上	一石	九一	九四
籾	上	一石	八八	九四
大麥	上	一石	六七	七一
小麥	上	一石	八六	九〇
大豆	上	一石	一一三	一〇八
小豆	上	一石	九三	一〇〇
牛皮	中皮	百斤	一一五	一一一
牛脂	密蠟	百斤	一〇三	一〇〇
生牛		一頭	一二一	一一九
明太		一駄四十貫	一一五	一〇〇
木炭	白炭	十貫目	一〇〇	一〇〇
木炭	黑炭	同	一三一	一三八
木炭	根炭	同	一〇九	一〇九
松薪	並	十貫目	一〇〇	一〇〇
木材	松角（鴨綠江）	百才	一一〇	一一〇
木材	同六分板	一坪	九〇	九〇
第一類平均			一〇二・三五	一〇二・一八

二　同上（第二類輸移入品の部）

種別		單位	指數 本月	指數 前月
打綿	上	百斤	一一八	九九
石炭	筑豊切込	一噸	一〇四	一〇三
石油	上松	一箱（十ガロン入）	一〇六	一〇六
	勝利	同	一〇九	一〇九
	旗	同	一〇六	一〇六
醤油	龜甲萬	小樽一樽	一〇〇	一〇〇
味噌	赤	十貫目	九五	九五
精糖	四温㊥	百斤	九二	九一
清酒	金露	一樽（四斗五升入）	一二九	一二六
	白鶴	同（三斗九升入）	一二四	一二三
	櫻正宗	同	一二三	一一八
紡績絲	單十手平	一梱	—	—
	單十六手平	同	九九	九九
	單二十手平	同	—	—
洋金巾	三E（生金巾）	一反	—	—
	九牡丹（晒金巾）	一反	一二四	一二四
和金巾	▲三A（セーチング）	一反	一〇二	一〇二
	旗（生天竺）	一反	一〇〇	一〇〇
小巾木綿	細地	一疋	九七	一四七
	太地	一疋	一〇〇	八五
半紙	手漉	一締（上・六斤以内）	一〇三	一〇〇
鐵釘	二吋半	百斤	一〇三	一〇三
セメント	小野田	一樽	八七	九一
	淺野	同	九〇	九一
燐寸	安全雙鹿	一噸（六百打）	—	—
	黄燐桃猿	同（半二百斤）	一〇〇	一〇〇
木材	松角（北海道）	百才	八三	七八
	同六分板	一坪	—	—
	杉角	百才	一四〇	一五〇
	同六分板	一坪	—	—
第二類平均			一〇五・五八	一〇六・〇四
總平均			一〇三・九七	一〇四・一一

備考　右は大正元年八月の平均相場を一〇〇として算出したるものなり

三　各地重要物價表（生産品の部）

品目	商標又は品柄	單位	京城	仁川	平壤	鎮南浦	群山	釜山	大邱	馬山	木浦	元山	城津	清津	新義州	平均
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
主																
米	上	一石	一六・〇〇〇	一六・二〇〇	一六・五〇〇	一八・三七〇	一七・五〇〇	一七・八〇〇	一六・〇〇〇	一七・三〇〇	一六・五〇〇	一八・五〇〇	—	—	一五・九〇〇	一七・〇五三
	中	同	一四・五〇〇	一四・九〇〇	一七・〇〇〇	一七・二四〇	一七・〇〇〇	一六・八〇〇	一五・七〇〇	一六・八〇〇	一六・〇〇〇	一六・二〇〇	—	—	—	一六・二一四
	下	同	一三・〇〇〇	一三・七〇〇	一六・〇〇〇	一六・六三〇	一六・五〇〇	一五・五〇〇	一五・五〇〇	一六・〇〇〇	一五・五〇〇	—	—	—	一五・一四〇	一五・三七三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

四　各地重要物價表（輸移入品の部）

品名	商標又は品柄	單位	京城	仁川	平壤	鎭南浦	群山	釜山	大邱	馬山	木浦	元山	城津	清津	新義州	平均
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
精米	上	一石	二一・〇〇〇	二三・〇〇〇	二一・五〇〇	二二・〇一〇	二一・〇〇〇	二〇・八五〇	二二・〇〇〇	二一・七〇〇	二一・五〇〇	二二・五〇〇	二三・〇〇〇	—	二三・六〇〇	二一・八八八
	中	同	二〇・〇〇〇	二二・五〇〇	二〇・〇〇〇	二一・二六〇	二〇・二五〇	一九・七〇〇	一九・〇〇〇	二〇・四〇〇	二〇・三〇〇	二一・六〇〇	二二・〇〇〇	—	二三・一〇〇	二〇・七五九
	下	同	一八・〇〇〇	二二・〇〇〇	一九・〇〇〇	二〇・三八〇	一九・五〇〇	一八・五〇〇	一八・〇〇〇	一九・二〇〇	一九・〇〇〇	一九・七〇〇	一九・八〇〇	—	二一・六〇〇	一九・五五七
籾	上	一石	七・五〇〇	七・八五〇	七・八〇〇	七・六一〇	八・六〇〇	九・八〇〇	六・五〇〇	九・〇〇〇	八・五〇〇	—	—	—	七・四五〇	八・〇六一
	下	同	七・〇〇〇	六・九〇〇	七・二〇〇	六・八八〇	七・六〇〇	八・五〇〇	五・五〇〇	八・〇〇〇	五・〇〇〇	—	六・三〇〇	—	六・七五〇	六・八七五
大麥	上	一石	四・〇〇〇	五・四〇〇	四・〇〇〇	三・五〇〇	六・〇〇〇	—	五・〇〇〇	五・八〇〇	四・〇〇〇	九・一〇〇	—	—	三・三五〇	五・〇一五
	下	同	三・五〇〇	五・〇〇〇	三・六〇〇	三・二〇〇	五・〇〇〇	—	四・七〇〇	五・〇〇〇	三・六〇〇	—	—	—	—	四・二〇〇
小麥	上	一石	七・三〇〇	七・六〇〇	八・〇〇〇	七・五八〇	八・〇〇〇	八・四五〇	八・〇〇〇	八・七〇〇	—	八・七〇〇	—	—	—	八・〇二六
	下	同	七・〇〇〇	七・三〇〇	七・五五〇	七・〇八〇	七・五〇〇	八・二五〇	七・七〇〇	八・三〇〇	—	—	—	—	—	七・五八五
大豆	上	一石	九・〇〇〇	九・〇〇〇	八・〇〇〇	九・〇七〇	九・〇〇〇	九・一二〇	八・四五〇	八・九〇〇	九・〇〇〇	一一・二〇〇	九・〇〇〇	七・三〇〇	七・三〇〇	八・七九五
	下	同	八・五〇〇	八・四〇〇	七・五〇〇	八・三三〇	八・四〇〇	八・五三〇	八・〇五〇	八・三五〇	八・五〇〇	九・〇〇〇	八・二〇〇	—	六・八〇〇	八・二一三
小豆	上	一石	一三・〇〇〇	一二・五〇〇	一〇・五〇〇	一〇・八〇〇	一三・八〇〇	一二・五〇〇	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	一一・八〇〇	一一・〇〇〇	—	一三・〇〇〇	一三・二四二
	下	同	一一・〇〇〇	一一・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・四一〇	一三・二〇〇	一一・五〇〇	一二・〇〇〇	一二・〇〇〇	一二・〇〇〇	—	一〇・〇〇〇	—	—	一一・三一一
荏胡麻子		一石	八・二〇〇	七・七〇〇	七・四〇〇	七・〇〇〇	七・七〇〇	七・〇八〇	六・〇〇〇	—	六・〇〇〇	七・五〇〇	—	—	—	七・一七六
牛皮	中皮	百斤	五三・〇〇〇	四九・〇〇〇	五五・〇〇〇	四八・〇〇〇	四七・〇〇〇	四〇・〇〇〇	四五・〇〇〇	四五・〇〇〇	四四・〇〇〇	四五・二〇〇	四五・〇〇〇	—	四〇・〇〇〇	四六・二五〇
牛脂	蜜蠟	百斤	一六・五〇〇	一七・〇〇〇	一六・五〇〇	一六・〇〇〇	一五・〇〇〇	一七・〇〇〇	一八・〇〇〇	—	一四・五〇〇	一六・〇〇〇	—	—	一三・五〇〇	一六・〇〇〇
牛骨	肥料用	百斤	一・八五〇	一・七〇〇	一・六五〇	一・二〇〇	一・四〇〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	—	一・八〇〇	—	—	—	一・三〇〇	一・六〇〇
生牛		一頭	五五・〇〇〇	七〇・〇〇〇	—	—	五〇・〇〇〇	三七・〇〇〇	四五・〇〇〇	—	五〇・〇〇〇	—	五五・〇〇〇	—	—	五一・七一四
生棉		百斤	—	—	—	—	—	八・〇〇〇	—	—	一〇・五〇〇	—	—	—	—	九・二五〇
明太魚		四十貫一駄	三三・〇〇〇	二一・〇〇〇	—	三〇・〇〇〇	三三・〇〇〇	一八・〇〇〇	一九・五〇〇	三三・〇〇〇	三三・〇〇〇	二一・八〇〇	一七・〇〇〇	—	—	二〇・八三〇
朝鮮白紙	見樣紙	一塊	二八・〇〇〇	三〇・〇〇〇	—	—	—	—	二五・〇〇〇	—	三〇・〇〇〇	—	—	三三・五〇〇	—	二九・一〇〇
	買物紙	同	一四・〇〇〇	一八・〇〇〇	—	—	一五・〇〇〇	—	一六・〇〇〇	—	一四・〇〇〇	—	—	—	—	一五・四〇〇
木炭	白炭	十貫目	一・〇五〇	一・四〇〇	一・二〇〇	一・二五〇	一・三〇〇	—	・九〇〇	—	一・〇〇〇	—	—	—	一・一〇〇	一・一五〇
	黑炭	同	一・〇五〇	一・二六〇	一・〇五〇	一・〇五〇	・九〇〇	—	・八七〇	—	・八〇〇	一・〇〇〇	一・〇五〇	一・一〇〇	一・〇〇〇	一・〇一三
松薪		十貫目	・五〇〇	・五〇〇	・三五〇	・三三〇	—	—	・三七〇	—	・三五〇	—	・六〇〇	—	—	・四一四
葉煙草	塊	一駄	—	一五・〇〇〇	—	三〇・〇〇〇	一八・五〇〇	—	三〇・〇〇〇	一六・〇〇〇	一〇・〇〇〇	—	—	—	—	一八・五五〇
木材	鴨綠江松角	百才	五・五〇〇	九・〇〇〇	八・九〇〇	九・〇〇〇	七・〇〇〇	—	一一・〇〇〇	—	七・七〇〇	—	—	—	七・五〇〇	八・二〇〇
	同六分板	一坪	一・五三〇	一・五〇〇	一・二〇〇	一・四〇〇	一・四五〇	—	一・四〇〇	—	一・二〇〇	—	—	—	一・五五〇	一・三七九
繰綿	支那產	百斤	三六・六〇〇	三五・〇〇〇	—	—	—	四三・〇〇〇	四三・〇〇〇	—	—	—	—	—	三〇・〇〇〇	三七・五二〇

統計

品名	商標又は品柄	單位	京城	仁川	平壤	鎮南浦	群山	釜山	大邱	馬山	木浦	元山	城津	清津	新義州	平均
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
打綿	上綿	百斤	三九・二〇〇	五〇・〇〇〇	四三・七〇〇	四六・〇〇〇	—	四四・〇〇〇	四五・〇〇〇	四五・〇〇〇	四七・〇〇〇	四三・〇〇〇	四四・二五〇	四三・二〇〇	四八・〇〇〇	四四・八六三
石炭	無煙塊切込	一噸	七・六〇〇	八・〇〇〇	八・〇〇〇	八・五〇〇	九・五〇〇	八・〇〇〇	一三・〇〇〇	七・五〇〇	八・三〇〇	一一・〇〇〇	一三・〇〇〇	—	—	九・三〇九
蠟燭	パラフィン	百斤	二一・八〇〇	二〇・二五〇	—	—	—	—	—	—	二〇・〇〇〇	二三・〇〇〇	—	—	二四・〇〇〇	二一・七一〇
石油	上松	十ガロン入一箱	三・七一〇	三・六五〇	三・七一〇	三・七六〇	三・七〇〇	三・六〇〇	三・七二〇	三・五八〇	三・七〇〇	三・八〇〇	三・八六〇	三・七五〇	三・五二〇	三・六九七
石油	勝利	同	三・四七〇	三・四八〇	三・四九〇	三・五四〇	三・四八〇	三・三五〇	三・五〇〇	三・三五〇	三・五一〇	三・五六〇	三・六四〇	三・五五〇	三・二八〇	三・四七七
石油	旗	同	三・三〇〇	三・四〇〇	三・四〇〇	三・四五〇	三・四五〇	三・四三〇	三・三五〇	三・三五〇	三・四〇〇	三・四八〇	三・六〇〇	三・四〇〇	三・二六〇	三・四〇五
外國米	碎米上等	百斤	五・三三〇	五・〇〇〇	四・五三〇	五・五一〇	五・三〇〇	五・一〇〇	五・二〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・二〇〇	六・〇〇〇	—	—	五・一九六
麥粉	旗印	五十封入一袋	二・五〇〇	二・四八〇	二・五〇〇	二・五〇〇	二・五〇〇	二・三六〇	二・四八〇	二・三六〇	二・五〇〇	二・三三〇	二・六〇〇	二・五〇〇	二・四六〇	二・四六八
滿洲粟	粟	百斤	四・八三〇	—	四・五八三	四・五〇〇	—	四・九〇〇	四・五八三	四・二〇〇	—	四・七〇〇	五・九〇〇	四・八二五	四・六一〇	四・七六三
食鹽	臺灣粗鹽	百斤	—	—	—	—	—	一・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一・〇〇〇
食鹽	支那粗鹽	同	—	・四八〇	—	・三三〇	・六〇〇	・六五〇	—	—	—	・七〇〇	—	一・〇〇〇	・四四〇	・五八六
食鹽	支那再製鹽	同	一・三五〇	・九五〇	—	一・〇六三	一・一〇〇	・九八〇	一・三〇〇	一・五〇〇	一・二〇〇	—	—	一・五〇〇	—	一・二一六
醬油	龜甲萬	小樽一樽	三・七〇〇	三・七〇〇	四・五〇〇	—	四・〇〇〇	四・〇〇〇	四・〇〇〇	—	四・〇〇〇	三・八〇〇	四・五〇〇	四・五〇〇	四・一〇〇	四・〇七三
味噌	赤	十貫目	四・〇〇〇	四・九〇〇	四・五〇〇	四・〇〇〇	五・〇〇〇	四・一〇〇	四・〇〇〇	三・九〇〇	四・五〇〇	三・五〇〇	四・六〇〇	五・〇〇〇	四・一〇〇	四・三二五
食酢		一斗	一・六五〇	一・六〇〇	二・四五〇	一・七〇〇	一・八五〇	一・二〇〇	一・三〇〇	一・五〇〇	二・三〇〇	一・五〇〇	一・七〇〇	—	一・五〇〇	一・六六三
シャンペンサイダー	三ツ矢	四打入一箱	四・八〇〇	四・七五〇	—	五・〇〇〇	四・八〇〇	四・四〇〇	四・七〇〇	四・七〇〇	四・六五〇	—	四・九〇〇	—	四・八五〇	四・七五五
鰹魚節	土佐節	十貫目	五三・〇〇〇	五五・〇〇〇	七〇・〇〇〇	七〇・〇〇〇	六五・〇〇〇	六五・〇〇〇	六五・〇〇〇	七〇・〇〇〇	七〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇	七〇・〇〇〇	六五・〇〇〇	六〇・〇〇〇	六四・四六二
コンデンスミルク	鷲印	四打入一箱	一三・五〇〇	一三・三五〇	一三・五〇〇	一三・八〇〇	一三・五〇〇	一三・三〇〇	一四・四〇〇	一三・四〇〇	一三・五〇〇	一三・五〇〇	一四・〇〇〇	一三・六〇〇	一三・九〇〇	一三・六三五
精糖	四溫㊀	百斤	九・三〇〇	九・四〇〇	九・六〇〇	九・五〇〇	九・五〇〇	九・〇〇〇	九・〇〇〇	八・七〇〇	九・〇〇〇	八・八〇〇	一〇・〇〇〇	九・〇〇〇	—	九・二三三
麥酒	キリン	四打入一箱	九・六〇〇	九・二五〇	—	—	九・四〇〇	九・二〇〇	九・八〇〇	九・三〇〇	九・三〇〇	九・五〇〇	九・七〇〇	—	九・五五〇	九・四五〇
麥酒	アサヒ	同	九・四〇〇	九・二五〇	—	九・三〇〇	九・三〇〇	九・二〇〇	九・八〇〇	九・二〇〇	九・二〇〇	九・四〇〇	九・五〇〇	—	九・五〇〇	九・三六八
素麵		五貫二箱入	七・〇〇〇	七・三〇〇	八・四〇〇	七・二〇〇	五・一五〇	七・〇〇〇	—	五・八〇〇	七・六〇〇	—	六・五〇〇	—	七・〇〇〇	六・八九五
清酒	金鵄	四斗五升入一樽	三二・五〇〇	三一・五〇〇	三三・〇〇〇	三一・〇〇〇	三二・五〇〇	三三・五〇〇	三一・〇〇〇	三三・〇〇〇	三三・〇〇〇	三三・五〇〇	—	三一・〇〇〇	三二・三五〇	三二・三九六
清酒	白鶴	同	三三・〇〇〇	三二・三五〇	三三・〇〇〇	三三・〇〇〇	三三・〇〇〇	三三・五〇〇	三二・五〇〇	三三・〇〇〇	三二・五〇〇	三四・五〇〇	三四・五〇〇	三三・〇〇〇	三三・一〇〇	三三・〇六五
清酒	櫻正宗	三斗九升入一樽	二四・〇〇〇	二一・五〇〇	—	二三・五〇〇	二一・五〇〇	二三・〇〇〇	二三・〇〇〇	—	—	二四・〇〇〇	—	—	二一・二五〇	二二・七一九

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

紡績絲	單十手平	一梱	六八・〇〇〇	七一・〇〇〇	七二・五〇〇	七一・〇〇〇	七三・五〇〇	七〇・五〇〇	七〇・〇〇〇	七一・〇〇〇	七一・五〇〇	七二・〇〇〇	七一・七〇〇	七五・〇〇〇	—	七・一四八
	單十六手	同	七四・五〇〇	七五・八〇〇	七六・五〇〇	七五・五〇〇	七七・五〇〇	七五・〇〇〇	七五・〇〇〇	—	七六・五〇〇	七六・〇〇〇	—	—	—	七・五八一
	單廿手平	同	七六・五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	六七・〇〇〇	—	—	—	七一・七五〇
生金巾	三E	一反	七・〇〇〇	七・〇〇〇	七・二五〇	七・一〇〇	七・〇三〇	七・七〇〇	六・四〇〇	七・一八〇	六・五〇〇	—	—	—	七・六八〇	七・〇四四
生シーチング	函三A	同	七・二五〇	七・四〇〇	七・四〇〇	七・三〇〇	七・二八〇	七・一〇〇	六・九〇〇	七・三〇〇	六・六〇〇	七・三五〇	七・三〇〇	七・二〇〇	—	七・一九八
晒金巾	九牡丹	同	七・五五〇	七・一〇〇	七・四五〇	七・三〇〇	七・五〇〇	六・八〇〇	六・八五〇	七・〇〇〇	七・三〇〇	七・四五〇	七・七〇〇	—	七・七〇〇	七・三〇八
生天竺旗		同	三・一〇〇	三・五〇〇	四・二五〇	四・三〇〇	—	三・六〇〇	三・五五〇	—	三・七〇〇	三・八五〇	三・八〇〇	—	—	三・七三九
小幅白木綿	細地	一疋	一・四〇〇	一・八〇〇	一・七四〇	一・七八〇	一・四〇〇	一・九二〇	一・九八〇	一・八〇〇	一・九〇〇	一・六五〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・七五〇	一・七四八
	太地	同	一・一〇〇	—	一・二八〇	・九三〇	一・三五〇	一・三三〇	一・四五〇	一・四〇〇	一・二〇〇	一・四三〇	一・〇〇〇	一・五〇〇	一・三八〇	一・三二一
寒冷紗	上	一反	一・三五〇	一・六五〇	一・五八〇	—	一・七〇〇	一・六八〇	一・八〇〇	一・七〇〇	一・五〇〇	—	—	—	一・六〇〇	一・四四六
	下	同	一・一〇〇	・九五〇	一・三四〇	—	一・五〇〇	一・四二〇	一・六〇〇	一・二〇〇	一・三〇〇	—	一・三〇〇	—	—	一・三〇一
支那麻布	大夏布	六丈内外	二・六〇〇	二・七五〇	—	—	—	—	五・五〇〇	三・一〇〇	三・〇〇〇	—	—	—	二・六四〇	三・二六五
	小夏布	二丈内外	一・一〇〇	・七〇〇	—	—	—	—	一・〇五〇	・八五〇	一・〇〇〇	—	—	—	—	・九四〇
半紙	手漉	上一締（六斤内外）	三・〇〇〇	四・〇〇〇	三・二五〇	三・五〇〇	三・一〇〇	三・一三〇	三・五〇〇	三・二〇〇	三・五〇〇	四・二〇〇	三・三〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・三六八
美濃紙	同	同（十斤内外）	四・六〇〇	六・〇〇〇	五・五〇〇	五・五〇〇	五・五〇〇	六・〇〇〇	八・〇〇〇	五・三〇〇	五・五〇〇	五・三五〇	六・〇〇〇	五・〇〇〇	六・〇〇〇	五・七一二
鐵釘	二吋半	百斤	六・八〇〇	七・一〇〇	七・五〇〇	七・三〇〇	—	六・五〇〇	七・〇〇〇	六・四五〇	七・〇〇〇	六・九〇〇	七・〇〇〇	七・六〇〇	七・六〇〇	七・〇六三
セメント	小野田	一樽	四・六〇〇	五・〇〇〇	五・三〇〇	五・三〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	六・二〇〇	五・一〇〇	五・二〇〇	五・一〇〇	五・〇〇〇	—	四・八〇〇	五・一二三
	淺野	同	四・八〇〇	五・〇〇〇	五・六〇〇	五・三〇〇	五・四〇〇	五・〇〇〇	六・〇〇〇	五・三〇〇	五・三〇〇	五・一〇〇	五・一〇〇	五・七〇〇	五・〇〇〇	五・二六二
安全燐寸	雙鹿	一噸（六百打）	二〇・〇〇〇	一八・〇〇〇	一九・二〇〇	一九・五〇〇	一八・五〇〇	二〇・一〇〇	二三・五〇〇	二〇・〇〇〇	一八・五〇〇	一八・〇〇〇	一九・〇〇〇	一八・九五〇	—	一九・四六八
黄燐燐寸	桃猿	同（千二百打）	二四・〇〇〇	二三・八〇〇	二五・二〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二五・五〇〇	—	—	二四・〇〇〇	—	—	二三・五〇〇	—	二四・一二五
木材	北海道松角	百斤	七・五〇〇	七・二〇〇	七・〇〇〇	七・〇〇〇	六・八〇〇	六・〇〇〇	一一・〇〇〇	—	六・五〇〇	—	—	—	—	七・三七五
	同六分板	一坪	一・〇〇〇	一・〇五〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・一〇〇	・八〇〇	一・五〇〇	—	一・一〇〇	—	—	—	—	一・一一九
	杉角	百才	一四・〇〇〇	一〇・一五〇	一一・〇〇〇	九・〇〇〇	九・八〇〇	七・〇〇〇	一五・〇〇〇	六・五〇〇	九・五〇〇	八・五〇〇	八・五〇〇	—	—	九・九〇五
	同六分板	一坪	一・三五〇	一・四〇〇	一・七〇〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・一五〇	一・六五〇	一・二〇〇	一・四〇〇	一・六〇〇	一・四五〇	—	—	一・四三五
支那葉煙草		百斤	一五・〇〇〇	一一・五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三・二五〇

第四款　勞銀

各地勞働賃銀表

職業別	京城	仁川	平壤	鎭南浦	群山	釜山	大邱	馬山	木浦	元山	會寧	平均
大工	円一・四五〇	円一・四〇〇	円一・五〇〇	円一・五〇〇	円一・五〇〇	円一・二〇〇	円一・三〇〇	円一・一五〇	円一・三〇〇	円一・五〇〇	円一・六〇〇	円一・四〇〇
同朝鮮人	・九五〇	・八五〇	・九〇〇	・八〇〇	・八〇〇	・七〇〇	・六〇〇	—	一・二〇〇	一・〇〇〇	・八〇〇	・八六〇
左官	一・四五〇	一・四五〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・四〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	一・五二七
石工	二・〇〇〇	一・六八〇	一・九〇〇	二・〇〇〇	一・六〇〇	一・八〇〇	一・六〇〇	一・六五〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	二・二〇〇	一・八一二
同朝鮮人	一・一〇〇	・九四〇	一・〇〇〇	—	・八〇〇	—	・九〇〇	—	一・二〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・〇四三
木挽	一・五〇〇	一・二六〇	一・四〇〇	—	一・五〇〇	一・三五〇	一・五〇〇	一・四〇〇	—	二・〇〇〇	二・〇〇〇	一・五四六
同朝鮮人	・九五〇	一・〇〇〇	・九〇〇	—	一・六〇〇	・八七五	・八〇〇	—	—	一・二〇〇	一・〇〇〇	一・〇四一
瓦葺	二・〇〇〇	一・四八〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・三八〇	一・八〇〇	一・六〇〇	二・〇〇〇	一・六三三
煉瓦職	一・七五〇	一・四八〇	一・九〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇	一・七〇〇	一・六〇〇	一・八〇〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	一・七三〇
同朝鮮人	一・一五〇	・八五〇	一・四〇〇	—	—	一・一〇〇	・七〇〇	—	—	一・〇〇〇	一・二〇〇	一・〇五七
ペンキ職	一・五〇〇	一・三八〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇	一・四八九
錻力職	一・五〇〇	一・四八〇	一・七〇〇	一・七〇〇	一・五〇〇	一・三五〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇	二・〇〇〇	一・五五七
鍛冶職	一・五〇〇	一・五七〇	一・〇〇〇	二・〇〇〇	一・二〇〇	一・三五〇	一・四〇〇	一・六五〇	一・二〇〇	一・八〇〇	二・二〇〇	一・六八七
疊職	一・四五〇	一・四七〇	一・五〇〇	一・六五〇	一・五〇〇	一・一〇〇	一・三〇〇	一・三五〇	一・三〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・四二〇
井戸掘	一・一五〇	一・六六〇	一・九〇〇	二・〇〇〇	・六〇〇	一・六五〇	一・三〇〇	—	二・〇〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・五二六
表具師	一・二〇〇	一・三八〇	一・九〇〇	二・五〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・三五〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇	一・五二一
同朝鮮人	・七五〇	・八六〇	・八〇〇	—	・八〇〇	—	・七〇〇	—	一・三〇〇	・七〇〇	・七〇〇	・八二六
靴製造職	一・五〇〇	一・四七〇	一・〇〇〇	—	一・三〇〇	一・三〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	—	一・八〇〇	・八〇〇	一・二六三
洋服職工	一・四五〇	一・四五〇	二・三〇〇	—	一・五〇〇	一・三〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	一・五五〇
車夫	一・二〇〇	一・三五〇	一・八〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	二・〇〇〇	一・二〇〇	—	一・五一五
同朝鮮人	・八五〇	一・一〇〇	一・三〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・三〇〇	—	・六〇〇	—	一・二一七
人夫	・八〇〇	・九〇〇	・九〇〇	・八〇〇	・八〇〇	・八〇〇	・八〇〇	・七五〇	一・〇〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	・八八六
同朝鮮人	・四五〇	・五五〇	・四五〇	・五〇〇	・四五〇	・四五〇	・四五〇	・三五〇	・五〇〇	・五五〇	・七〇〇	・四九一

第五款　参考資料

第一　手形交換

一　十月中京城、釜山、仁川手形交換所交換高表

（△印は減）

仕払手形

銀行名	京城 交換金額 円	京城 交換差額 円	釜山 交換金額 円	釜山 交換差額 円	仁川 交換金額 円	仁川 交換差額 円	計 交換金額 円	計 交換差額 円
朝鮮銀行	一、五六一、九一九	四八一、三〇六	六三二、六八八	一四九、六八八	三三九、六〇三	八、三八六	三、四四四、八〇九	六三六、〇五三
第一銀行支店	六〇〇、四三〇	四六、七一三	四〇三、三四四	三七、五六九	—	—	一、〇〇三、七六四	八四、〇八三
百三十銀行支店	六〇三、一八七	一四九、〇七〇	一六七、六六五	二、六六〇	三二二、七八一	一三四、九二八	一、〇八三、六六五	二八六、六五八
十八銀行支店	五三八、三八六	五三、〇一三	三五四、〇四八	一〇七、六八〇	四三〇、九一四	一四八、三二三	一、三二五、一四八	三〇七、六五六
漢湖農工銀行	三三四、八一九	一五〇、二三三	—	—	—	—	三三四、八一九	一五〇、二三三
朝鮮商業銀行	八三八、一六八	二一五、一八七	—	—	二八三、五四一	一二六、八五八	一、一二〇、七〇九	三五二、〇四五
韓一銀行	二四五、一六七	一五七、八七三	—	—	—	—	二四五、一六七	一五七、八七三
漢城銀行	二六五、六二七	一一二、〇四一	—	—	—	—	二六五、六二七	一一二、〇四一
慶尚農工銀行	—	—	一六八、六八九	九一、二〇〇	—	—	一六八、六八九	九一、二〇〇
周防銀行支店	—	—	一四〇、四〇〇	五四、七五一	—	—	一四〇、四〇〇	五四、七五一
京城銀行	六、三三五	一、三〇八	—	—	—	—	六、三三五	一、三〇八
郵便局	四一四、六一三	—	五三、四九四	—	—	—	四六八、一〇六	—
合計	五、四〇七、五四〇	一、三六五、八二四	一、九一九、九五八	四四五、二四八	一、三四六、一三九	四〇八、五八五	八、五五五、六五六	二、二二七、五四〇
前月ト比較増減	二四〇、五三七	△ 八八、〇六四	一五四、六三四	五九、〇四四	二八、五九一	△ 一〇、一二三	四二五、七六三	△ 三六、二四五

持出手形

銀行名	京城 交換金額 円	京城 交換差額 円	釜山 交換金額 円	釜山 交換差額 円	仁川 交換金額 円	仁川 交換差額 円	計 交換金額 円	計 交換差額 円
朝鮮銀行	一、四二一、一六一	一四〇、六三〇	五三六、〇二七	四三、〇二七	五五二、九三五	三三一、四〇九	二、五一〇、一一五	五一五、〇六六
第一銀行支店	一、一七三、〇三三	六一八、三一五	五七七、八六九	二二三、八六四	—	—	一、七四六、八六一	八四一、一七九
百三十銀行支店	五七六、七三六	一三三、六二〇	二九三、三五一	三八、二二七	一八六、五二四	八、六六一	一、〇五六、一〇一	一八〇、四六八
十八銀行支店	七二四、三六八	二三七、九九五	二八七、七五二	四一、〇八四	三三〇、八三〇	三八、一五九	一、三四二、八五〇	三一七、二二八
漢湖農工銀行	二四八、七九八	六四、三一〇	—	—	—	—	二四八、七九八	六四、三一〇
朝鮮商業銀行	六九五、一八九	七三、二〇八	—	—	一九五、八七九	三〇、一七六	八九一、〇六八	一〇三、五八四
韓一銀行	九九、八六八	二三、五七三	—	—	—	—	九九、八六八	二三、五七三
漢城銀行	二四〇、〇七六	八六、四九〇	—	—	—	—	二四〇、〇七六	八六、四九〇
慶尚農工銀行	—	—	八八、六三三	一〇、八〇三	—	—	八八、六三三	一〇、八〇三
周防銀行支店	—	—	九三、九七三	七、三二四	—	—	九三、九七五	七、三二四
京城銀行	一四、八一〇	九、七八三	—	—	—	—	一四、八一〇	九、七八三
郵便局	四一四、六一三	—	五三、四九四	—	—	—	四六八、一〇六	—
合計	五、四〇七、五四〇	一、三六五、八二四	一、九一九、九五八	四四五、二四八	一、三四六、一三九	四〇八、五八五	八、五五五、六五六	二、二二七、五四〇
前月ト比較増減	二四〇、五三七	△ 八八、〇六四	一五四、六三四	五九、〇四四	二八、五九一	△ 一〇、一二三	四二五、七六三	△ 三六、二四五

二　十月中交換手形種類表

種類	京城 枚数	京城 金額 円	釜山 枚数	釜山 金額 円	仁川 枚数	仁川 金額 円	計 枚数	計 金額 円
小切手	一三、四八七	三、一五六、八三一	六、九六一	一、四七八、五六五	二、八九一	一、〇八八、六九四	二三、三三九	五、七二四、〇九〇
為替手形	六三九	四八八、八六三	一、三四七	一七三、五七三	三〇四	一五三、〇四四	二、二九〇	八一五、四八〇
約束手形	二三一	一六八、七一八	七三	一五、五九一	—	—	三〇四	一八四、三一〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

種類	京城 枚數	京城 金額	釜山 枚數	釜山 金額	仁川 枚數	仁川 金額	計 枚數	計 金額
		円		円		円		円
仕拂命令	一,八九四	八七一,九八〇	九二	一〇六,五七四	七〇	四,四〇〇	二,〇五六	九八二,九五四
郵便爲替證書	三,七四七	四一四,六一二	二,〇〇九	五三,四九四	—	—	五,七五六	四六八,一〇六
公債債券同利札	一,一八七	一,三三六	—	—	—	—	一,一八七	一,三三六
雜證書	二七四	三三五,一六〇	八七	九二,一六〇	—	—	三六一	四一七,三二〇
合計	二一,四五九	五,四二七,五四〇	一〇,五六九	一,九一九,九五八	三,二六五	一,二四六,一三八	三五,二九三	八,五九三,六三六
前月ニ比較增減	△ 三〇	二四〇,五三七	六三六	一五四,六三四	二五一	二八,五九一	八五七	四二三,七六二

第二　大阪及仁川定期米相場表

（△印は減）

年月	大阪 當限 最高	大阪 當限 最低	大阪 當限 平均	大阪 中限 最高	大阪 中限 最低	大阪 中限 平均	大阪 先限 最高	大阪 先限 最低	大阪 先限 平均	仁川 當限 最高	仁川 當限 最低	仁川 當限 平均	仁川 中限 最高	仁川 中限 最低	仁川 中限 平均	仁川 先限 最高	仁川 先限 最低	仁川 先限 平均
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
九月中	一九・九九〇	一八・三〇〇	一九・二〇二	二〇・〇七〇	一八・五九〇	一九・四〇八	二〇・一七〇	一八・八五〇	一九・六一六	一五・一五〇	一五・〇〇〇	一五・〇三〇	一五・八〇〇	一四・三〇〇	一五・三三七	一五・九五〇	一四・五〇〇	一五・四〇三
對前月增減	一・〇九〇	・七八〇	一・三五九	一・一四〇	一・〇一〇	一・四三三	一・一九〇	一・〇九〇	一・四八七	・八五〇	一・一五〇	・九八〇	一・五〇〇	・七三〇	一・三三三	一・一七〇	・九三〇	一・三六〇
對前年同月增減	三〇〇	△ ・八四〇	△ ・三三〇	・一八〇	△ ・三三〇	・一八〇	・四七〇	△ 一〇	・三四〇	—	—	—	・七〇〇	一・三〇〇	・四七六	一・〇〇〇	・三七〇	・八二七

第三　朝鮮國產大豆大阪相場表

（△印は減）

年月	釜山 高	釜山 低	釜山 普	仁川 高	仁川 低	仁川 普	鎭南浦 高	鎭南浦 低	鎭南浦 普	元山 高	元山 低	元山 普
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
十月中	一二・九〇〇	一二・四〇〇	一二・五九二	一三・三〇〇	一二・八〇〇	一三・一七二	一三・七〇〇	一三・三〇〇	一三・六五二	一五・〇〇〇	一四・三〇〇	一四・八四八
對前月增減	△ ・六〇〇	・二〇〇	・三四四	・一〇〇	・一〇〇	・一五六	△ ・一〇〇	△ ・一〇〇	八	—	・二〇〇	・一八八
對前年同月增減	一・五〇〇	一・七〇〇	一・四八〇	一・九〇〇	一・六〇〇	一・九五四	一・四〇〇	一・八〇〇	一・八九〇	三・九〇〇	三・六〇〇	三・九四二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

○醫師規則 大正二年十一月總督府令第百號

醫師規則左ノ通定ム

醫師規則

第一條　醫師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ朝鮮總督ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一　醫師法第一條第一項第一號、第二號ニ該當スル者又ハ醫術開業試驗ニ合格シタル者

二　朝鮮總督ノ指定シタル醫學校ヲ卒業シタル者

三　朝鮮總督ノ定ムル醫師試驗ニ合格シタル者

四　外國ノ醫學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ醫師ノ免許ヲ得タル帝國臣民ニシテ醫業ヲ爲スニ適當ト認メタル者

五　朝鮮總督ノ指定シタル外國ノ國籍ヲ有シ其ノ國ニ於テ醫師ノ免許ヲ得タル者ニシテ醫業ヲ爲スニ適當ト認メタル者

内務大臣ノ下付シタル醫師免許證又ハ醫術開業免狀ヲ有スル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ醫師ノ免許ヲ受クルコトヲ得ス

一　六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ刑法第二編第二章ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

二　禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

三　二十年未滿ノ者、禁治產者、準禁治產者、聾者、啞者又ハ盲者

第三條　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者、醫事ニ關シ不正ノ行爲アリタル者又ハ身體精神ニ異狀アリテ醫業ニ堪ヘスト認ムル者ニハ醫師ノ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第四條　醫師ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ第一條各號ノ資格ヲ記載シタル書面ニ戶籍又ハ民籍謄本若ハ抄本及卒業證書若ハ試驗合格證書又ハ外國ニ於ケル醫師免許證書ノ寫ヲ添ヘ朝鮮總督ニ申請スヘシ

前項ノ申請ニ對シ免許ヲ與フルトキハ醫師免許證ヲ下付ス

第五條　朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル醫師本籍、氏名ヲ變更シ又ハ其ノ免許證ヲ毀損、亡失シタルトキハ十五日內ニ朝鮮總督ニ免許證ノ書換又ハ再下付ヲ申請スヘシ

第一條第二項ノ醫師本籍、氏名ヲ變更シ又ハ醫師免許證若ハ醫術開業免狀ヲ亡失シタルトキハ十五日內ニ警務部長（京城ニ在リテハ警務總長）ニ屆出ツヘシ

前二項ノ場合ニ於テ本籍、氏名ヲ變更シタル者ハ戶籍又ハ民籍ノ謄本若ハ抄本ヲ申請書ニ添附スヘシ

亡失シタル醫師免許證又ハ醫術開業免狀ヲ發見シタルトキハ直ニ警務部長ニ屆出テ朝鮮總督ノ免許ニ係ルモノニシテ既ニ再下付ヲ受ケタル場合ハ前免許證ヲ返納スヘシ

第六條　醫師免許ヲ申請スル者ハ收入印紙ヲ以テ手數料十圓、醫師免許證ノ書換又ハ再下付ヲ申請スル者ハ一圓ヲ納付スヘシ

既ニ納付シタル手數料ハ之ヲ還付セス

第七條　醫師自己又ハ他人ノ診察所、治療所若ハ出張所ニ於テ醫業ヲ開始シタルトキハ醫師免許證又ハ醫術開業免狀ノ寫ヲ添ヘ五日內ニ其ノ地ヲ管轄スル警務部長ニ屆出ツヘシ其ノ醫業ヲ廢止シ休止シ又ハ診察治療ノ場所ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ但シ其ノ異動ニ依リ管轄警務部ヲ異ニシタルトキハ新舊兩地ノ警務部長ニ屆出ツヘシ

官立又ハ公立ノ病院ニ於テ診察、治療ニ從事スル醫師ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

第八條　醫師ハ自ラ診察セスシテ治療ヲ爲シ若ハ診斷書、處方箋ヲ交付シ又ハ檢

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

按セスシテ檢按書、死產證書ヲ交付スルコトヲ得ス但シ診療中ノ患者死亡シタル場合ニ交付スル死亡診斷書ハ此ノ限ニ在ラス

第九條　醫師ハ法令ノ規定ニ依リ必要アル者ニ正當ノ事由ナクシテ診斷書、檢按書若ハ死產證書ノ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

第十條　醫師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス業務上學位、稱號及專門科名ヲ除クノ外其ノ技能、療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條　醫師患者ヲ診察シ又ハ死體若ハ姙娠四月以上ノ死產兒ヲ檢按シタル場合ニ於テ犯罪ノ疑アリト認メタルトキハ二十四時間内ニ警察署警察分署及警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊憲兵分遣所ヲ含ム以下同シ若ハ警察官吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ申告スヘシ

第十二條　醫師其ノ診察シタル患者ニ交付スル處方箋ニハ患者ノ氏名、年齡、藥名、分量、用法、用量、處方年月日ヲ記載シ署名又ハ記名捺印スヘシ

第十三條　醫師其ノ診察、治療スル患者ニ自ラ藥劑ヲ交付スルトキハ容器又ハ包紙ニ其ノ用法、患者ノ氏名及診察所、治療所ノ名稱又ハ自己ノ氏名ヲ明記スヘシ

第十四條　醫師ハ診療簿ヲ備ヘ診察、治療シタル患者ノ氏名、年齡、職業、病名、診療ノ年月日及療法ヲ記載シ十年間保存スヘシ但シ記載スヘキ事項中不明ナルモノハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第十五條　醫師第二條各號又ハ第三條ニ規定スル事項ニ該當スルトキハ醫業ノ停止又ハ第一條第一項ノ醫師ニ在リテハ免許ノ取消第一條第二項ノ醫師ニ在リテハ醫業ノ禁止ヲ命スルコトアルヘシ

第一條第一項ノ醫師前項ノ規定ニ依リ免許ノ取消又ハ醫業停止ノ處分ヲ受ケタルトキハ三日内ニ醫師免許證ヲ朝鮮總督ニ提出スヘシ

醫業停止ノ處分ヲ受ケ提出シタル免許證ニハ其ノ裏面ニ停止ノ要旨ヲ記載シ期間滿了ノ後之ヲ還付ス

第十六條　免許ノ取消又ハ醫業禁止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ狀顯著ナリト認ムルトキハ再免許ヲ與ヘ又ハ禁止ヲ解除スルコトアルヘシ

第十七條　內務大臣ヨリ醫業停止ノ處分ヲ受ケタル者ハ其ノ停止期間中醫業ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條　醫師廢業又ハ死亡シタルトキハ十五日内ニ朝鮮總督ニ屆出テ第一條第一項ノ醫師ニ在リテハ醫師免許證ヲ返納スヘシ但シ死亡ノ場合ハ戶主又ハ家族ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第十九條　第十五條第二項及前條ノ場合ニ於テ醫師免許證ヲ返納又ハ提出スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具申スヘシ

第二十條　本令ノ規定ニ依リ朝鮮總督又ハ警務部長ニ差出スヘキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第二十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　免許ヲ受ケス又ハ醫業禁止若ハ停止ノ處分ニ違反シテ醫業ヲ爲シタル者

二　第八條乃至第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條　第五條、第七條第一項、第十五條第二項、第十八條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附　則

本令ハ大正三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前醫術開業認許狀ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

本令施行前醫術開業認許狀ヲ受ケタル者ト雖當分ノ內其ノ履歷及技倆ヲ審査シ地域及期間ヲ定メ之ニ醫業ノ免許ヲ與フルコトアルヘシ

第一條各號ノ規定ニ該當セサル者ト雖當分ノ內其ノ履歷及技倆ヲ審査シ地域及期間ヲ定メ之ニ醫業ノ免許ヲ與フルコトアルヘシ

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ本籍外國人ニ在リテハ其ノ國籍、住所、氏名、生年月日、醫業地域及期間ヲ記シタル書面ニ戶籍又ハ民籍謄本若ハ抄本及履歷書竝其ノ學力ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ添ヘ朝鮮總督ニ申請スヘシ

本令施行前地域及期間ヲ限リ免許ヲ受ケ現ニ醫業ヲ爲ス者ハ前項ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第三項又ハ前項ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ニハ第五條乃至第十六條及第十八條乃至第二十二條ノ規定ヲ適用ス

第一條第二項ノ醫師ニシテ本令施行ノ際現ニ醫業ニ從事スル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日内ニ其ノ本籍外國人ニ在リテハ其ノ國籍、住所、氏名第一條各號ノ資格及開業ノ場所ヲ警務部長ニ屆出ツヘシ

醫師ノ免許ヲ受ケス朝鮮ニ於テ從來醫業ニ從事スル外國人ハ本令施行ノ日ヨリ六十日內ニ第三項又ハ第四條ノ規定ニ依リ免許ヲ受クルニ非サレハ引續醫業ヲ爲スコトヲ得ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

○歯科醫師規則　大正二年十一月　總督府令第百一號

歯科醫師規則左ノ通定ム

歯科醫師規則

第一條　歯科醫師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ朝鮮總督ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一　歯科醫師法第一條第一號、第二號ニ該當スル者又ハ歯科醫術開業試驗ニ合格シタル者

二　朝鮮總督ノ指定シタル歯科醫學校ヲ卒業シタル者

三　外國ノ歯科醫學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ歯科醫師免許ヲ得タル者ニシテ歯科醫業ヲ爲スニ適當ト認メタル者

内務大臣ノ下付シタル歯科醫師免許證又ハ歯科醫術開業免狀ヲ有スル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

第二條　歯科醫師ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ第一條各號ノ資格ヲ記載シタル書面ニ戸籍又ハ民籍謄本若ハ抄本及卒業證書若ハ試驗合格證書又ハ外國ニ於ケル歯科醫師免許證書ノ寫ヲ添ヘ朝鮮總督ニ申請スヘシ

前項ノ申請者ニ免許ヲ與フルトキハ歯科醫師免許證ヲ下付ス

第三條　歯科醫師ハ自ラ診察セスシテ治療ヲ爲シ又ハ診斷書、處方箋ヲ交付スルコトヲ得ス

第四條　歯科醫師ハ法令ノ規定ニ依リ必要アル者ニ正當ノ事由ナクシテ診斷書、處方箋ノ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

第五條　醫師規則第二條、第三條、第五條乃至第七條、第十條、第十二條乃至第二十條ノ規定ハ之ヲ歯科醫師ニ準用ス

第六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　免許ヲ受ケス又ハ歯科醫業禁止若ハ停止ノ處分ニ違反シテ歯科醫業ヲ爲シタル者

二　第三條又ハ第四條ノ規定ニ違反シタル者

第五條ニ依リ本令ニ準用シタル醫師規則ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ醫師規則ノ罰則ヲ適用ス

附　則

本令ハ大正三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

入歯營業ニ關スル規定ハ警務總長之ヲ定ム

○醫生規則　大正二年十一月　總督府令第百二號

醫生規則左ノ通定ム

醫生規則

第一條　醫生トハ本令ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケ醫業ヲ爲ス者ヲ謂フ

第二條　左ノ資格ヲ有スル者ニシテ醫生ノ免許ヲ受ケムトスルトキハ履歴書及民籍謄本又ハ抄本ヲ添ヘ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ警務總長ニ申請スヘシ

一　朝鮮人ニシテ二十年以上ノ者

二　本令施行前朝鮮ニ於テ二年以上醫業ヲ爲シタル者

前項ノ申請者醫業ヲ爲スニ適當ト認メタルトキハ醫生免許證ヲ下付ス

第三條　醫生本籍、氏名ヲ變更シタルトキ又ハ免許證ヲ毀損、亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ十五日内ニ警務總長ニ其ノ書換又ハ再下付ヲ申請スヘシ

亡失シタル醫生免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ警務總長ニ提出スヘシ

第四條　醫生ノ免許ヲ申請スル者ハ收入印紙ヲ以テ手數料三圓、醫生免許證ノ書換又ハ再下付ヲ申請スル者ハ五十錢ヲ納付スヘシ

既ニ納付シタル手數料ハ之ヲ還付セス

第五條　醫生禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ醫業ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキ若ハ身體精神ニ異狀アリテ醫業ニ堪ヘスト認ムルトキハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ醫業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ狀顯著ナリト認ムルトキハ再免許ヲ與フルコトアルヘシ

第六條　前條第一項ノ處分ヲ受ケタル者ハ三日内ニ醫生免許證ヲ警務總長ニ提出スヘシ

醫業停止ノ處分ヲ受ケ提出シタル免許證ニハ其ノ裏面ニ停止ノ要旨ヲ記載シ期間滿了ノ後之ヲ還付ス

第七條　醫師規則第七條乃至第十四條、第十八條乃至第二十條ノ規定ハ之ヲ醫生ニ準用ス但シ其ノ規定中朝鮮總督トアルハ警務總長トス

第八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　免許ヲ受ケス又ハ醫業停止ノ處分ニ違反シ醫業ヲ爲シタル者

二　第三條又ハ第六條第一項ノ規定ニ違反シタル者

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

第七條ニ依リ本令ニ準用シタル醫師規則ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ醫師規則ノ罰則ヲ適用ス

附　則

本令ハ大正三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

醫生ニ就キ三年以上醫業ヲ修習シタル朝鮮人ニシテ適當ト認ムル者ニハ當分ノ内五年以内ノ期限ヲ附シ特ニ醫生ノ免許ヲ與フルコトヲ得

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ民籍謄本及醫生ノ證明アル修業履歴書ヲ添ヘ申請スヘシ但シ免許期限滿了シ繼續申請ノ場合ニハ免許證ノミヲ申請書ニ添附スヘシ

○公醫規則　大正二年十一月 總督府令第百三號

公醫規則左ノ通定ム

公醫規則

第一條　朝鮮ニ公醫ヲ置ク

公醫ハ朝鮮總督之ヲ命ス

第二條　公醫ハ醫務總長之ヲ監督ス

公醫ノ配置及其ノ受持區域ハ醫務總長之ヲ定ム

第三條　公醫ハ配置セラレタル地ニ居住シ醫業ヲ營ムコトヲ要ス

第四條　公醫ハ官ノ指揮ヲ承ケ左ノ事務ニ從事ス

一　傳染病ノ豫防
二　地方病ノ調査
三　種　痘
四　學校衛生
五　工場衛生
六　藝妓、娼妓、酌婦等ノ健康診斷
七　死體檢按
八　行旅病者及貧民患者ノ診療
九　前各號ノ外公衆衛生及醫事ニ關シ特ニ命セラレタル事項

第五條　公醫ハ常ニ受持區域內ニ於ケル衛生及醫事ニ關シ查察研究シ關係官廳及監督官廳ニ報告スヘシ

第六條　公醫ハ非常事變ニ依リ人命救助ヲ要スルトキハ速ニ現場ニ出張シ其ノ救療ニ從事スヘシ

第七條　公醫ハ毎月取扱タル左記事項ヲ翌月五日迄ニ監督官廳ニ報告スヘシ但シ緊急ヲ要スルモノハ隨時報告スヘシ

一　第四條各號ニ揭ケタル事項
二　開業醫トシテ診療シタル患者ノ病類別

第八條　公醫ニハ手當ヲ給ス

公醫出張ヲ命セラレタルトキハ旅費ヲ給ス

手當及旅費ノ金額及其ノ支給方法ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ警務總長之ヲ定ム

第九條　公醫及其ノ家族ハ藥種商及賣藥業ヲ爲スコトヲ得ス

第十條　公醫ハ診察料、手術料、藥價等ヲ定メ警務總長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十一條　公醫ハ左ニ揭クル事項ニ關シテハ所屬官廳ノ認可ヲ受クヘシ

一　診療所ノ位置ヲ移轉セムトスルトキ
二　出張所ヲ設置セムトスルトキ
三　私事ノ爲旅行セムトスルトキ
四　事故ニ依リ其ノ業務ヲ休止セムトスルトキ

第十二條　公醫ハ醫務總長ノ命令アルトキハ受持區域外ノ事務ニ從事スヘシ

附　則

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○高等官官等俸給令中改正　大正二年十一月 勅令第三百一號

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第三十一條　高等文官死亡シタルトキハ在職最終年俸三分ノ一ノ額ニ相當スル死亡賜金ヲ其ノ遺族ニ給ス

前項遺族ト稱スルハ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹ニシテ同一戶籍內ニ在ル者ヲ謂フ

第一項ノ死亡賜金ヲ受クヘキ遺族ノ順位ハ前項ニ揭ケタル順序ニ依リ同順位內ニ在リテハ家督相續人ハ其ノ他ノ者ニ、男ハ女ニ、長ハ幼ニ先ツ

終身官ニ付テハ其ノ在職中死亡シタル場合ニ限リ前三項ノ規定ヲ適用ス

附　則

本令ハ大正二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

○判任官俸給令中改正 大正二年十一月 勅令第三百二號

朕判任官俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

判任官俸給令中左ノ通改正ス

第十三條　判任官死亡シタルトキハ在職最終月俸三月分ノ額ニ相當スル死亡賜金ヲ其ノ遺族ニ給ス

前項遺族ト稱スルハ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹ニシテ同一戸籍內ニ在ル者ヲ謂フ

第一項ノ死亡賜金ヲ受クヘキ遺族ノ順位ハ前項ニ揭ケタル順序ニ依リ同順位內ニ在リテハ家督相續人ハ其ノ他ノ者ニ、男ハ女ニ、長ハ幼ニ先ツ

附　則

本令ハ大正二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮總督府官報編纂規程 大正二年十一月 總督府訓令第五十七號

朝鮮總督府官報編纂規程左ノ通定ム

朝鮮總督府官報編纂規程

第一條　官報ハ官房總務局總務課ニ於テ之ヲ編纂ス

官報編纂ノ事項及順序ハ別紙第一號ニ依ル

第二條　敍任及辭令欄ニハ左ノ事項ヲ登載ス

一　判任官以上職員ノ敍位、勳功、任免、陞等、增俸、退職、休職、復職、懲戒

二　奏任官及奏任官待遇以上職員ノ勤務

三　課長及高等官五等以上職員ノ出張

四　委員及委員附書記ノ命免

五　前四號ノ外登載ヲ要スト認メタル事項

前項ノ登載事項中本府ニ於テ施行シタルモノ及李王職職員ニ付テハ官房總務局人事課ニ於テ原稿ヲ調製シ所屬官署ノ長官ニ於テ施行シタルモノニ付テハ當該所屬官署ニ於テ其ノ原稿ヲ調製シ封筒ニ官報原稿ノ文字ヲ朱書シテ總務課ニ送付スヘシ

第三條　彙報欄ニハ左ノ事項ヲ登載シ各般ノ狀況ヲ蒐錄ス

一　宮廷事項

二　官廳事項

一　開廳、休廳、廢廳、廳舍移轉、其ノ他ノ事項

二　判任官以上職員ノ死亡、休職滿期、失官、氏名變更、課長及高等官五等以上職員ノ發著

三　朝鮮貴族ニ關スル事項

四　外國領事官ノ認可及發著等

五　死刑執行、大赦、特赦、減刑、假出獄、辯護士名簿登錄及訴訟代理業者屆出、其ノ變更及取消、破產管財人ノ命免、辯護士懲戒處分

六　軍　事

七　褒　賞

八　前各號ノ外登載ヲ要スト認メタル事項

三　調査及報告ニ關スル事項

一　敎員免許狀下付、敎員功績者表彰、官立學校卒業者、濟生院盲啞本科速成科卒業者、講習會開設、學事統計及報告

二　貿易、貨幣、課稅物件ニ關スル統計、經濟狀況、地方金融概況、煙草產業其ノ他財源調査涵養ニ關スル施設狀況、酒造及煙草耕作組合概況、金融機關營業概況、手形交換所週報及月報、金融機關ノ設置、廢止及移轉、金融機關役員ノ異動

三　人蔘耕作許可及取消、人蔘植付檢査及收穫査定期日、人蔘耕作狀況、水蔘收納狀況、紅蔘製造成績、紅蔘輸出數量及日時、蔘業統計、鹽輸移出入統計月報、官鹽製造高統計月報

四　產業統計、農產物作況、農作物災害及蟲害狀況、蠶況、農事講習會、傳習會狀況、灌漑工事狀況、勸業模範場見習生及講習生狀況、農事試作狀況、農林學校成績、產業補助概況、獸疫發生轉歸月報、獸疫豫防狀況、農事調査、國有未墾地處分事項、灌漑事業認可、國有林野及其ノ產物ニ關スル許可及許可取消、林業ノ狀況、林業ニ關スル調査成績、營林廠事業成績

五　商工業調査、市場及一般商工業概況、商品陳列館狀況、中央試驗所及工業傳習所成績、度量衡ニ關スル調査、其ノ他產業ノ保護獎勵上重要ナル事項

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

六　漁業免許及取消、水産業狀況、水産試驗及調査成績、水産組合業務成績
七　鑛業、砂鑛採取業ノ許可及消滅、鑛業砂鑛業狀況、平壤鑛業所成績
八　博覽會、共進會、品評會狀況
九　船舶統計、命令航路ニ於ケル汽船發著日時刻、航海開始及休止、水路嚮導ノ狀況、鐵道運輸收入概算旬報、同月報、輕便鐵道等ノ免狀下付及指定、通信統計及報告
十　總督府醫院患者月報、各道慈惠醫院月報、醫師、藥劑師及種痘認許員免許證下付竝廢業、死亡、取消、停止、禁止、總督府醫院及各道慈惠醫院院務狀況、漢城衞生會事務狀況及成績、痘苗製造配付狀況、傳染病患者月報
十一　醫部考試合格者、巡査部長試驗合格者、巡査、巡査補ニ對スル精勤證書授與、請願巡査ノ配置許可、民籍及巡査教養ニ關スル狀況、警察取締諸營業ノ禁止、停止
十二　氣象、觀測
十三　土地調査狀況及成績、不動產證明件數、道路工事狀況及成績月報
十四　旅券下付ニ關スル統計
十五　會社ニ關スル許可及許可取消、會社事業ノ停止、禁止、支店ノ閉鎖又ハ會社ノ解散命令
十六　民事、刑事及監獄ニ關スル統計
十七　前各號ノ外登載ヲ要スト認メタル事項
四　地方行政ニ關スル事項
地方費豫算決算、臨時恩賜金ニ關スル事業經理方法及其ノ豫算決算、居留民團民長、助役及會計役ノ任免、居留民會議員ノ定數、當選及退職、水利組合管理者及學校組合管理者ノ命免、寺刹ノ併合、移轉、廢止及名稱變更、教會等ノ設立及廢止、寺刹住持ノ異動、布教管理者異動、水利組合事業狀況、道府郡參事ノ命免、道府郡參事諮問會、面ノ區域、名稱竝境界變更、各宗教教派別信徒數其ノ他地方行政ニ關シ登載ヲ要スト認メタル事項
第四條　廣告欄ニハ左ノ事項ヲ登載ス
一　官公立學校生徒募集
二　檢定教科用圖書ノ書目、冊數、定價、著作者、發行者ノ住所、氏名及其ノ變更等
三　總督府出版教科用圖書ノ書目、發賣代價、發賣人許可及其ノ取消、業務廢止、住所氏名ノ變更等
四　工事及物件供給入札
五　國有未墾地ノ處分ニ關スル命令送達不能ノ場合ニ於ケル取消又ハ無效
六　林業ニ關スル出願人ノ居所不明其ノ他ノ事由ニ因リ書類送達不能ニシテ森林令施行規則第六條ヲ適用ノ場合
七　漁業出願人ノ居所不明其ノ他ノ事由ニ因リ書類送達不能ニシテ漁業令施行規則第六條ヲ適用ノ場合
八　鑛業出願人又ハ鑛業權者若ハ其ノ代理人不在等ノ爲書類送達不能ニシテ鑛業法施行細則第七條第二項ヲ適用ノ場合
九　砂鑛採取業ニ關シ前號ト同一ノ事情ニシテ砂鑛採取法施行細則第一條ニ依リ鑛業法施行細則第七條第二項ヲ準用ノ場合
十　返還セス又ハ紛失シタル免許狀、許可狀、許可書、認許書ノ無效
十一　列車運轉時刻ノ改正、運轉休止等
十二　受取人不明荷物
十三　商業登記、其ノ他各種ノ登記
十四　船舶登錄、國稅滯納者財產押收及財務官吏證票ヲ亡失又ハ盜取セラレタルトキノ無效
十五　旅券ノ紛失及發見
十六　公有水面埋築竝使用許可又ハ許可取消
十七　朝鮮民曆發賣人募集要項
十八　住所不明ノ行旅死亡者
十九　前各號ノ外法令ノ規定ニ基キ登載ヲ要スル各種ノ廣告
第五條　前二條ノ登載事項ハ各部局又ハ之ヲ管掌スル官署ニ於テ材料ヲ蒐集シ其ノ原稿ヲ調製シ封筒ニ官報原稿ノ文字ヲ朱書シテ總務課ニ送付スヘシ
第六條　官報原稿ハ別紙第二號ノ官報原稿用紙又ハ美濃形十三行罫紙ニ楷書ニテ記入スヘシ但シ統計、圖表類及印刷ニ係ルモノハ便宜美濃形白紙ニ記入シ又ハ其ノ印刷物ヲ美濃形白紙ニ貼附シテ之ニ代用スルコトヲ得
第七條　官報原稿ノ締切時刻ハ正午迄トス但シ號外ヲ發スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

第八條　官報ニ登載シタル事項ハ特ニ必要アル場合ヲ除クノ外總督ニ報告シ又ハ他官廳ニ通知スルコトヲ要セス

附　則

本令ハ大正三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年朝鮮總督府內訓第二十三號ハ之ヲ廢止ス

別紙第一號

詔書欄
皇室令欄
法律欄　朝鮮ニ關係アルモノ
勅令欄　同上
軍令欄　同上
條約欄　同上
豫算欄　同上
制令欄
府令欄
告示欄
閣令欄　朝鮮ニ關係アルモノ
省令欄　同上
訓令欄
訓示欄
通牒欄
警務總監部公文欄
臨時土地調查局公文欄
地方廳公文欄
會計檢查欄
敍任及辭令欄
彙報欄
廣告欄
朝鮮譯文欄

別紙第二號

朝鮮總督府官報第　號原稿　　朝鮮總督府

（注意）

統計ハ單位ニ「・」ヲ附シ其ノ右傍ニ圓、斤、噸等單位ノ種類ヲ記入シ以上三位每ニ「、」ヲ附シ計數未詳ノ欄ニハ「?」計數ナキ欄ニハ「—」計數ノ單位ニ達セサル欄ニハ「〇」ヲ記入スヘシ

○朝鮮總督府月報ニ關スル規程　大正二年十一月總督府訓令第五十八號

朝鮮總督府月報ニ關スル規定左ノ通改正ス

朝鮮總督府月報ニ關スル規程

第一條　朝鮮ニ於ケル施政其ノ他諸般ノ狀況ヲ周知セシムル爲每月一日朝鮮總督府月報ヲ發行ス

第二條　月報ハ官房總務局總務課ニ於テ之ヲ編纂ス

第三條　月報ニ揭載スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

一　主要記述
二　調查資料
三　雜錄
四　敍任及辭令
五　統計
六　判決例
七　法令及通牒

第四條　月報編纂ノ爲編纂委員數人ヲ置ク

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

委員ハ朝鮮總督府及所屬官署ノ高等官ノ中ヨリ之ヲ命ス

第五條　總務課長ハ毎月一回各編纂委員ヲ會シ編纂ニ關スル打合ヲ爲スヘシ

第六條　月報原稿締切期限ハ毎月十五日トス

第七條　月報ハ官房總務局印刷所ニ於テ之ヲ印刷ス

第八條　月報ニハ依頼ニ應シ廣告ヲ揭載スルコトヲ得其ノ料金ハ印刷所長之ヲ定ム

附　則

本令ハ大正三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○官營水道給水規則中改正　大正二年十一月 總令第百四號

官營水道給水規則中左ノ通改正ス

第一條第五號ヲ左ノ如ク改ム

五　官設共用給水　官設共用栓ニ依リ需用者ニ供給スルモノ

第二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二條ノ二　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ家事用ニ供スル場合ニ限リ官設共用給水ヲ受クルコトヲ得、營業用ニ供スル場合ト雖多量ノ給水ヲ要セサルトキ亦同シ

一　專用又ハ共用ノ給水栓ヲ裝置スル資力ナキトキ

二　土地ノ狀況ニ依リ專用又ハ共用ノ給水栓ヲ裝置シ難キトキ

第八條中「共用給水栓」ノ下ニ「又ハ官設共用給水栓」ヲ加フ

第十二條第二項中「共用給水栓」ノ下ニ「又ハ官設共用給水栓」ヲ加ヘ左ノ一項ヲ加フ

總代人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第十三條中「請求スル者ハ」ノ下ニ「官設共用給水栓ノ場合ヲ除クノ外」ヲ加フ

第二十條　共用給水料ハ建坪十五坪迄ノ家屋ハ一戶ニ付一月金六十錢トシ建坪五坪迄ヲ增ス每ニ一月金十五錢ヲ加フ

官設共用給水料ハ建坪十坪迄ノ家屋ハ一戶ニ付一月金三十錢トシ建坪五坪迄ヲ增ス每ニ一月金十錢ヲ加フ

官設共用給水栓ニ依リ營業用ニ供スル給水ヲ受クル場合ニハ其ノ水量ヲ認定シ一立方「メートル」ニ付金八錢ノ給水料ヲ徵收ス

第二十七條及第二十八條中「及共用給水料」ヲ「共用給水料及官設共用給水料」ニ改ム

第三十六條中「又ハ共用給水使用者ノ總代人」ヲ「及共用給水又ハ官設共用給水ノ使用者ノ家主又ハ總代人」ニ「共用給水使田者」ヲ「共用給水使用者又ハ官設共用給水使用者」ニ改ム

第三十九條ヲ削ル

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ土地ノ狀況ニ依リ當分ノ內從前ノ例ニ依ルコトヲ得

○地方ニ於テ施行セムトスル三等道路ノ改修工事ハ認可ヲ受クヘキノ件　大正二年十一月 總督府訓令第五十九號

道　長　官

地方ニ於テ施行セムトスル三等道路ノ改修工事ハ其ノ路線名及計畫ノ大要ヲ具シ前年度十二月末迄ニ本府ノ認可ヲ受クヘシ

○朝鮮總督府監獄傭人給與品及貸與品規程廢止ノ件　大正二年十一月 總督府令第百六號

朝鮮總督府監獄傭人給與品及貸與品規程ハ大正二年十二月三十一日限之ヲ廢止ス

○郵便振替貯金小切手拂込規則　大正二年十二月 總督府令第百七號

郵便振替貯金小切手拂込規則左ノ通定ム

郵便振替貯金小切手拂込規則

第一條　別ニ指定シタル銀行ヲ支拂人トシ且其ノ銀行ノ所在地ヲ支拂地トスル持參人拂ノ小切手ニシテ其ノ振出ノ日附ヨリ起算シ八日以內ノモノハ之ヲ郵便振替貯金ノ拂込ニ充用スルコトヲ得

前項ノ小切手ハ特ニ指定シタル支拂地ノ郵便局所ニ限リ之カ受入ヲ爲ス

第二條　郵便局所ニ於テ受入レタル小切手ハ其ノ表面餘白ニ當該受入局所ノ日附印ヲ押捺シ之ヲ支拂銀行ニ提出シテ現金ノ受入ヲ爲シ又ハ其ノ地ノ手形交換所ニ提出シテ交換計算ニ付ス但シ手形交換所ニ提出スヘキモノニシテ壓位ヲ附スルモノアルトキハ總テ之ヲ切捨ツ

第三條　小切手ニ依ル郵便振替貯金ノ拂込ハ現金受入又ハ交換計算ノ手續ヲ了シタル後ニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

拂込カ其ノ效力ヲ生セサル場合ト雖既納ノ料金ハ之ヲ還付セス

第四條　郵便振替貯金小切手拂込ニ關シテハ本令ニ規定シタルモノノ外郵便振替貯金規則ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本令ハ大正三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○郵便振替貯金小切手拂込規則第一條ニ依ル指定銀行及指定受入郵便局所

大正二年十二月
總督府告示第三百九十六號

郵便振替貯金小切手拂込規則第一條ニ依ル指定銀行及指定受入郵便局所左ノ通定メ大正三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

指定銀行	指定受入郵便局所
京城手形交換所組合銀行 及同代理交換委託銀行	京城民團地域内ニ在ル各郵便局所
釜山手形交換所組合銀行 及同代理交換委託銀行	釜山民團地域内ニ在ル各郵便局所
朝鮮銀行仁川支店	仁川郵便局
朝鮮銀行平壤支店	平壤郵便局

○朝鮮總督府報告例中改正

大正二年十二月
總督府訓令第六十二號

朝鮮總督府所屬官署

朝鮮總督府報告例中左ノ通改正シ大正三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

裁判所、同檢事局ノ長及典獄ヨリ提出スヘキ統計報告ハ總テ監督上官ヲ經由スルニ及ハス

別册ヲ左ノ如ク改ム

（別册ハ之ヲ略ス）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

判決例

民事

○賣掛代金請求ニ關スル件（明治四十五年民上第一〇二號 明治四十五年七月二日判決）

判決要旨

一 各當事者其國籍ヲ異ニシ行爲地及受訴裁判所モ亦其據ル所ノ法規同一ナラサル場合ニ於テハ裁判所ハ先ツ當事者ハ何レノ國ノ法律ニ依ルヘキ意思ナリシヤ又ハ其意思不明ナリシヤノ點ヲ取調ヘ準據スヘキ法律ヲ定メタル後ニアラサレハ法律行爲ノ成立及效力ニ付判斷スルヲ得サルモノトス

第一審 元山區裁判所 第二審 咸興地方裁判所元山支部

上告人 楊東來 訴訟代理人 赤尾虎吉

被上告人 藤井末次郎 訴訟代理人 大久保雅彥

右當事者間ノ賣掛代金請求事件ニ付明治四十五年三月四日咸興地方裁判所元山支部ノ言渡シタル第二審判決ニ對シ上告人ヨリ上告ヲ申立タリ依テ當院ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

原判決ヲ破毀シ本件ヲ京城覆審法院ニ差戻ス

理由

上告代理人上告理由第一點ノ趣旨ハ法律行爲ノ成立及效力ニ付テハ當事者ノ意思ニ從ヒ其何レノ國ノ法律ニ依ルヘキカヲ定ム、當事者ノ意思カ分明ナラサルトキハ行爲地法ニ依ルコトハ法例第七條ノ明定スル所ナリ而シテ本件當事者ハ互ニ其國籍ヲ異ニスルモノナルヲ以テ當事者ノ爲シタル法律行爲ニ付キテハ先ツ其準據法ヲ定メサルヘカラス然ルニ之ニ關スル說示ヲナスコトナク直ニ日本法規ヲ適用處斷シタル原判決ハ法例ノ規定アルヲ忘レ其法則ヲ適用セサル違法アリト思料ストテフニ在リテ被上告代理人ハ之ニ對シ上告人ハ原審ニ於テ標準法ニ對シ何等主張ヲ爲シタルコトナシ從テ原判決カ其行爲地法タル日本法律ヲ適用スルニ付何等理由ヲ說示スルノ要ナキモノナリト答辯セリ

仍テ案スルニ本件ハ舊韓國咸鏡南道元山府ニ住スル日本人タル被上告人カ舊清國人タル上告人ノ求ニ應シ明治四十二年三月ヨリ同年十一月十二日迄舊韓國咸鏡南道永興郡鎭興ニ於テ東豐號ナル商店ニ供給シタル物品代金ノ支拂ヲ求ムルニ在リ此ノ如ク各當事者其國籍ヲ異ニシ行爲地及受訴裁判所モ亦其據ル所ノ法規同一ナラサル場合ニ於テハ裁判所ハ先ツ當事者ハ何レノ國ノ法ニ依ルヘキ意思ナリシヤ又其意思不明ナリシヤノ點ヲ取調ヘ準據スヘキ法律ヲ定メタル後ニアラサレハ本件法律行爲ノ成立及效力ニ付判斷ヲ下スコト能ハサルハ論ヲ竢タス然レハ原審カ此點ニ付何等審理決定スルコトナク漫然日本法規ヲ適用シ判決ヲ爲シタルハ上告人所論ノ如ク違法ニシテ原判決ハ破毀ヲ免レサルモノトス而シテ既ニ此點ニ於テ原判決ノ全部ヲ破毀スル上ハ他ノ上告論旨ニ對シテハ說明ヲ爲スノ要ナシ

以上說明スル如クナルヲ以テ民事訴訟法第四百四十七條及第四百四十八條ニ從ヒ主文ノ如ク判決セリ

（高等法院民事部）

○上告申立却下ノ決定ニ對スル抗告（明治四十五年民抗第四號 明治四十五年七月十九日決定）

決定要旨

一 朝鮮人間ノ訴訟ニシテ朝鮮民事令施行前ニ於テ言渡シアリタル判決ニ對スル上告期間ハ判決言渡ノ日ヨリ始マルコトハ其當時ノ法律タル民刑訴訟規則ノ規定ニ徵シテ明ナルモ同令施行ノ日マテニ上告期間ヲ經過セスシテ其施

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

行後ニ至リ上告スルモノニ在リテハ同令第一條ニ依リテ適用スヘキ民事訴訟法第四百三十七條ノ規定ニ則リ其上告期間ハ判決送達ノ日ヨリ計算シ而モ判決送達前ニ於テ爲シタル上告ハ之ヲ無效トスヘキモノトス

原審 平壤覆審法院
抗告人 文學謙

右抗告人ハ上告人トシテ被上告人金東元外七十二名ニ對スル土地所有權確認及引渡請求事件ニ付明治四十五年六月十四日上告狀ヲ平壤覆審法院ニ提出シ同院カ同年六月二十一日上告却下ノ決定ヲ宣告シタルニ對シテ卽時抗告ヲ爲シタリ依テ當院ハ決定スル左ノ如シ

主文

原決定ハ之ヲ廢棄ス
抗告人カ上告人トシテ被上告人金東元外七十二名ニ對スル土地所有權確認及引渡請求事件ニ付明治四十五年六月十四日提起シタル上告ハ法定期間內ニ爲シタル上告ナリトス

理由

抗告理由ノ要領ハ上告ノ一箇月ノ不變期間ハ判決ノ送達ヨリ始マリ判決ノ送達前ニ提起シタル上告ノ無效ナルコトハ民事訴訟法第四百三十七條ニ於テ之ヲ規定セリ而シテ本件第二審判決ノ言渡アリタルハ明治四十五年三月十三日ナルヲ以テ其言渡ヨリ民事令施行日明治四十五年四月一日マテノ間ハ十八日ニシテ未タ上告期間ヲ經過セサルニ付民事令施行ノ日ヨリ民刑訴訟規則ヲ廢止シ民事訴訟法ヲ適用スヘキ事トナリタル以上ハ上告期間ハ新法ニ從ヒ判決ノ送達ヲ以テ始マルモノト爲ササルヘカラス果シテ然ラハ第二審判決ノ送達アリタルハ明治四十五年五月十四日ナルヲ以テ此時ヨリ計算スルトキハ同年六月十四日ニテ上告期間滿了スヘキニ依リ同日提出シタル上告ハ適法ナルニ原審カ新法實施後ニ在リテモ判決言渡ヨリ計算スヘキモノト爲シ期間ヲ經過シタル上告ナリトシテ却下シタルハ違法ナリト云フニ在リ○依テ按スルニ朝鮮人間ノ訴訟ニシテ朝鮮民事令施行前ニ於テ言渡シアリタル判決ニ對スル上告期間ハ判決言渡ノ日ヨリ始マルコトハ其當時ノ法律タル民刑訴訟規則ノ規定ニ徵シテ明ナリト雖同民事令施行ノ日マテニ上告期間ヲ

經過セスシテ其施行後ニ至リ上告スルモノニ在リテハ同民事令第一條ニ依リテ適用スヘキ民事訴訟法第四百三十七條ノ規定ニ則リ其上告期間ハ判決送達ノ日ヨリ計算スヘク而カモ判決送達前ニ於テ爲シタル上告ハ之ヲ無效トスヘキモノニシテ決シテ判決言渡ノ日ヨリ計算シテ上告期間ヲ經過シタリヤ否ヲ決定スヘキモノニアラス蓋斯ノ如キ上告期間ノ開始ニ關スルモノハ同民事令第七十九條ニ規定セル所ノ法令ニ依リ爲シタル裁判、命令、處分、手續其他ノ行爲トアルニ該當セサルヲ以テ從テ判決ノ言渡ニ依リテ既ニ上告期間ノ進行ヲ始メタルモノト雖之ヲ同民事令ノ規定ニ基キ適用スヘキ民事訴訟法ノ規定ニ依リテ判決送達ノ手續ヲ完了シ適法ニ上告期間ノ進行ヲ始メタルモノト看做スコトヲ得サレハナリ果シテ然ラハ抗告人對金東元外七十二名間ノ訴訟事件ニ付第二審判決ノ言渡アリタルハ明治四十五年三月十三日ナルヲ以テ同民事令施行ノ日タル明治四十五年四月一日ニ在リテハ未タ一箇月ノ上告期間ヲ經過セサルニ付民事訴訟法ニ依リ判決送達ノ日ヨリ其上告期間ヲ計算スヘキモノトス而シテ記錄ニ依レハ第二審判決ノ送達アリタルハ明治四十五年五月十四日ナルヲ以テ其翌日ヨリ一箇月ノ上告期間ヲ計算スルトキハ同年六月十三日ヲ以テ滿了スレトモ上告人ノ住所地ト平壤覆審法院所在地トノ距離十三里餘ナルヲ以テ民事訴訟法第百六十七條ニ依リ二日ノ伸長期間アルニ依リ同月十四日ニ提起シタル上告ハ法定期間內ニ爲シタル上告ナリト謂ハサルヘカラス依テ本件抗告ハ其理由アリ原決定ハ廢棄ヲ免レサルニ付民事訴訟法第四百六十四條ニ則リ主文ノ如ク決定スルモノナリ

（高等法院民事部）

○株券名義書換請求ニ關スル件（大正二年民控第四九四號 大正二年十一月六日判決）

判決要旨

法令及定款ニ特別ノ定メナキ以上ハ農工銀行ノ株主ハ自由ニ株式ヲ譲渡スルコトヲ得ヘク又朝鮮人以外ノ者モ之ヲ譲受クルコトヲ得農工銀行ノ株式募集公告中ニ朝鮮人ニアラサレハ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

應募スルヲ得サル旨ヲ記載スト雖既ニ株主トナリタル者ハ法令及定款ノ定ムル所ニ從ヒ其株式ヲ朝鮮人以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得

第一審　京城地方法院

控訴人　株式會社漢湖農工銀行　訴訟代理人　辰市本丸

被控訴人　三谷玄一

右當事者間ニ於ケル株劵名義書換請求控訴事件ニ付審理ヲ遂ケ判決ヲ爲ス左ノ如シ

主文

本件控訴ハ之ヲ棄却ス

訴訟費用ハ控訴人ノ負擔トス

事實

控訴人ハ原判決ヲ廢棄シ被控訴人ノ請求ノ棄却ストノ判決ヲ求メ被控訴人ハ控訴ヲ棄却ストノ判決ヲ求メタリ而シテ當事者雙方事實上ノ供述ハ原判決ニ摘示スル所ト同一ナルヲ以テ該摘示ヲ引用ス

立證トシテ被控訴人ハ甲第一乃至第三號證ヲ提出シ原審公廷調書中控訴人ノ供述ノ一部ヲ援用シ控訴人ハ乙第一號乃至第六號證ヲ提出シタリ

理由

控訴人ハ當審ニ於テ甲第二號證ニ付不知ノ陳述ヲ爲シ之ヲ爭フト雖被控訴人ノ援用スル原審公廷調書ニ依レハ控訴人カ其成立ヲ認メタル旨ノ記載アルノミナラス同證ノ全趣旨ニ徵スルトキニ其成立ノ眞正ナルコト疑ヲ存セサル所トス而シテ同證竝甲第一號證ニ依レハ被控訴人カ白完爀ヨリ係爭株式ノ讓渡ヲ受ケタルコト明白ニシテ又甲第三號證ニ依レハ被控訴人ハ株式名義書換ヲ請求シタルニ控訴人ハ之ヲ拒絶シタルコトモ明白ナリトス依テ控訴人ノ抗辯ニ付之ヲ按スルニ控訴銀行ハ舊韓國光武十年勅令第十三號農工銀行條例及乙第六號證控訴銀行ノ定款ニ依リテ設立シタルモノニシテ右條例及定款中ニハ朝鮮人以外ノ者ハ株式ヲ讓受ケ株主トナルヲ得サル旨ノ特別規定ナキカ故ニ株主ハ商法第百四十九條ニ從ヒ之ヲ讓渡シ得ヘク朝鮮人以外ノ外國人モ之ヲ讓受ケ株主タルヲ得ヘキコト言ヲ待タサル所ナリ而シテ度支部大臣ノ訓令ニハ外國人ハ控訴銀行ノ株主タルヲ得ス控訴銀行ハ外國人カ其株式ヲ取得シ名義書換ヲ請求スルコトアルモ名義書換ヲナスコトヲ得サル旨記載スト雖當時ノ度支部大臣ニハ一般ニ人民ノ遵守スヘキ勅令ヲ變更スヘキ權限ナカリシモノナレハ右訓令ノ爲ニ勅令ヲ以テ公布セラレタル農工銀行條例ニ變更ヲ來タスヘキモノニアラス農工銀行條例第二十七條モ勅令ヲ變更シ得ヘキ權限ヲ度支部大臣ニ附與シタルモノト解スルヲ得ス乙第三號證朝鮮總督府度支部長官ノ通牒モ制令ノ趣旨ヲ變更シ又ハ補充スル效力ヲ有スルモノニアラサレハ之レアルカ爲ニ農工銀行條例等ニ影響ヲ及ホスヘキモノニアラス控訴代理人ハ明治四十三年制令第一號ノ韓國法令、同年制令第八號ノ命令中ニハ右度支部大臣ノ訓令ヲモ包含スト主張スト雖右訓令ハ控訴銀行ニ宛テ發シタルモノニシテ一般ニ公布シタルモノニアラサレハ前示ニ制令ノ公布アリタルカ爲ニ其效力ヲ擴張シ農工銀行條例ニ變更ヲ生セシメ得ヘキモノニアラス又訓令通牒ハ朝鮮會社令第十一條ノ府令中ニハ包含スルモノニアラス故ニ控訴人ノ此點ノ抗辯ハ其理由ナク被控訴人ハ控訴銀行ノ株式ヲ讓受ケ株主トナリ得ヘキモノトス

本件株式ハ新株ニシテ其應募者ハ白完爀ナルコト甲第一、二號證ニ依リ明白ナリ乙第四號證ノ募集公告中ニハ應募者ハ朝鮮人ニ限ル旨記載アリ白完爀ハ之ヲ承認シテ乙第五號證ノ如ク其募集ニ應シタルモノト推知シ得ヘシト雖新株應募者ノ制限ハ株式ノ讓渡ノ制限ニアラサルカ故ニ一旦株主トナリタル以上ハ法令及定款ノ定ムル所ニ從ヒ自由ニ之ヲ處分シ得ヘキモノト謂ハサルヲ得ス故ニ此點ニ於ケル控訴人ノ抗辯モ其理由ナシ

是ニ由テ觀レハ被控訴人カ本件株式ヲ讓受ケタルハ有效ノ行爲ナルヲ以テ控訴會社ハ其請求ニ應シ株式名義書換ノ手續ヲ爲ス義務アルモノトス

以上説明ノ如ク控訴ハ理由ナキヲ以テ主文ノ如ク判決ス

（京城覆審法院民事第二部）

刑事

○賭博ニ關スル件（大正二年刑上第三二號 大正二年五月二十二日宣告）

判決要旨

一　沒收ハ同時ニ判決ヲ爲スト否トニ拘ハラス各犯人ニ對シテ言渡ヲ爲スヘキモノトス

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

一　沒收ノ判決確定スルモ之レカ執行ヲ爲サヽル間ハ未タ其所有權國庫ニ移ラサルモノトス

一　他ノ共犯者ニ對スル沒收ノ判決確定スルモ其執行ナケレハ更ラニ沒收ノ言渡ヲ爲スモ違法ニ非ラス

第一審　京城地方法院仁川支廳　第二審　京城覆審法院

被　告　禹　慶　命　　辯護士　中　村　時　章

右賭博事件ニ付京城覆審法院カ大正二年四月九日言渡シタル判決ニ對シ被告ハ上告ヲ爲セリ因テ鮮鮮總督府檢事安住時太郎ノ意見ヲ聽キ判決スルコト左ノ如シ

主　文

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理　由

上告趣意ハ原判決ハ證據ニ因ラスシテ事實ヲ認定セシ不法アリ原判決理由中事實摘示ノ部分ニ被告ハ賭博ノ常習アルモノニシテトアリ所謂常習犯者トシテ刑法第百八十六條第一項ニ該當スルモノトセリ而シ其認定ノ證據トシテ第一審公判始末書中證人山田覺藏ノ被告ハ常ニ賭博ヲナシ居ルモノニシテ是迄ハ何レモ解散後ニ聞知シタル故逮捕シ得サリシモ云云且被告カ屢次賭博ヲ爲シ居ルコトハ一般ニ知ラルル所ニシテ自分モ鮮鮮人ノ或ル官吏又ハ某私人ヨリ屢聞知シタル旨ノ供述ヲ以テセリ山田覺藏ハ本件賭博事件ヲ檢擧セシ巡査ニシテ其第一審ニ於ケル前記供述ヲ閱スルニ被告カ從來屢次賭博ヲ爲スコトヲ聞知シタリ某人ヨリ聽取シタリト云フニ止リテ一トシテ具體的ニ被告ノ常習タルコトヲ認ムヘキ事實上ノ供述ナシ之ヲ約言スレハ常習ナルカ故ニ常習ナリト云フニ歸シ毫モ事實認定ノ資料トナルヘキ供述アルナシ若シ果シテ此ノ如キ意味ノ供述モ亦證據トシテ採用シ得ヘシトセハ此ノ如ク巡査ノ想像ニ等シキ傳聞ニ基ク供述ヲモ效力アリト云ハン乎裁判官カ裁判ヲ爲スニ當リ風聞上聽取シタル其知覺モ亦證據トシテ判決ノ資料ト爲スヲ得ヘキニ到ラン證據ノ採否カ原院ノ專權ニ屬スレハ元ヨリ當然ノ事ナルモ證據トシテ何等裁判ノ資料タリ得ヘカラサル材料ヲ證據トシテ羅列スルモ亦不可ナレトノ法理ハ到底首肯シ得ヘカラサルナリ殊ニ法律カ常習犯トシテ特ニ體刑ヲ强要スルノ精神ハ單ニ其所爲ノ度數ヲ意味スルニ非スシテ被告カ其業ヲ忘却シテ賭博ヲ以テ常事ノ業ト爲シ以テ社會ノ秩序ニ毀害アランコトヲ防止スルニアルナリ本件山田覺藏ノ第一審供述記載ハ夫自體ニ於テ到底此認定ヲ生シ得ヘキ値ナキナリ是即證據ニ因ラスシテ事實ヲ認定シタル不法アリト云フヘキナリト云フニ在レトモ

○傳聞事實ニ付テノ證言ト雖採リテ以テ斷罪ノ資料ト爲スヲ妨ケサルヲ以テ原院カ證人山田覺藏ノ被告カ屢次賭博ヲ爲シ居タルコトハ一般ニ知ラルル所ニシテ自分モ朝鮮人ノ或官吏又ハ其私人ヨリ屢聞知シタル旨ノ證言ヲ他ノ證據ト綜合シ被告カ常習トシテ賭博ヲ爲シタル事實ヲ認メタルハ相當ニシテ本論旨ハ理由ナシ

同追加趣意ハ原判決ハ法則ヲ不當ニ適用シタル不法アリ原判決中附加刑處分トシテ賭金賭具ヲ沒收セリ然ルニ該物件ハ他共犯者ノ判決ニ於テ既ニ沒收處分ヲ了シ其判決確定シタルモノナリ故ニ原判決ハ沒收ノ確定判決ニヨリ官ノ所有ニ歸シタル物件ニ對シ之ヲ被告人ノ所有物ナリトシテ更ニ沒收ノ判決ヲ爲スハ明カニ法則ヲ不當ニ適用シタル不法アルナリ勿論共犯ノ場合ニ於キテ沒收スヘキ物件カ一人ノ所有タル場合ニ於キテモ凡テノ共犯者ニ對シテ沒收ノ言渡ヲ爲スヘキハ理ノ存スル處ニシテ本件被告モ亦共犯者トシテ其判決ヲ受クヘキ場合ナレトモ前述ノ如ク已ニ確定シタル判決ニ於テ所有ヲ失ヒタル後ニ於テモ此ノ如ク言渡ヲ爲スハ正當ナラスト信スト云フニ在レトモ○沒收ハ附加刑ナルヲ以テ數人共犯ノ場合ニ於テハ同時ニ判決ヲ爲スト否トニ拘ラス各犯人ニ對シテ言渡ヲ爲スヘキモノトス而シテ沒收ヲ言渡ス判決ハ沒收スヘキ物件ニ付犯人ノ所有權ヲ剝奪スルヲ得ヘキ基礎タルニ止リ其判決確定スルモ之レカ執行ヲ爲サヽル間ハ未タ其所有權國庫ニ移ルコトナシ故ニ所論他ノ共犯者ニ對スル判決既ニ確定セリトスルモ其確定判決ニ依リ言渡サレタル沒收ノ執行アリタル事迹存セサルヲ以テ原判決ニ於テ更ラニ沒收ノ言渡ヲ爲スモ違法ニ非ラス故ニ本論旨モ亦理由ナシ

以上說明スル如ク本件上告ハ理由ナキヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ主文ノ如ク判決ス

（高等法院刑事部）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

○本府購入及受贈圖書　大正二年十一月中本府ニ於テ購入シタル圖書左ノ如シ

書者名	書名	冊數	發行年月	整理番號
洪洋社	セセッション圖案集 中、下	二		乙一三六六
同文館	工業大辭書 全	四	大正二、九	乙一三六七
高松豐吉外二名	化學工業全書	八	自明治四一、九至大正二、六	自丙四七五五至丙四七六二
近藤瓶城	改定史籍集覽	三三	自明治三三、一二至明治四五、六	自丁七七六至丁八〇八

○本府ニ於テ例月購入スル邦文歐文新聞雜誌左ノ如シ

名稱	講讀課名
時事新報	秘書課、總務課、關稅課、監理課
東京日日新聞	秘書課、總務課
東京朝日新聞	秘書課、總務課
國民新聞	秘書課、總務課
東京毎日新聞	秘書課
報知新聞	秘書課、總務課
日本新聞	秘書課
中央新聞	秘書課、總務課
やまと新聞	秘書課
讀賣新聞	秘書課、總務課
二六新聞	總督、秘書課
中外商業新報	關稅課、理財課
萬朝報	秘書課、第一課、農商工部長官附
大阪毎日新聞	秘書課、第一課、總務課、監理課、農商工部長官附
大阪朝日新聞	秘書課、總務課、武官室、關稅課
横濱貿易新報	關稅課
長崎商報	關稅課
門司新聞	會計課
法律新聞	參事官室
東京切拔通信	外事局
朝鮮新聞	秘書課、第一課、關稅課、商工課、監理課、度支部長官附
釜山日報	秘書課、關稅課、監理課
平壤日日新聞	秘書課、第一課、關稅課、商工課、監理課
元山毎日新聞	秘書課、第一課、關稅課、商工課
群山日報	秘書課、關稅課、商工課、監理課
大邱新報	秘書課、第一課、商工課、監理課
朝鮮時報	秘書課、第一課、商工課、監理課
鎭南浦新報	秘書課、監理課
(四鮮日報)	
南鮮日報	商工課、監理課
北鮮新報	秘書課、商工課、監理課
木浦新聞	秘書課、商工課
咸南新報	秘書課、監理課
毎日申報(諺文)	秘書課、學務課
安東新報	關稅課
遼東新報	專賣課
滿洲日日新聞	關稅課
鴨江日報	商工課
上海日報	關稅課
太陽	秘書課、編輯課
中央公論	秘書課
實業之日本	秘書課
日本及日本人	秘書課
新日本	秘書課
外交時報	秘書課
帝國教育	編輯課
教育研究	編輯課
小學校	編輯課
教育學術界	編輯課
大日本農會報	農務課
通商公報	農務課、商工課
國際法雜誌	秘書課
國家學會雜誌	秘書課
法學協會雜誌	秘書課
大審院判決錄	參事官室
行政裁判所判決錄	參事官室
自治機關	總務課
兵事雜誌	武官室
軍事新報	武官室
統計學雜誌	總務課
統計集誌	總務課
東京銀行通信錄	理財課
大阪銀行通信錄	理財課
中央銀行通信錄	理財課
東洋經濟新報	秘書課、關稅課
工業化學雜誌	關稅課
紙業雜誌	關稅課
大阪糖業新報	關稅課
絹絲商報	關稅課
法規時報(加除)	會計課、監理課
現行法規集	會計課、稅務課、司計課
朝鮮公論	秘書課
太平洋雜誌	外事局
Allgemeine Forst-und Jagd Zeitung. (M)	山林課
The American Architect. (W)	營繕課
American Journal of International Law. (Q)	外事局
The American Review of Reviews. (M)	外事局
Annual des Ponts et Chaussees	工務課
The Architectural Record. (American). (M)	營繕課
The Banker's Magazine. (London) (M)	理財課
The Banker's Magazine. (New York) (M)	理財課
The Board of Trade Journal. (W)	關稅課
Building News. (W)	營繕課
Contemporary Review. (M)	外事局
Deutsche Japan-Post. (W)	外事局
Die Deutsche Schule	編輯課
Economic Geology. (M)	鑛務課
Economic Journal	稅務課
The Economist. (London) (W)	關稅課
Educational Review (M)	編輯課
Engineering. (Thin)	工務課
The Engineering and Mining Journal. (W)	鑛務課
Engineering News. (W)	工務課
The Engineering Record. (W)	工務課
The Fortnightly Review. (M)	外事局
Forestry Quarterly	山林課

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

Le Genie Civil. (W) …… 工務課
Geologiche Zentralblatt …… 鑛務課
The Graphic. (W) …… 總務課
Imperial Asiatic Quarterly Review …… 外事局
Japan advertiser. (D) …… 外事局
Japan Chronicle. (D) …… 外事局
Japan Herald. (D) …… 外事局
Japan Mail …… 外事局
Japan Times. (D) …… 總務課 外事局
Journal of the Society of Chemical Industry
Journal of The Societyof chemiecel Jndurtmn …… 鑛務課
Koelnische Zeitung. (D) …… 外事局
Koloniale Monatsblatter. (M) …… 鑛務課
The Korea Mission Field. (M) …… 外事局
L'Architecte. (M) …… 營繕課
L'Education. (Q) …… 編輯課
Le Temps. (D) …… 外事局
The London Times. (D) …… 總務課
The London Times Weekly Edition …… 關稅課
The Missionary Review of the World. (W) …… 第一課
The Municipal Journal. (W) …… 工務課
Neues Jahrbuch fur Mineralogie, Geologie, etc. …… 鑛務課
New York Times, daily with Sunday. …… 總務課
North China Herald. (W) …… 關稅課
Der Ostasiatische Lloyd. (W) …… 外事局
The Outlook. (W) …… 外事局
Pädagogische Zeitung. (W) …… 編輯課
The Parliamentary Papers. …… 外事局
Political Science Quarterly. (Q) …… 總務課
The Publishers Circulars, (W) …… 總務課
Quarterly Journal of Economic. …… 稅務課
Question Diplomatique et Chronicles. …… 外事局
The Review of Reviews, Illustrated. London. (M) …… 外事局
Revue des deux Mondes. …… 外事局
Sanitary Record. (W) …… 工務課
The School Review. (M) …… 編輯課
Scientific American. (W) …… 關稅課
The Textile Manufacturer, (M) …… 關稅課
The Tobacco (London) (M) …… 稅務課
The Tobacco New York) (W) …… 稅務課
The Tobacco Leaf (New York) (W) …… 稅務課
Water and Water Engineering. (M) …… 工務課
Zeitschrift für Berg Hutten und Salinen-Wesen. …… 專賣課
Zeitschrift Pollzei-und Velwaltung Beamte. …… 第一課

○大正二年十一月中本府ニ於テ寄贈ヲ受ケタル圖書左ノ如シ

寄贈者名	書名	
鐵道局	業務月報	八月號
警務總監部	警務彙報	每號
朝鮮駐劄憲兵隊司令部	朝鮮駐劄憲兵隊職員表	十一月
遞信局	朝鮮內各地郵便送達所要日數表	
觀測所	明治三十九年ヨリ四十三年ニ至ル五箇年期間ニ於ケル全國氣象觀測ノ成績	
遞信局	朝鮮總督府通信法規郵便編(第二回加除)	
同	朝鮮總督府通信法規庶務編(第三回加除)	
全羅南道麗水郡廳	郡報	第三號
全羅南道	大正二年十月十五日訓令第五六號稅務統計表帳調理手續	
忠淸南道	諸報告年中行事	
外務省	通商公報	每號
大藏省	調查月報	第三卷第十號
農商務省	本邦乳製品ノ産額等ニ關スル調査	
同	農商務省商品陳列館報告	第一五號
大藏省	大日本外國貿易月表　大正二年九月	
同	內地及樺太朝鮮間貿易月表	九月分
外務省	支那時報	第二〇號
同	露國月報	第七卷第六號
農商務省	一九一二年ニ於ケル日支貿易ノ概況	
同	明治四十五大正元年本邦釘業一斑	
山林局	山林公報	第一一號
馬政局	統計書	
文部省	日本帝國文部省第三十九年報	自四十四年四月 至四十五年三月
特許局	特許公報	每號
同	商標公報	每號
特許局	實用新案公報	每號
同	特許發明明細書	每號
仙臺稅務監督局	局報	每號
名古屋稅務監督局	局報	每號
大阪稅務監督局	局報	每號
熊本稅務監督局	局報	每號
丸龜稅務監督局	局報	每號
東京稅務監督局	局報	每號
臺灣總督府	商工月報	第五四號
關東都督府陸軍經理部	滿洲誌附錄物資統計圖表	
同	滿洲誌附錄關東州誌補修草稿	
臺灣總督府	明治四十四年臺灣總督府稅務年報	
同	大正二年度臺灣地方稅收入支出科目表	
同	大正二年度臺灣地方稅歲出實行豫算表	
同	大正二年度臺灣地方稅總豫算書	
同	瓜哇糖業論	
關東都督府	職員錄　大正二年十月	
臺灣總督府	大正元年臺灣犯罪統計(實數ノ部)	
鹿兒島縣	明治四十四年鹿兒島縣統計書	第一編
京都府	大正三年京都府統計書	第一編
山形縣	職員錄　大正元年十月一日	
沖繩縣	産業要覽	
山形縣	明治四十四年山形縣統計書　土地戶口其他ノ部	
富山縣	富山縣主催一府八縣聯合共進會案內	
秋田縣	職員錄　大正二年十月	
埼玉縣	大正元年度蠶業取締事務成績	
福岡縣	大正二年福岡縣勢統計	
神奈川縣	神奈川縣誌	

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

寄贈者	圖書名	號數
德島縣	蠶業取締事務成績	
京都市	大正元年京都市第五回統計書	
高知市	市勢要覽	大正元年
奈良縣	明治四十四年奈良縣統計書	第一編
茨城縣	大正元年十二月三十一日現在 茨城縣人口統計	
同	明治四十四年茨城縣統計書	自第一編 至第四編
朝鮮銀行	月報	
同	浦鹽港ニ於ケル最近朝鮮貿易概況	
日本興業銀行	全國社債券明細表 大正二年六月	
鎭南浦商業會議所	月報	第一號
大邱商業會議所	月報	第二九號
大阪商業會議所	貿易通報	十月號
淸津商業會議所	月報	十月號
橫濱商業會議所	月報	第二〇四號
木浦商業會議所	月報	第四九號
函館商業會議所	所報	第九一號
群山商業會議所	月報	
釜山商業會議所	月報	第四〇號
上海日本人實業協會	報告	第六
朝鮮家禽協會	朝鮮之家禽	十月號
中央金物新報社	中央金物新報	每號
開發社	教育時論	每號
門司商工會	門司商工月報	第一五號
富山縣協贊會	富山縣案內	
橫濱魚油株式會社	時報	第四號
上海日本人實業協會	週報	每號
日本體育會	體育	第二三九號
長崎縣水產組合聯合會	長崎水產時報	第三八號
兵庫縣米穀檢查所	大正元年度兵庫縣米穀檢查報告	
上田蠶絲專門學校	要覽	
美術工藝新報社	美術工藝新報	第一二一號
旭川實業青年會	會報	第四一號
朝鮮農會	會報	每號
文求堂	唐本書目 大正二年十一月	
紙之世界社	紙ノ世界	第六一號
海陸運新聞社	海陸運	十一月號
大連海務協會	海友	第四二號
岡山縣果物同業組合	果物月報	第一八號
時事叢存社	時事叢存	第一卷第二號
道之友社	道之友	十一月號
私立兒玉文庫	報告 八	
水產講習所	試驗報告 第九卷三、四冊	
東洋協會臺灣支部	臺灣時報	第五〇號
八代六郎	宗敎ト生活	
大日本農會	會報	第三八九號
靜岡縣水產試驗場	明治四十五年大正元年度靜岡縣水產試驗場事業報告	
博文館	太陽	每號
朝鮮公論社	朝鮮公論	每號
朝鮮雜誌社	朝鮮及滿洲	每號

Department of Education, Japan,
　Thirty Eighth Annual Report, 1910-1911.

International Institute of Agriculture. Rome,
　Bulletin of Agricultural Statistics.

Do.
　Communication to the Press.

Universidad la Habana,
　Discurso Inaugural del Curso Academico de 1913, 1914.

Canada Mining Department,
　Geology of Gowganda Mining Division, No. 33.

Northern Pacific Railway Company,
　Seventeenth Annual Report of the Northern Pacific Railway Company. June 3d, 1913.
　The Philippin Agricultural Review.

○朝鮮總督府月報第三卷總目錄 自第一號至第十一號

○口繪及寫眞

○農業及殖林

○商工業

○鑛業

○水產業

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

○統　計

○雜　錄

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

謹賀新年

日鮮圖書出版
圖書雜誌取次
運動體操器具
西洋樂器類
理化學器械
標本類一式
學校用教育品

朝鮮總督府編纂教科書元賣捌
東京文部省國定教科書元賣捌
朝鮮總督府月報發行所
月刊雜誌(朝鮮)發賣所

日韓書房

朝鮮京城本町二丁目
電話番號(一四五番 二二七番)
振替口座一一五番

簿記用

堀井インキ

赤藍共　二十四號　十二號　六號入ノ三種アリ

ナイヤガラ萬年筆

（自働インキ吸揚式）

壹號　貳號　參號ノ三種アリ

本品ハ現今世界ニ於ケル幾多萬年筆ノ有スル特長ヲ具備セルモノニシテ特ニ「インキ」ヲ注入スルノ煩ヲ要セズ只指頭ヲ以テ金鈕ノ一端ヲ上ゲレバ巧妙ナル特許裝置ハ自カラ「インキ」ヲ吸入セシメ加フルニ「インキ」漏出ノ憂ナキ優品ナレバ萬年筆ノ眞價ハ本品ニヨリ窺フベキナリ

京城南大門通三丁目

販賣元　謄寫堂出張所

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

事務ノ簡捷ハ焦眉ニ迫レリ
之レガ遂行ト否トハ
堀井謄寫版ノ使用如何ニアルノミ
敢テ薦ム
堀井ヲ冠セルモノ
斯界ノ白眉ナリ

京城南大門通三丁目
謄寫堂京城出張所
振替貯金口座京城一〇五八番・電話四〇二番
本店 東京市神田區鍛冶町三番地

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

特許

堀井輪轉謄寫機

機構輕妙

刷度神速

價格低廉

營業品目

堀井輪轉謄寫機

堀井鐵筆謄寫版各種

堀井毛筆謄寫版各種

エヂソン輪轉謄寫機各種

サイクロスタイル輪轉謄寫機

舶來事務用具各種

文房具品一式

手提金庫各種

營業目錄ハ御一報次第

贈呈可仕候

京城南大門通三丁目

謄寫堂京城出張所

振替貯金口座京城一〇五八番●電話四〇二番

本店　東京市神田區鍛冶町三番地

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

文房具

測量器械
製圖

京城本町一丁目
篠崎本店
電六四八同七〇五番
振替京城一五四番

和洋紙帳簿

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

○朝鮮總督府月報ニ關スル規程（大正二年十一月總督府訓令第五十八號）

朝鮮總督府月報ニ關スル規程定左ノ通改正ス

朝鮮總督府月報ニ關スル規程

第一條　朝鮮ニ於ケル施政其ノ他諸般ノ狀況ヲ周知セシムル爲毎月一日朝鮮總督府月報ヲ發行ス

第二條　月報ハ官房總務局總務課ニ於テ之ヲ編纂ス

第三條　月報ニ掲載スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

一　主要記述
二　調査資料
三　雜錄
四　敍任及辭令
五　統計
六　判決例
七　法令及通牒

第四條　月報編纂ノ爲編纂委員數人ヲ置ク

委員ハ朝鮮總督府及所屬官署ノ高等官ノ中ヨリ之ヲ命ス

第五條　總務課長ハ毎月一回各編纂委員ヲ會シ編纂ニ關スル打合ヲ爲スヘシ

第六條　月報原稿締切期限ハ毎月十五日トス

第七條　月報ハ官房總務局印刷所ニ於テ之ヲ印刷ス

第八條　月報ニハ依頼ニ應シ廣告ヲ掲載スルコトヲ得其ノ料金ハ印刷所長之ヲ定ム

附則

本令ハ大正三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮總督府月報廣告掲載手續

一朝鮮總督府月報ニ廣告ヲ掲載セムトスル者ハ京城本町二丁目日韓書房ニ申込ムヘシ

一掲載シタル廣告ノ原稿ハ一切之ヲ返付セス

一廣告料ハ一頁金五圓トス

但シ廣告ニ圖畫又ハ計表其ノ他特殊ノ版式ヲ要スルモノハ別ニ其ノ實費ヲ徵ス

大正二年十二月三十日印刷
大正三年一月一日發行

定價金二十錢
郵稅金一錢五厘

朝鮮總督府編纂

印刷所　朝鮮總督官房總務局印刷所

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

汽車時刻表

大正三年一月現行

京釜、京義線

黑字ハ午前ヲ示ス
赤字ハ午後ヲ示ス

									驛										
⊗ 9.50	×	—	—		×10.30				發 釜山棧橋 著	7.50			—		—	5.40	—		
....	11.00	—	—	6.00	....	12.30	4.50	7.35	發 釜山 著	....	2.20	5.15	—	11.12	—	....	—	7.00	10.45
10.45	11.58	—	—	7.57	11.35	2.16	6.48	9.30	著 三浪津 發	6.57	11.50	3.25	—	8.56	—	4.37	—	5.51	9.10
10.46	12.03	—	—	8.10	11.38	2.28	7.03		發 三浪津 著	6.55	....	3.11	—	8.43	—	4.32	—	5.49	8.58
....	....	—	—	9.25	12.00	3.20	7.10	—	發 (馬山線) 三浪津 著	....	10.42	2.17	—	8.26	—	....	—	5.36	8.00
....	....	—	—	10.55	1.32	4.52	8.45	—	著 (馬山線) 馬山 發	....	9.05	12.40	—	6.50	—	....	—	4.00	6.30
....	12.17	—	—	8.38	11.53	2.54	7.32	—	發 密陽 發	....	—	2.52	—	8.24	—	4.19	—	5.35	8.40
12.16	1.37	—	—	10.48	1.18	4.58	9.15	—	著 大邱 發	5.24	—	12.20	—	6.00		2.56	—	4.10	6.40
12.21	1.44	—	5.30	11.25	1.23	5.40		—	發 大邱 著	5.19	—	11.14	—	—	10.00	2.49	—	4.05	6.25
....	2.19	—	6.27	12.16	1.55	6.34	—	—	發 倭館 發	....	—	10.26	—	—	9.12	2.18	—	3.33	5.33
1.36	3.02	—	7.55	1.34	2.47	7.56	—	—	發 金泉 發	....	—	9.12	—	—	7.52	1.37	—	2.46	4.15
2.38	4.06	—	9.51	5.01	3.57	9.42	—	—	發 永同 發	....	—	7.35	—	—	6.01	12.35	—	1.38	2.40
3.32	5.02	—	11.34	6.55	5.00	11.23	—	—	著 大田 發	2.09	—	5.40		—	3.55	11.34		12.30	12.45
3.39	5.08	7.20	12.28		5.05	12.00	—	—	發 大田 著	2.01	—	—	11.32	—	—	11.28	7.20	12.25	11.00
4.21	5.53	8.46	1.58	—	5.55	1.17	—	—	發 鳥致院 發	....	—	—	10.15	—	—	10.45	6.00	11.35	9.44
....	6.35	10.02	3.10	—	6.40	2.18	—	—	發 天安 發	....	—	—	9.04	—	—	10.08	4.30	10.53	8.38
5.14	6.53	10.39	3.52	—	7.00	2.46	—	—	發 成歡 發	12.29	—	—	8.37	—	—	9.53	4.01	10.36	8.13
5.59	7.47	12.39	5.38	—	7.56	4.14	—	—	發 水原 發	11.39	—	—	6.45	—	—	9.01	2.04	9.37	6.28
6.33	8.27	1.42	6.43	—	8.38	5.14	—	—	著 永登浦 發	11.05	—	—	5.22	—	—	8.16	12.43	8.56	5.12
6.34	8.30	1.50	6.50	—	8.42	5.24	—	—	發 永登浦 著	11.04	—	—	5.11	—	—	8.11	12.33	8.51	5.03
6.42	8.40	2.05	7.04	—	8.50	5.39	—	—	著 龍山 發	10.56	—	—	4.56	—	—	8.00	12.18	8.42	4.48
6.50	8.50	2.25	7.20	—	9.00	6.00	—	—	著 南大門 發	10.50			4.40	—	—	7.50	12.00	8.30	4.30
7.10	9.10	2.37	7.35	—	9.40		11.50	4.20	發 南大門 著	10.30	2.00	5.38		—	—	7.30	11.46	8.00	4.14
....	....	2.41	7.39	—	....	—	....	....	著 西大門 發	....	....	....		—	—	....	11.42	....	4.10
7.20	9.20			—	9.50	—	12.08	4.39	發 龍山 著	10.21	1.43	5.16	—		—	7.19	—	7.48	—
8.42	10.53	—	—	—	11.36	—	2.37	7.09	著 開城 發	8.53	11.10	2.45	—		—	5.48	—	5.58	—
8.48	11.03	—	—	6.05	11.43	—	3.00	7.29	發 開城 著	8.46	10.41	1.50	—	10.01	—	5.30	—	5.52	—
10.16	12.42	—	—	9.05	1.32	—	6.00	10.30	著 新幕 發	7.14	7.40	10.40	—	7.00		4.07	—	4.06	—
10.21	12.52	5.50	—	11.05	1.40	—	5.20		發 新幕 著	7.09	—	10.05	—	4.33	10.08	3.53	—	4.01	—
....	1.54	8.17	—	1.00	2.54	—	8.15	—	發 沙里院 發	....	—	8.19	—	2.00	8.22	2.33	—	2.53	—
11.40	2.20	9.02	—	1.47	3.24	—	9.00	—	著 黃州 發	5.44	—	7.26		1.00	7.28	2.26	—	2.22	—
11.41	2.24	9.17	—	2.40	3.27	3.51	9.15	—	發 黃州 著	5.43	—	7.13	7.50	12.41	7.13	2.22	—	2.18	—
....	2.35	11.50	—	2.33	8.00	....	....	—	發 (兼二浦線) 黃州 著	....	—	....	....	9.07	3.37	1.17	—	....	—
....	3.02	12.17	—	3.02	8.27	....	....	—	著 (兼二浦線) 兼二浦 發	....	—	....	....	8.40	3.10	12.50	—	....	—
12.23	3.10	10.30	—	3.54	4.14	5.04	10.29	—	著 平壤 發	5.01	—	6.00	6.40	11.20	6.00	1.39		1.33	—
12.31	3.20	11.15	6.30	5.45	4.21			—	發 平壤 著	4.51	—	—	—	10.38	5.26	1.30	10.05	1.27	—
....	4.20	11.22	....	4.20	6.50	—	—	—	發 (鎭南浦線) 平壤 著	....	—	—	—	10.42	3.12	10.42	....	9.02	—
....	6.00	1.02	....	6.00	8.30	—	—	—	著 (鎭南浦線) 鎭南浦 發	....	—	—	—	9.00	1.30	9.00	....	7.20	—
1.56	4.49	2.48	9.16	8.45	6.09	—	—	—	發 新安州 發	3.22	—	—	—	8.14	2.52	11.57	7.40	11.51	—
2.44	5.41	4.23	10.51	10.20	7.05	—	—	—	著 定州 發	2.28	—	—	—	6.20	1.00	11.04	5.55	10.49	—
2.49	5.51	4.38	11.15		7.15	—	—	—	發 定州 著	2.21	—	—	—	—	10.03	10.54	5.25	10.39	—
3.28	6.33	5.57	12.34	—	8.12	—	—	—	發 宣川 發	1.41	—	—	—	—	8.59	10.17	4.13	9.52	—
4.54	8.13	9.34	3.35	—	10.18	—	—	—	著 新義州 發	12.02	—	—	—	—	5.45	8.35	12.57	7.47	—
5.00	8.20	9.44	3.45	—	10.31	—	—	—	發 新義州 著	12.00	—	—	—	—	—	8.30	12.50	7.40	—
5.10	8.30	9.51	3.55	—	10.40	—	—	—	著 安東 發	⊗ 11.50	—	—	—	—	— ×	8.20	12.40 ×	7.30	—

內地、朝鮮、滿洲連絡時刻表

				驛				
× 8.00	× —	⊗金.月.水.	12.10	發 ハルピン 著		※ 2.00	5.45	—
10.45	—		※ 7.00	發 長春 著	火.木.日	6.50	6.20	—
8.50	—		1.50	著 奉天 發		11.50	9.40	—
9.40	—		2.40	發 奉天 著		11.10	6.50	—
5.15	—		9.40	著 安東 發		4.40	※ 10.40	—
※ 7.30	8.20		※ 11.50	發 安東 著	長春、釜山間一等ノミ	5.10	10.40	8.30
7.47	8.35	土.火.木.	12.02	發 新義州 發		5.00	10.31	8.20
1.33	1.39		5.01	發 平壤 發		12.31	4.21	3.20
7.48	7.19		10.21	著 龍山 發		7.20	9.50	9.20
8.00	7.30		10.30	著 南大門 發		7.10	9.40	9.10
8.30	7.50	長春、釜山間一等ノミ	10.50	發 南大門 著		6.50	9.00	8.50
8.42	8.00		10.56	發 龍山 著		6.42	8.50	8.40
12.30	11.34		2.09	發 大田 發		3.39	5.05	5.08
4.05	2.49		5.19	著 大邱 發		12.21	1.23	1.44
4.10	2.56		5.24	發 大邱 著	月.水.土	12.16	1.18	1.37
5.51	4.37		6.57	發 三浪津 發		10.46	11.38	12.03
7.00	5.40		7.50	著 釜山 發		9.50	10.30	11.00
9.00	6.40		9.50	發 釜山(連絡船) 著		9.10	9.00	9.40
8.00	5.40	日.水.金.	8.00	著 下ノ關 發		10.40	10.00	10.40
9.50	7.10	下關新橋間各等每日運轉	9.50	發 (門司) 著		9.38	8.24	8.40
2.57	12.09		2.57	著 廣島 發		4.40	3.07	2.15
7.14	4.20		7.14	著 岡山 發	日.火.金.	12.34	10.50	9.04
10.25	7.31		10.25	著 神戶 發		9.22	7.32	4.58
11.20	8.22		11.20	著 大阪 發		8.33	6.38	3.56
11.32	8.28		11.32	發 大阪 著	新橋下關間一二三等每日運轉	8.25	6.26	3.44
12.24	9.17	月.木.土.	12.24	著 京都 發		7.38	5.35	2.47
4.25	12.41		4.25	著 名古屋 發		4.14	1.25	10.00
8.43	4.16		8.43	著 靜岡 發		12.39	9.03	4.50
1.02	7.47		1.02	著 平沼 發		9.08	4.37	12.00
1.50	8.25		1.50	著 新橋 發	⊗土.月.木.	8.30 ×	3.50 ×	11.00

⊗ ハ一週三回運轉特別急行列車
（連絡時刻表參照ノコト）
× ハ每日運轉急行列車

* 時差 日本時刻正午＝滿洲時刻午前 11.00
同 ＝ハルピン時刻午前 11.23
北京．大連方面行ハ奉天乘換

京仁線

	驛										
仁川行	西大門	發	—	—	9.52	12.11	2.26	4.50	—	—	10.10
	南大門	發	6.05	8.53	10.10	12.30	2.40	5.00	6.35	8.40	10.20
	龍山	發	6.18	9.00	10.30	12.46	2.51	5.08	6.51	8.57	10.32
	杻峴	著	7.56	9.54	11.56	2.11	4.06	6.06	8.19	10.22	11.43
	仁川	著	8.04	10.00	12.05	2.21	4.14	6.11	8.29	10.32	11.50
京城行	仁川	發	6.00	7.10	9.00	11.00	12.50	3.40	5.30	6.55	9.25
	杻峴	發	6.07	7.16	9.10	11.11	1.00	3.48	5.35	7.04	9.35
	龍山	著	7.13	8.12	10.48	12.39	2.28	5.02	6.29	8.28	10.58
	南大門	著	7.23	8.20	11.05	1.00	2.45	5.13	6.37	8.45	11.15
	西大門	著	7.34	8.31	—	1.14	—	5.27	6.46	9.09	—

京元線

			驛			
—	8.10	3.00	發 南大門 著	1.20	8.05	
—	8.26	3.15	發 龍山 著	1.03	7.48	
—	8.57	3.46	發 清涼里 著	12.32	7.18	
—	9.36	4.28	發 議政府 發	12.01	6.43	
—	12.10	7.00	發 鐵原 發	9.28	4.23	
6.35	1.25	8.20	發 福溪 發	8.15	3.12	著 9.45
7.10	2.00	8.55	著 劍拂浪 發	7.30	2.30	9.15
8.30		2.00	發 元山 著	12.47		6.15
10.06		3.36	發 龍池院 發	11.14		4.44
10.20		3.50	著 高山 發	11.00		4.30

湖南線

					驛					
—	—	6.10	1.00	6.40	發 大田 著	12.07	4.40	10.20	—	—
—	—	8.32	3.19	9.00	發 江景 發	10.00	2.30	8.12	—	—
—	—	9.26	4.13	9.56	著 裡里 發	9.00	1.30	7.10	—	—
5.10	—	9.40	7.05	....	發 裡里 著	8.45	....	4.03	10.25	
....	6.30	9.50	4.23	10.40	發 (群山線) 裡里 著	8.38	1.13	6.47	....	12.22
....	7.13	10.33	5.05	11.22	著 (群山線) 群山 發	7.55	12.30	6.05	....	11.40
6.40	—	11.12	8.35	—	著 井邑 發	7.15	—	2.30	8.55	—
	8.00		3.00		發 木浦 著		2.20			9.20
	10.11		5.11		發 羅州 發		12.13			7.13
	10.40		5.40		著 松汀里 發		11.40			6.40

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA